

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等
整備・運営事業
環境影響評価方法書

令和7年9月

忠岡エコサービス株式会社

-目 次-

第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1 対象事業の名称	2
2-2 対象事業の目的	2
2-2-1 事業の目的	2
2-2-2 事業計画策定の経緯	2
2-2-3 事業の検討	3
2-2-4 環境配慮の内容	5
2-3 対象事業の内容	11
2-3-1 事業の種類	11
2-3-2 事業の実施場所	12
2-3-3 処理する廃棄物の種類	14
2-3-4 施設の規模	14
2-3-5 施設の計画	15
2-3-6 施設の配置計画等	20
2-3-7 廃棄物処理の運用	20
2-3-8 運行計画	21
2-4 工事計画の概要	23
2-4-1 工事計画の概要	23
2-4-2 工事車両	25
2-5 環境保全対策の実施方針	26
2-5-1 施設の存在・供用	26
2-5-2 工事の実施	28
2-5-3 解体工事中	30
第3章 環境影響評価を実施する地域	31
第4章 地域の概況	33
4-1 社会的状況	33
4-1-1 人口	33
4-1-2 産業	34
4-1-3 交通	35
4-1-4 土地利用	37
4-1-5 水利用	42
4-1-6 廃棄物	43
4-1-7 環境法令が定める基準等	46
4-1-8 環境基本計画等	82
4-2 生活環境	104
4-2-1 大気環境	104
4-2-2 水環境	117
4-2-3 土壌環境	131
4-2-4 その他生活環境	133
4-3 自然環境	142
4-3-1 気象	142
4-3-2 地象	145

4-3-3	水象	147
4-3-4	陸域生態系	148
4-3-5	人と自然との触れ合いの活動の場	150
4-3-6	自然景観	152
4-4	都市環境	153
4-4-1	文化財	153
4-4-2	景観	156
4-5	気候変動適応等	157
4-5-1	洪水・内水氾濫	157
4-5-2	高潮・高波	158
4-5-3	土砂災害	160
4-5-4	暑熱	161
4-5-5	地震	162
4-5-6	津波	165
第5章	環境影響評価の項目の選定	166
5-1	環境影響要因の抽出	166
5-2	環境影響評価の項目の抽出	167
第6章	調査・予測及び評価の手法	170
6-1	現況調査	170
6-2	影響予測	180
6-3	評価	184
第7章	対象事業の実施にあたり必要となる許認可	185

第 1 章 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 忠岡エコサービス株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役 久保 昭典

所在地 : 大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目 5 番 46 号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業

2-2 対象事業の目的

2-2-1 事業の目的

本事業は、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の三社から構成される事業グループとの間で締結した「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」(以下、「公民連携協定」という。)に基づき、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備・運営するものである。これらの施設を総称して、地域エネルギーセンターという。

本事業においては、一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取組み強化による循環型社会の実現をしつつ、エネルギー回収施設において廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画としている。発電した電気は事業所内で利用するとともに、余剰電力は地域において有効活用することにより、エネルギーの地産地消による自立・分散型社会の形成やエネルギーの脱炭素化を図り、災害時の復旧・復興に資する取組み等も推進することとしている。このようにエネルギー回収施設を地域のエネルギーセンターとして整備することで、「廃棄物エネルギーによる再生可能エネルギーを主体とした地域循環共生圏」の構築にも貢献できると考えている。

加えて、本事業は、令和6年8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」に掲げる「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」といった循環型社会形成に向けた中長期的な方向性に合致する事業であると考えている。

2-2-2 事業計画策定の経緯

本事業は、忠岡町との公民連携協定に基づき進めていく計画であるが、本協定締結に至った経緯を以下に記載する。

これまで忠岡町域から発生する一般廃棄物については、忠岡町新浜2丁目に設置されていた「忠岡町クリーンセンター」（以下「旧クリーンセンター」という。）で処理されていた。

旧クリーンセンターは、昭和61年に稼働を開始し、ダイオキシン類の対策や設備等の更新工事を行い稼働されてきていたが、老朽化に伴い維持管理コストが増大している状況であった。

一方で、旧クリーンセンターの運転管理契約が令和5年度末（令和6年3月）で終了する予定であったことから、以降のごみ処理手法について、忠岡町では、令和3年度から先進事例等を含めた検討が始められ、令和4年5月には検討のベースとなる「忠岡町一般廃棄物処理基本構想」を取りまとめられ、現状における町域の一般廃棄物処理状況を整理された上で、ごみ処理の課題を把握された。

令和4年度には、引き続き事業手法の実現性や効果等の観点から比較・検討を進められた結果、「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定された。

その後、議会説明及び住民説明が行われた上で、公募型プロポーザル方式による事業者選定を経て、令和5年1月の忠岡町議会臨時会において「(仮称)地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定」を締結することについて可決され、忠岡町として公民連携によるごみ処理を推進することの意思決定がなされた。

この議決を受けて、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス(現・有限会社ショウワメンテナンス)の三社から構成される事業グループとの間で「(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」が締結され、公民連携によるごみ処理事業を進めることとなった。

令和5年3月には、大栄環境株式会社、有限会社松和メンテナンス(現・有限会社ショウワメンテナンス)、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との共同出資による新会社「忠岡エコサービス株式会社」(以下「当社」という。)を設立し、本事業を進めていくこととなった。

現在、旧クリーンセンターの運転は終了しているため、忠岡町域から発生する一般廃棄物については、旧クリーンセンターの敷地内に併設されていた忠岡町し尿処理施設を解体撤去した跡地に、当社が「ごみ中継施設」を設置し、令和6年4月より当該施設において受け入れを行っている。そして、当該施設で積み替え後、三重県伊賀市の大栄環境グループの廃棄物処理施設において処理されているところである。

2-2-3 事業の検討

当社は、「忠岡町一般廃棄物処理基本計画(改定版)令和5年3月 忠岡町」及び令和5年2月8日に忠岡町と締結した「(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」に基づき、事業を進める。

(1) 事業の実施場所

本事業の実施場所は、旧クリーンセンターが設置されていた忠岡町新浜2丁目である。

当地では、昭和61年に旧クリーンセンターが供用を開始し、令和6年3月末まで忠岡町域から発生する一般廃棄物を安定して処理されてきた実績がある。当地は忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれている。

また、廃棄物の搬入出を考えた場合、主要なルートとなる阪神高速4号湾岸線や大阪府道29号(大阪臨海線)から事業計画地までの間に住居等の立地がないことから、運搬車両の走行による環境影響を軽減することができる。

(2) 処理する廃棄物の種類

地域エネルギーセンターで処理する一般廃棄物は、忠岡町域から発生するごみ及び災害時に発生する災害廃棄物とし、産業廃棄物は、表2-3(P.14)に示す廃棄物とする計画である。

(3) 廃棄物処理における適正な循環利用と廃棄物処理施設の規模

本事業は、前述の「第5次循環型社会形成推進基本計画」に沿うべく、「サーキュラーエコノミー」や「脱炭素社会」等に合致した方向で進める計画として、廃棄物の「適正な循環的利用」※に取り組む。

しかし、これらの実現において、国内の物流事情にフォーカスすると、生産側(動脈企業)と処理側(静脈企業)との連携における課題は多く、「品質が不安定」「需要量に対して供給量が桁違いに足りない」といったミスマッチが起こっている。当社としては、施設の高度化や取扱量の安定を図ることで、これらの課題解決に寄与し、廃棄物の「適正な循環的利用」を推進したいと考えており、国も循環システムの構築が目指すべき姿であると言及されている。

一方、そのような取組みを推進する中でも、再生利用に適さない廃棄物が一定量発生する。それらを含め「適正な循環的利用」を進めるためにも熱回収施設は必要であるという認識である。つまり、当社はマテリアルリサイクル等を行う施設の高度化や取扱量の安定を図ることで、再生利用への取組みを拡大しつつ、再生利用に適さない廃棄物を焼却施設にて熱回収することで、「適正な循環的利用」の最適化を目指している。

(※)廃棄物処理施設整備計画(R5.6閣議決定)にて示されている「再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う」の意である。

また、国は、廃棄物処理・資源循環業界における2050年カーボンニュートラルを達成するために、焼却施設を建替える際は、熱回収効率を向上させるために処理能力を大きくして建替えることを推奨している。そして、当面は熱回収により脱炭素社会に寄与することとし、将来はCCU※等によりカーボンネガティブを目指すという方向を示している。

本事業においても、将来CCU※を導入した場合は、自立運転(他からのエネルギーを使用せず、自らの施設で発生させたエネルギーのみで運転)によるCO₂回収を可能とするために必要な施設規模及び発電規模を検討した。

一方、「大阪府災害廃棄物処理計画(令和元年7月修正)」によると、「大規模な震災等が起これば、大阪府域では多量の災害廃棄物が発生するが、早期に復旧復興を図るためには、災害廃棄物の処理は少なくとも3年以内に完了する必要がある。災害廃棄物は一般廃棄物であり、各市町村が処理責任を有していることから、まず相互支援協定を締結している市町村(以下、「地域」という。)が連携して地域内の処理に当たり、さらに必要に応じて大阪府が連携、協力して処理に当たる。また、この期間内に全ての廃棄物を大阪府域だけで処理することは相当な困難を要することから、近畿圏を中心に民間事業者の協力も得ながら広域処理体制の整備を図る。」と記載があり、民間の焼却施設の協力等が必要とされている。当社としては、本事業により十分な処理能力を確保することで、早期の復旧復興に貢献できればと考えている。なお、災害廃棄物の受入対応枠は定量として設定するのではなく、要請に応じた受入対応を想定している。

(※)CCUとは、「Carbon Capture and Utilization(炭素捕捉・利用)」の略称で、二酸化炭素を大気中に排出することなく捕集し、それを様々な形で再利用する技術やプロセスを指す。これは、貯留するのではなく、有用な製品やエネルギー源として活用することに焦点を当てている。

以上を踏まえ、「地域エネルギーセンター」において必要な廃棄物処理施設の規模については、エネルギー回収施設(焼却施設)は平均処理計画量として200t/日、これによる発電電力は4,950kW、リサイクル施設(破碎選別施設)は平均処理計画量として50t/日と計画している。

2-2-4 環境配慮の内容

事業計画の策定にあたり、事業計画に反映した環境配慮の内容及び環境配慮事項として選定しなかった項目について、その理由を表2-1(1)～(6)に示す。

表2-1(1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
1 基本的事項		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	本事業の実施に当たっては、大阪府、忠岡町、泉大津市、岸和田市の環境計画における方針・目標等との整合を図り、環境への負荷低減に努める。
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地は、臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が位置する旧海岸線まで 900m 以上の距離が確保されている。 ・事業計画地は、旧クリーンセンターの跡地であることから、新たな開発面積の拡大はない。 ・施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した意匠、色彩とする計画である。 ・周辺地域との調和を図るため緑地の確保に努める。
事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水池、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	×	事業計画地は埋立地であり、下流域及び周辺地域において水利用はされていないため、環境配慮事項として選定しなかった。
1-2 改変区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の改変や樹木の伐採等を行う場合には、その改変区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業は、旧クリーンセンターの敷地内における計画であり、大きな土地改変は行わず、自然植生の伐採等も極一部と考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	工事による発生土は、可能な限り現場内で再利用するが、場外へ排出する際は適切に処分を行う計画である。

表 2-1 (2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
2循環		
2-1資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。 ・リサイクルが可能な廃棄物については、リサイクル施設で受入し、選別過程で発生する有価物やリサイクルが可能な廃棄物を回収する。可燃系廃棄物については焼却処理等を行い、それによって得られるエネルギーをプラントの電力等として有効利用(サーマルリサイクル)に努め、エネルギーの効率的利用を図る計画とする。 ・発生土は、埋戻しや盛土等への再利用の徹底を行う。また、建築資材等について、リサイクル製品を使用することを可能なかぎり検討する。
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	○	建物・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく、再生利用が容易な資材を用いる計画とする。
2-2水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根に降った雨水は一部を回収し、植樹した草木の散水に利用する計画とする。 ・プラント排水については、炉内温度調整のための噴霧水として全量再利用する計画とする。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	事業計画地内において、多くの緑地を配置することで、保水機能等に十分配慮した土地利用を計画する。
3生活環境		
3-1大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	当社の廃棄物運搬車両等及び工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路は通行しない計画とする。廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	当社の廃棄物運搬車両等は、運搬効率の向上等により走行台数を抑制するように努める。また、廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
施設で使用管理する車両については、低公害車の導入に努めること。	○	大栄環境株式会社が保有する排ガス規制適合車、排ガス低減車、NOx・PM低減車などの車両を供用開始時には使用することに加え、車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。

表 2-1 (3) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
<p>施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策は、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰等の薬剤を噴霧し中和反応処理を行い、反応後ばいじんとともに、ろ布で捕集・除去する方式を採用する。 ・排ガス中の窒素酸化物対策は、発生要因を減らすため、ストーカ、二次燃焼室の二段階で燃焼するとともに、触媒反応塔においてアンモニアを吹き込み、窒素酸化物排出量の低下に努める。(排ガス処理方法においては暫定の計画であり、詳細設計により変更の可能性がある。) ・排水対策は、プラント排水を炉内噴霧処理としたクローズドシステムを採用する。 ・騒音振動対策について、騒音振動を抑えるため、強固な基礎による振動防止や低騒音型機器を採用するなどの対策を講じる計画とする。 ・悪臭対策は、建屋外に臭気が漏洩することを防止するため、悪臭の発生する廃棄物ピットは屋内に設置し、建屋内空気を燃焼用空気として吸引する計画とする。
<p>工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、工事の平準化、影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用などで、大気汚染、騒音・振動の影響の低減に努める計画とする。 ・旧クリーンセンターの解体に当たってのダイオキシン類の飛散防止対策は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に従うとともに、解体前後に環境調査を実施するなど、周辺環境への影響がないことを確認し、安全に十分注意しながら解体作業を行う計画とする。 ・建設工事に伴う濁水は、一旦沈砂槽に滞留させ土砂を分離した後、上澄み水を雨水幹線へ排除する。
3-2 地盤沈下		
<p>地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。</p>	×	<p>本事業において、地下水の採取などの地盤沈下に繋がる行為はないため、環境配慮事項として選定しなかった。</p>
3-3 土壌汚染		
<p>土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い忠岡町が実施した「土壌汚染状況調査」の結果を基に事業計画地の状況を把握する。土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じる。汚染土壌を掘削除去する場合、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。 ・汚染土壌を掘削除去する場合は、掘削の工法や運搬方法などについても法令に準拠して行う。 ・搬入する廃棄物及びその処理後物は適正に管理することや有害物質の地下浸透防止対策を講じる。
3-4 日照障害、電波障害、反射光		
<p>建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。</p>	×	<p>本事業は、周辺地域に日照障害、電波障害及び風害による影響を及ぼすことはないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。</p>

表 2-1 (4) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
3-5都市景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。	○	施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した施設の配置、意匠、色彩に加え、緑地を確保する計画である。
4自然環境		
4-1気象・地象・水象		
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、事業計画地及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	×	周辺地域の気象・地象・水象に影響を与えるような土地改変及び構造物の設置はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業では大規模な地下構造物の建設や地下水採取はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-2陸域生態系・海域生態系		
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいれるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	×	事業計画地は、既に旧クリーンセンター(焼却施設及びし尿処理施設)として利用しており、本事業の実施により、自然植生の伐採、干潟の減少など、動植物の生息・生育環境への影響はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	×	事業計画地は、既に旧クリーンセンター(焼却施設及びし尿処理施設)として利用しており、本事業の実施により、良好な緑地、水辺等が減少することがないため、環境配慮事項として選定しなかった。なお、施設の設置に際しては、可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	×	工事の規模から、周辺地域の動植物の生育・生息環境に影響を与えることがないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-3自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	○	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる自然景観はないが、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう配慮する。

表 2-1 (5) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
4-4人と自然との触れ合いの活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	事業計画地周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」へのアクセスに影響が出ないよう、廃棄物運搬車両等及び工事車両の運搬効率を向上させ走行台数の抑制に努める。
5歴史的・文化的環境		
5-1歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる歴史的・文化的景観はないと考えられるが、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう配慮する。
5-2文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる文化財はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
6環境負荷		
6-1温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・廃熱ボイラによる熱回収、発電を行うことで燃料使用によるCO₂削減に努めるほか、可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する。 ・オゾン層破壊物質である特定フロン取り扱いを行わない。 ・CO₂削減の対策の一例として、リサイクル施設（破碎選別施設）の破碎処理後物（可燃物）は、遠方まで運んで処理するのではなく、事業敷地内に併設するエネルギー回収施設（焼却施設）で処理することで、車両走行に伴う温室効果ガスの低減を図る。 ・計画的な削減を図る方策の一例として、施設で使用する機器は、可能な限り省エネ型とするよう計画的に導入する。
6-2廃棄物、発生土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。	○	施設機器は、可能な限り長期使用ができるものを採用する計画とし、事務所から発生する廃棄物については可能な限り発生抑制に努めるとともに、リユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。
施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。	○	工事の際は、施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の検討・採用を行い、発生土の発生抑制に努める。
発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う発生土は、可能な限り土量バランスを図り、削減することで、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努める。 ・発生土を仮置き又は運搬する際は、飛散しないようシート掛けを行うなど飛散防止対策を行う。

表 2-1 (6) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
7 気候変動適応等		
7-1 洪水・内水氾濫		
浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	×	事業計画地は、想定最大規模降雨で河川氾濫による浸水被害は想定されていないため、環境配慮項目として選定しなかった。
7-2 高潮・高波		
工場等の供給処理施設にあつては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、機器を高所に設置することで高潮・高波に起因する廃棄物の流出や化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。
7-3 地震		
施設の耐震性能の確保、電力喪失対策及び液状化への対策など、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、耐震性能の確保や施設全体の処理設備ごとに分棟、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、以上の対策を講じる計画であり、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。
7-4 津波		
沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあつては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、機器を高所に設置することで津波に起因する廃棄物の流出や化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。

2-3 対象事業の内容

2-3-1 事業の種類

本事業は、表2-2のとおり、「大阪府環境影響評価条例施行規則」（平成11年3月29日大阪府規則第17号）別表第1（第3条関係）第6号の表に掲げられた要件のうち、下線部に該当する。

表2-2 大阪府環境影響評価条例施行規則別表第1（第3条関係）第6号

項	事業の要件
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「 <u>廃棄物処理法</u> 」という。)第八条第一項のごみ処理施設(以下「 <u>ごみ処理施設</u> 」という。)の設置の事業(一の事業場に設置されるごみ処理施設のうち焼却施設にあっては処理能力の合計が一日当たり百トン以上、 <u>焼却施設以外のごみ処理施設にあっては処理能力の合計が一日当たり二百トン以上であるものに限る。</u>)
二	(略)
三	廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の焼却施設(以下「 <u>産業廃棄物焼却施設</u> 」という。)の設置の事業(一の工場又は事業場に設置される産業廃棄物焼却施設の処理能力(一日の稼働時間が八時間未満の場合にあっては、八時間として算出した処理能力)の合計が一日当たり百トン以上であるものに限る。ただし、 <u>汚泥、廃酸又は廃アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設にあっては、バーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が一時間当たり四キロリットル以上であるものに限る。</u>)
四	(略)
五	(略)

2-3-2 事業の実施場所

本事業の実施場所は、図2-1(1)～(2)に示すとおり、忠岡町の臨海部にある埋立地に位置し、周辺には事業所、運動広場や大阪南下水汚泥広域処理場があり、市町境界を経た岸和田市側には貯木場が広がっている。

また、住居等が立地する旧海岸線の東側までは、阪神高速4号湾岸線、大阪府道29号(大阪臨海線)を挟んで約900mの距離がある。



図2-1(1) 事業の実施場所（広域図）



図 2-1 (2) 事業の実施場所 (狭域図)

2-3-3 処理する廃棄物の種類

処理する廃棄物の種類は、表 2-3 に示すとおりである。

表 2-3 処理する廃棄物の種類

施 設	取扱う廃棄物の種類
エネルギー回収施設 (焼却施設)	<p>【一般廃棄物】</p> <p>1. 忠岡町域から発生する可燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む)</p> <p>【産業廃棄物】</p> <p>1. 汚泥 2. 廃油 3. 廃酸 4. 廃アルカリ 5. 廃プラスチック類 6. 紙くず 7. 木くず 8. 繊維くず 9. 動植物性残さ 10. ゴムくず 11. 金属くず 12. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 13. がれき類 ※金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、その他の品目に混入して処分することが必要であるものに限る。 ※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>
リサイクル施設 (破碎選別施設)	<p>【一般廃棄物】</p> <p>1. 忠岡町域から発生する粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む)</p> <p>【産業廃棄物】</p> <p>1. 廃プラスチック類 2. 紙くず 3. 木くず 4. 繊維くず 5. ゴムくず 6. 金属くず 7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 8. がれき類 ※廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>

2-3-4 施設の規模

施設の規模は、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-4 施設の規模

施設の名称	1日当たりの平均処理計画量	最大処理能力
エネルギー回収施設 (焼却施設)	200t/日	220t/日 (廃棄物処理量制御における 10% 程度の変動を想定)
リサイクル施設 (破碎選別施設)	50t/日	784.8t/日 (比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破碎機の処理能力)

2-3-5 施設の計画

(1) 廃棄物処理・エネルギー回収の流れ

本事業は、エネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備し、忠岡町域から発生する一般廃棄物（災害廃棄物を含む）に加え、事業活動により発生する産業廃棄物を適正に処理する計画である。

廃棄物処理のフロー図は図2-2に示すとおりである。

エネルギー回収施設（焼却施設）では、リサイクルに回すことができない可燃物を焼却し、焼却処理後の残渣物（焼却灰等）は埋立処分を行う。一方で、現在のごみ中継施設内に設置を計画しているリサイクル施設（破碎選別施設）では、受け入れた廃棄物のうち、リサイクル可能なものはリサイクルに回すとともに、それ以外の可燃系廃棄物及び不燃系廃棄物については、それぞれを破碎選別後、可燃物は焼却処理を、不燃物は埋立処分を行う計画である。

また、エネルギー回収施設（焼却施設）では、焼却廃棄物の処理に伴い生じる熱エネルギーを基に発電した電気を場内で使用する他、余剰電力は、地元地域で有効利用することを検討している。

施設では、法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物は取扱わない。なお、廃棄物の受け入れ、処理に当たっては、以下に示す維持管理を行う。

< 廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理 >

産業廃棄物の受け入れにあたっては、受け入れ前（排出事業者との商談時）に、排出しようとする産業廃棄物の現物を確認し、また、許可品目であるかどうか、処理可能物であるかどうかについて、計量証明書やWDS（廃棄物データシート）、SDS（安全データシート）等によりあらかじめ確認を行う。確認の結果、処理可能と判断した場合は、排出事業者との間で処理委託契約を締結する。

産業廃棄物を現場で受け入れる際は、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、許可品目外のものが入混じっていないかどうか、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうか、目視確認を行う。万が一、許可品目外のものや契約外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者と連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼する。

一般廃棄物については、マニフェストの発行はないが、産業廃棄物と同様に受け入れる際には目視確認を行い、処理可能物であるかどうかを確認する。

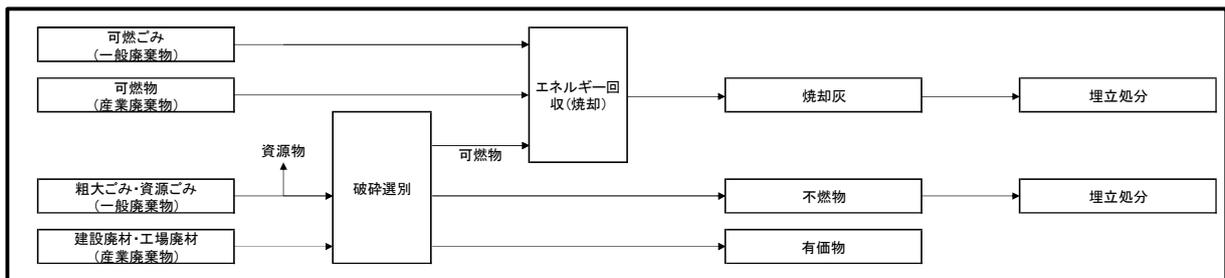


図2-2 廃棄物処理のフロー図

(2) 主要な施設の概要

① エネルギー回収施設（焼却施設）

エネルギー回収施設（焼却施設）の概要は表 2-5、処理フローは図 2-3 に示すとおりである。

なお、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため、詳細設計により変更する可能性がある。

表 2-5 エネルギー回収施設（焼却施設）の概要

項 目		概 要
炉形式		ストーカ炉
処理能力		220t/日×1 炉
処理する廃棄物の種類		【一般廃棄物】 可燃ごみ 【産業廃棄物】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
発電電力		4,950 kW
運転条件	稼働時間	24 時間/日
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年
燃焼温度		850℃以上
滞留時間		2 秒以上
排気筒	高さ	50m [*]
	頂部径	1.188m
排ガス温度(煙突出口)		約 170℃
排ガス量	湿り	約 69,000N m ³ /時
	乾き	約 56,000N m ³ /時
	酸素濃度	約 9.5%(乾き)
排ガス濃度 (O ₂ 12%換算)	ばいじん	0.04g/N m ³ 以下
	窒素酸化物	250ppm 以下
	硫黄酸化物	114ppm 以下
	塩化水素	430ppm 以下
	一酸化炭素	100ppm 以下
	水 銀	30μg/N m ³ 以下
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/N m ³ 以下
燃えがら	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下
ばいじん	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

※本事業のエネルギー回収施設は大栄環境（株）の和泉エネルギープラザ（以下、和泉 EP）と同等の施設仕様で計画しています。和泉 EP に係る環境影響評価では、排気筒の高さを 50m として環境影響予測を行い、環境保全目標を満足する結果が得られたことから、それを参考に、本事業でも 50m と計画しています。

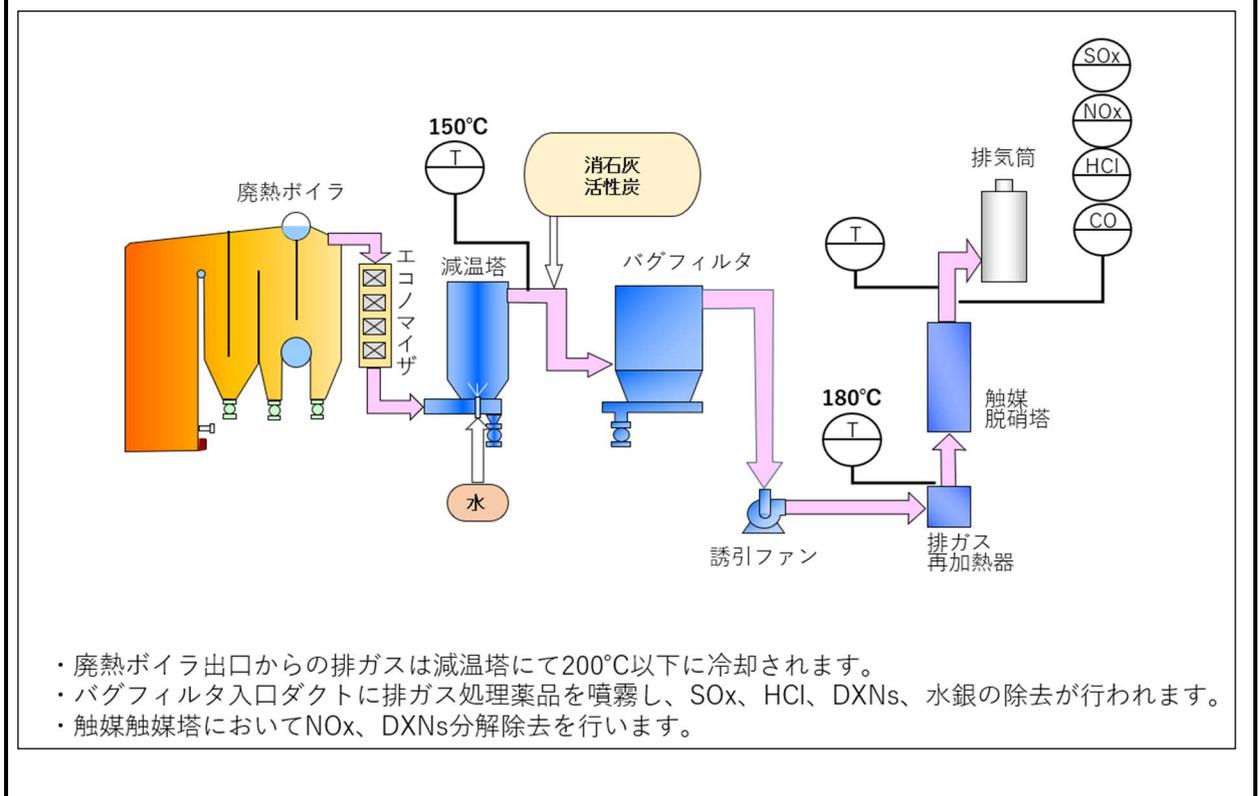
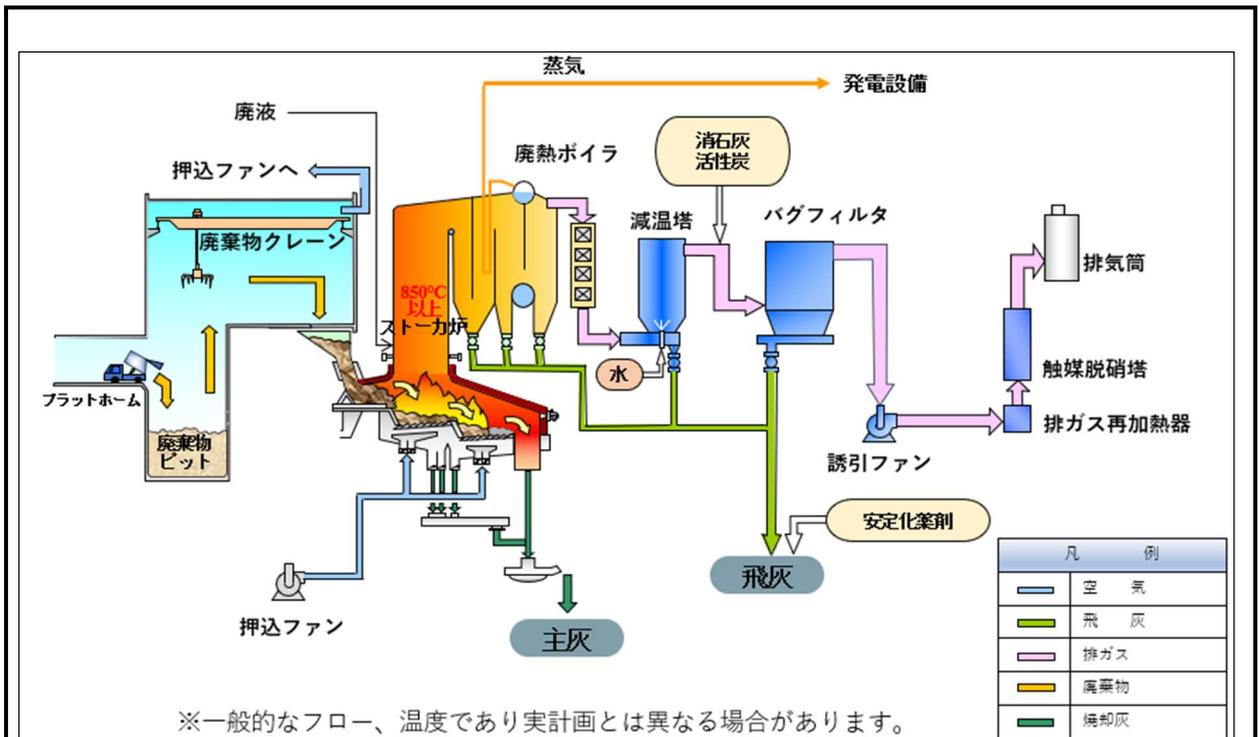


図 2-3 エネルギー回収施設（焼却施設）の処理フロー図

②リサイクル施設（破砕選別施設）

リサイクル施設（破砕選別施設）の概要は表 2-6、処理フローは図 2-4 に示すとおりである。なお、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため、詳細設計により変更する可能性がある。

表 2-6 リサイクル施設（破砕選別施設）の概要

項 目		概 要
処理形式		二軸破砕式
処理能力		784.8t/日※×1基 (平均処理量 50t/日) ※比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破砕機の処理能力を設定
処理する廃棄物の種類		【一般廃棄物】 粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ ※資源ごみは予め選別の上、別途取り扱う 【産業廃棄物】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類
運転条件	稼働時間	9 時間/日 (8:00~17:00)
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年

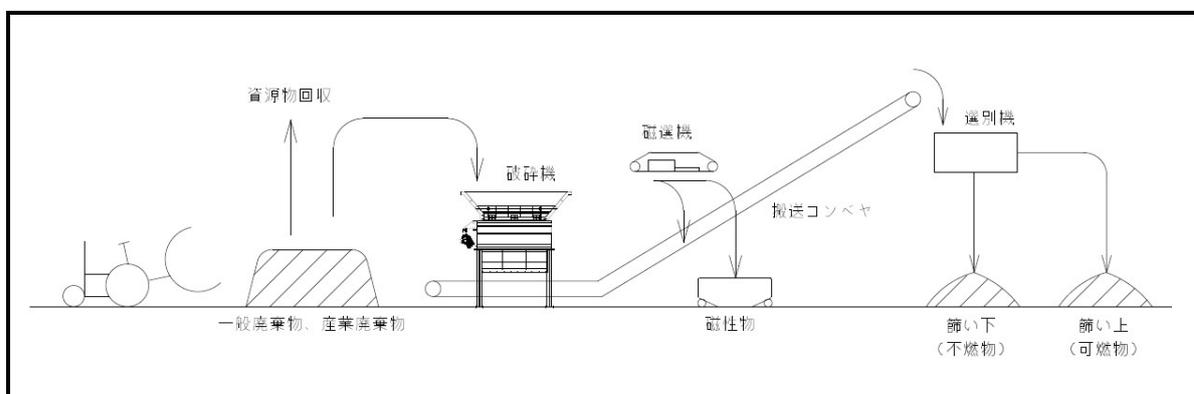


図 2-4 リサイクル施設（破砕選別施設）の処理フロー図

(3) 給排水計画

給水計画は表 2-7、給排水フロー図は図 2-5 に示すとおりであり、上水道を利用する。

なお、生活排水は下水道へ排水し、プラント排水は炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。

表 2-7 給水計画

用 途	給水量
エネルギー回収施設（焼却施設）等	148t/日
事務所（生活用水）	2t/日
合 計	150t/日

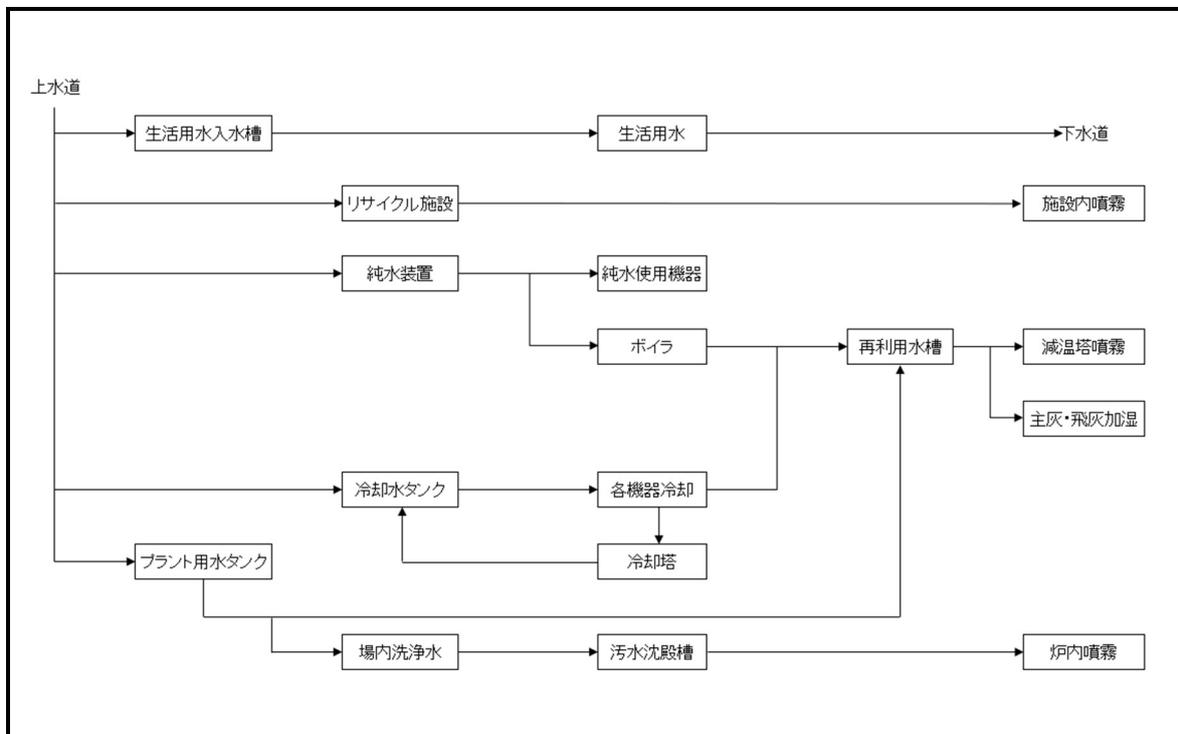


図 2-5 給排水フロー図

(4) 発電電力の運用

発電電力の運用は、以下に示すとおりである。

廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収し発電利用するものである。発電した電気はリサイクル施設及びエネルギー回収施設等で有効利用する (ZEB と合致した考え方)。また、余剰分については、地元地域で有効利用することを検討している。

2-3-6 施設の配置計画等

施設配置計画図は図2-6に示すとおりである。

建物の高さは最大30m未満、排気筒については高さ50mを計画している。

エネルギー回収施設（焼却施設）の配置は現段階で確定していない。また、緑化は現在の緑地をベースにするものの一部のエリアにて緑地の除去や新設を計画している。なお、緑化計画については、大阪府自然環境保全条例第34条に定める緑化計画書を策定予定である。

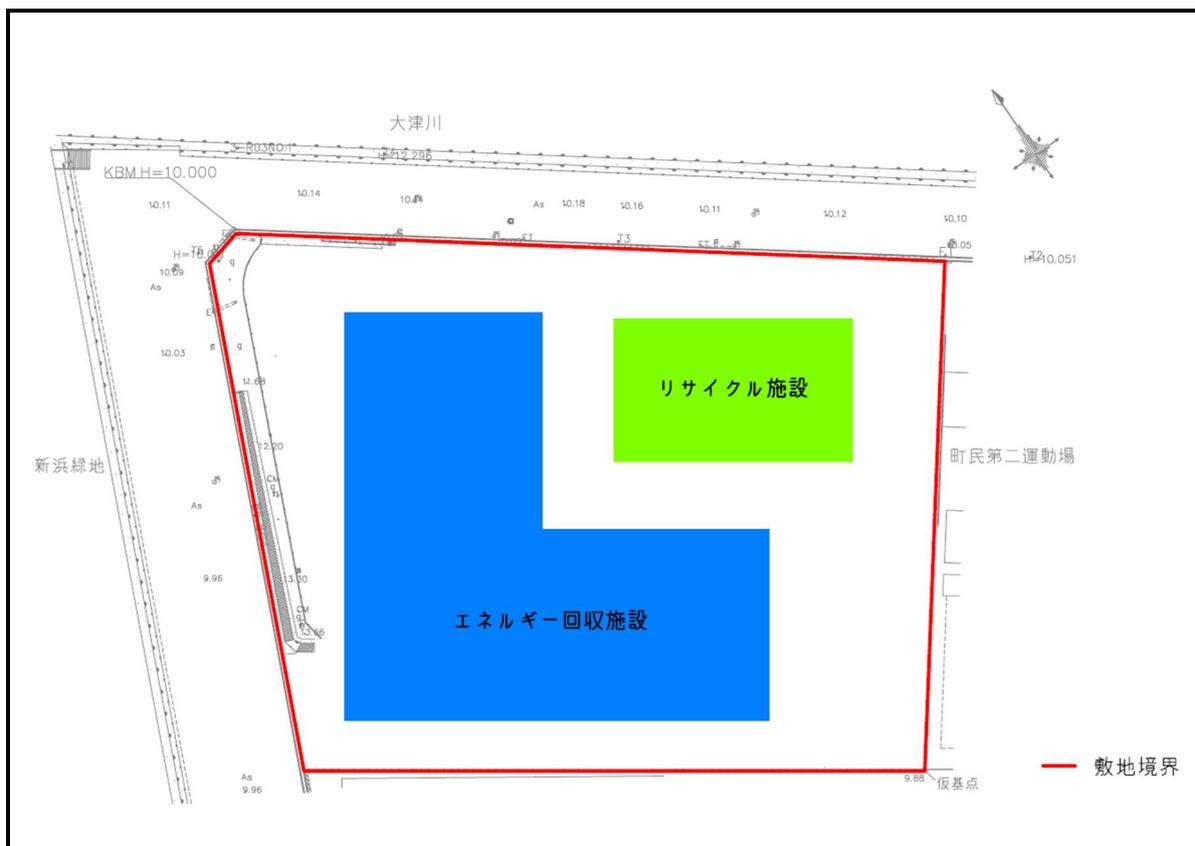


図2-6 施設配置計画図

2-3-7 廃棄物処理の運用

一般廃棄物は、忠岡町域より収集・運搬され直接事業計画内に、産業廃棄物は、主に大阪府域にて収集・運搬され直接事業計画地内に持ち込まれるものが想定されている。

2-3-8 運行計画

施設の供用に伴い運行する車両の台数は、表2-8(1)に示すとおりである。

忠岡町域から発生する一般廃棄物は、現在、事業計画地内に立地している中継施設に搬入し処理されており、施設の供用後も一般廃棄物の運搬車両台数にほとんど変化はないものと考えている。

施設の供用後、新たに発生する車両は、産業廃棄物の運搬車両や薬剤(消石灰、活性炭等)の運搬、従業員の通勤等の施設の維持管理に必要な車両となり、一般廃棄物の運搬車両と合わせた車両(以下、「廃棄物運搬車両等」という。)の台数は、最大時で大型車70台/日・往復、小型車188台/日・往復(内従業員の通勤車両50台/日・往復)を想定している。

なお、一般廃棄物の運搬車両の台数は、現状の実績を参考に、供用開始時86台/日・往復と想定している。

表2-8(1) 施設の供用に伴い運行する車両の台数(廃棄物運搬車両等)

(単位:台/日・往復)

用途 車種	廃棄物運搬車両		通勤車両
	大型車	小型車	
	25t車・10t車	4t車・2t車	乗用車
一般廃棄物 搬入出車両	0	86	50
産業廃棄物 搬入車両	54	42	
産業廃棄物 搬出車両	16	10	
小計	70	52	
	122		
合計	70	188(一般廃棄物運搬車両以外は102)	
	258		

施設の供用に伴い発生する車両の走行ルート別の台数は、表2-8(2)及び図2-7のとおりである。

ルート①及びルート②の(阪神高速4号湾岸線)を利用する車両は、阪神高速の岸和田北出入口から貯木場内の臨港道路を経て事業計画地へ出入りする。ルート③及びルート④の(府道29号(大阪臨海線))を利用する車両は、北部からは府道29号の新浜東交差点から貯木場北水門を超え右折し事業計画地へ、南部から進入する車両は新浜東交差点手前約300mの三叉路を斜め左に入り同じく貯木場水門を超え右折、退出は新浜交差点を利用する。

なお、阪神高速の岸和田北出入口及び新浜東交差点から事業計画地までの間に住居等の環境上保全を要する物件の立地はない。

大型車両(70台/日・往復)は阪神高速4号湾岸線、小型車両(102台/日・往復)は府道29号(大阪臨海線)を使用する。

この主要道路別の走行台数は、阪神高速4号湾岸線の北部方面(ルート①)が54台/日・往復、南部方面(ルート②)が16台/日・往復、府道29号の北部方面(ルート③)が74台/日・往復、南部方面(ルート④)が28台/日・往復となる。

なお、一般廃棄物の運搬(43台/日)は、現在と同様に主に忠岡町内の街路を走行する。

表2-8(2) 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート別の台数(産業廃棄物運搬車両)

(単位:台/日・往復)

廃棄物運搬車両等			大型車	小型車	合計
主要道路名・走行ルート					
阪神高速道路4号 (湾岸線)	北部方面	ルート①	54	-	54
	南部方面	ルート②	16	-	16
府道29号 (大阪臨海線)	北部方面	ルート③	-	74	74
	南部方面	ルート④	-	28	28
合計			70	102	172

(単位：台/日・往復)

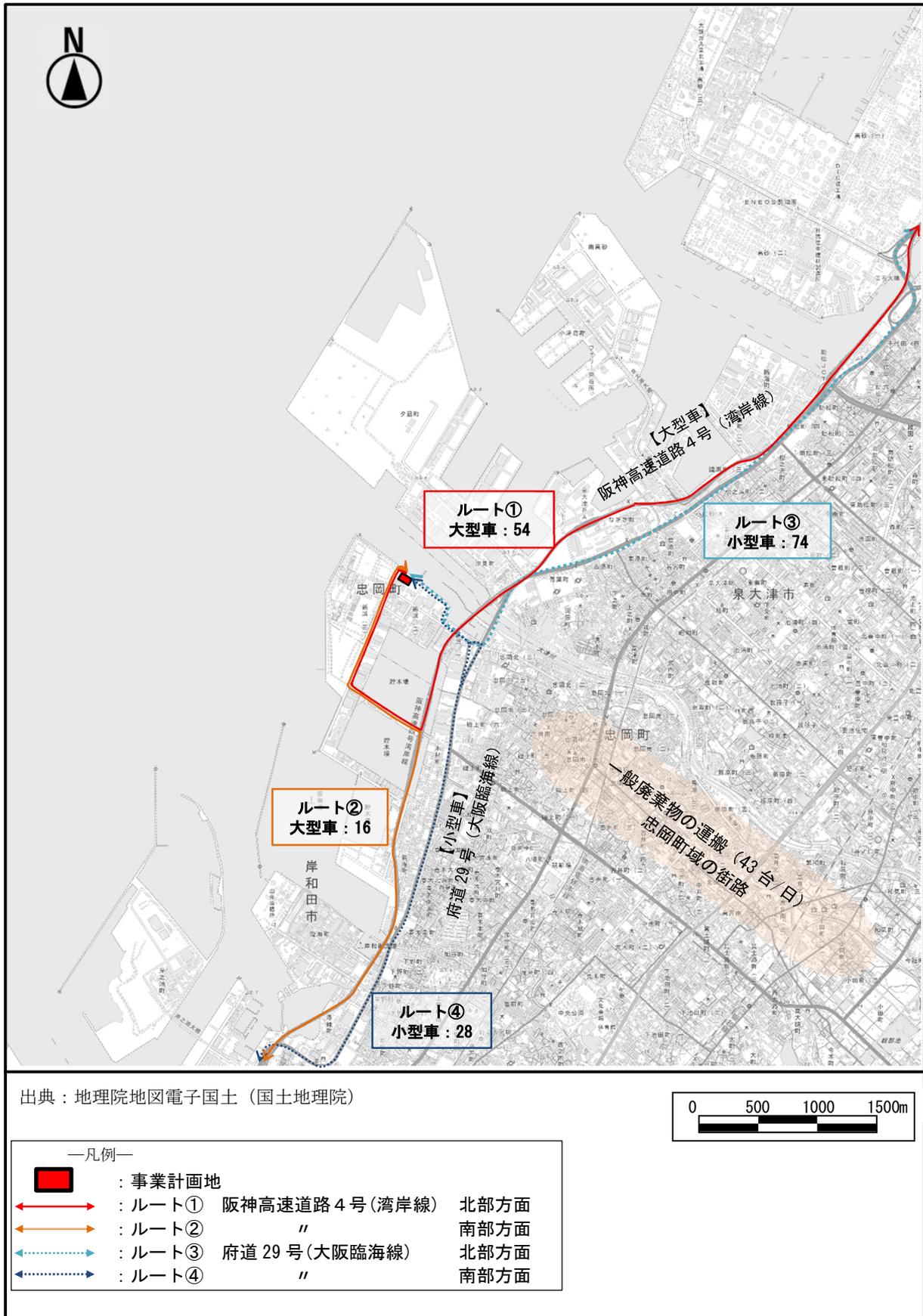


図2-7 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート

施設の供用に伴い運行する車両の時間帯別台数は、表 2-8 (3) に示すとおりである。

表 2-8 (3) 施設の供用に伴い運行する車両の時間帯別台数 (廃棄物運搬車両等)

(単位：台/日・片道)

	時間帯												計
	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	
産業廃棄物 運搬車両	0	6	6	6	5	3	5	6	6	6	6	6	61
一般廃棄物 運搬車両	4	4	7	10	6	1	4	4	3	0	0	0	43

2-4 工事計画の概要

2-4-1 工事計画の概要

工事工程の概略は、表 2-9 (1)～(2) に示すとおりであり、撤去する旧クリーンセンターの解体工事は、約 12 ヶ月の工期を計画しており、その後の新規焼却炉建設工事は約 21 ヶ月を計画している。

また、建設機械の日別台数は、表 2-10 (1)～(2) に示すとおりである。

なお、撤去する旧クリーンセンターの規模を示す平面図は図 2-8 に示すとおりである。

表 2-9 (1) 概略工事工程表(旧クリーンセンター解体工事)

工種	月次	1年目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解体工事	仮設工事	■	■										
	プラント搬出撤去			■	■	■	■	■					
	建屋解体							■	■	■	■	■	■
	杭撤去 整地										■	■	■

表 2-9 (2) 概略工事工程表(エネルギー回収施設建設工事)

工種	月次	1年目												2年目									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
建設工事	仮設工事	■	■																				
	杭工事		■																				
	基礎工事			■	■	■																	
	躯体工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	プラント工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

表 2-10(1) 建設機械等(旧クリーンセンター解体工事)の日別台数

(最大稼働時期：工事 10 ヶ月目)

(単位：台/日)

重機	建設機械 (バックホウ、アースオーガ、発電機など)	工事車両 (トレーラ、トラック、ラフタークレーン、ダンプカーなど)	通勤車両
台数	15	13	20
小計	28		
合計	48		

表 2-10(2) 建設機械等(エネルギー回収施設建設工事)の日別台数

(最大稼働時期：工事 9 ヶ月目)

(単位：台/日)

重機	建設機械 (バックホウ、アースオーガ、発電機など)	工事車両 (トレーラ、トラック、ラフタークレーン、ダンプカーなど)	通勤車両
台数	8	31	30
小計	39		
合計	69		

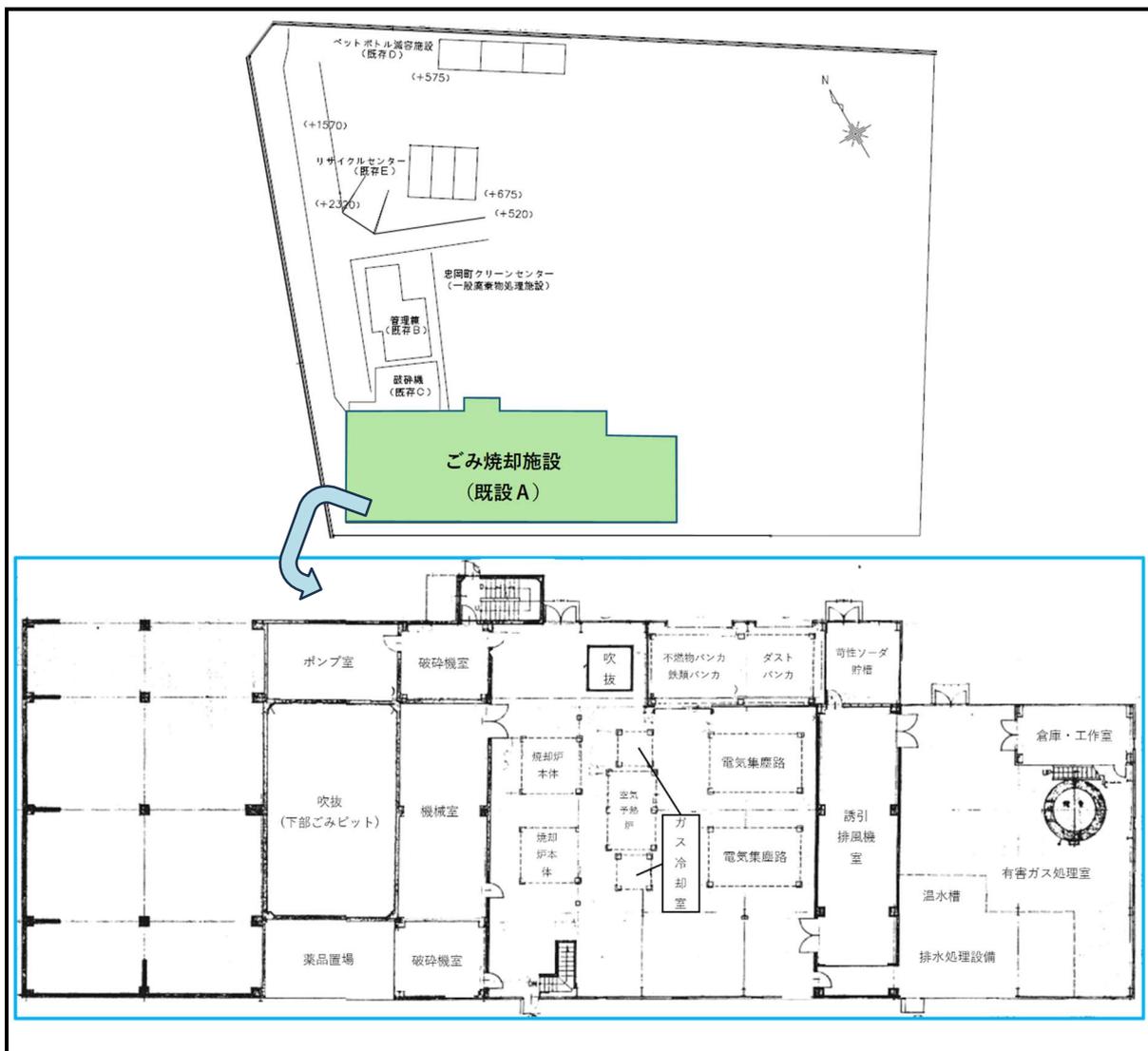


図 2-8 旧クリーンセンター平面図

2-4-2 工事車両

工事車両の通行が最大となる時期における車種別走行台数は、表2-11に示すとおりである。現段階では工事業者が決定していないため、ルートは未定であるものの、前掲の表2-8及び図2-7と同様、ルート①～④を使用する計画である。

表2-11(1) 工事車両(旧クリーンセンター解体工事)の日走行台数
(最大稼働時期：工事10ヶ月目)
(単位：台/日・往復)

区分	最大稼働時期
大型車(工事車両)	22
小型車(通勤車両)	40
合計	62

表2-11(2) 工事車両(エネルギー回収施設建設工事)の日走行台数
(最大稼働時期：工事9ヶ月目)
(単位：台/日・往復)

区分	最大稼働時期
大型車(工事車両)	62
小型車(通勤車両)	60
合計	122

2-5 環境保全対策の実施方針

2-5-1 施設の存在・供用

施設の存在・供用時においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・排ガス中のばいじん対策は、ばいじんを高効率に捕集するため、集じん機としてバグフィルタを採用する。
- ・排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策は、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰等の薬剤を噴霧し中和反応処理を行い、反応後ばいじんとともに、ろ布で捕集・除去する方式を採用する。
- ・排ガス中の窒素酸化物対策は、発生要因を減らすため、ストーカ、二次燃焼室の二段階で燃焼するとともに、触媒反応塔においてアンモニア等の薬剤を吹き込み、窒素酸化物排出量の低減に努める。
- ・排ガス中のダイオキシン類対策は、再合成を回避するため、排ガスを急冷できる方式を採用する。また、バグフィルタ入口に活性炭を吹き込み、気体状のダイオキシン類についても吸着・除去する方式とした。
- ・排ガス中の水銀対策は、搬入する廃棄物の性状の把握と管理を徹底し適正処理を図る。また、バグフィルタ入口に活性炭を吹き込み、水銀を吸着・除去する方式とした。(排ガス処理方法においては暫定の計画であり、詳細設計により変更の可能性がある。)
- ・自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。
自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制に適合する車両を使用し、収集運搬業者にも指導する。また、車両の更新時には可能な限り、低公害車の導入に努める。
- ・通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。

(2) 排水処理対策

- ・プラント排水は、炉内温度調整のための噴霧水として全量再利用する計画とする。
- ・生活排水は下水道へ、雨水は屋根に降ったものは一部を回収し、事業場内の緑地へ散水し余剰分は下水道へ排水する。

(3) 騒音・振動対策

- ・蒸気タービンやブロアやファン等の大きな騒音を発生する機器は、防音対策を施した室内に設置する。また、モーター部に防音カバー等の設置、空気圧縮機は低騒音型を採用し、騒音発生の抑制に努める。
- ・蒸気タービンやブロアやファン等の大きな振動を発生する機器は、強固な基礎などの適切な防振対策を施す。
- ・自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。
- ・焼却灰及びばいじん等、施設から発生する廃棄物の運搬車両は、運搬効率の向上等により走行台数抑制に努める。
- ・通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。

(4) 低周波音対策

- ・大きな低周波音が発生する可能性のある機器は、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の対策を行う。

(5) 悪臭対策

- ・廃棄物を保管する廃棄物ピット及びストックヤードは屋内に設置し、建屋外に臭気が漏洩することを防止する。また、廃棄物ピット内の臭気を焼却炉の燃焼用空気として押込送風機により吸込むことで、廃棄物ピット内を負圧にし、臭気の漏洩を防ぐとともに炉内の高温により臭気を熱分解する。
- ・当社の廃棄物運搬車両等は、悪臭の漏洩を抑制するため、カバー使用などを励行し、持ち込み業者についても同様の悪臭防止措置を要請し運搬する。

(6) 景観対策

- ・施設の意匠、色彩は、施設全体の景観が周辺環境と調和するよう十分配慮したものとする計画である。また、敷地面積に対して20%以上の緑地を確保する。

(7) 廃棄物対策

- ・施設の供用時に発生する焼却灰及びばいじんは、大栄環境グループの施設にて適正に処分する。灰出ヤード内にてコンテナに受け、搬出時はシートで覆うことで飛散流出対策に努める。
- ・事務所から発生する廃棄物は可能な限り発生抑制に努めるとともに、リユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。
- ・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく再生利用が容易な資材を用いる。
- ・施設の設定備機器に用いる資材は、長期使用が可能なものを採用する。

(8) 危険物対策

- ・危険物等の保管は、防液堤を設けた地下タンクとするか、地上に設置する場合は、貯蔵タンクには防液堤を設けるなど、万一の流出時においても外部への流出防止を計画し、安全性の確保に努める。

(9) 地球温暖化対策

- ・熱エネルギーを回収して発電を行う計画であり、発電電気は施設等で有効利用する(ZEB と合致した考え方)。また、余剰分については非化石エネルギー源として地元地域で有効利用することを検討している。
- ・施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネ型とすることで二酸化炭素排出の抑制を図る。また、可能な限り発電効率が高い設備を選定し、適切に運転管理及び点検を実施することで高効率な発電の維持に努める。
- ・車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。
- ・リサイクル施設（破碎選別施設）の破碎処理後物（可燃物）は、遠方まで運んで処理するのではなく、事業敷地内に併設するエネルギー回収施設（焼却施設）で処理することで、車両走行に伴う温室効果ガスの低減を図る。

2-5-2 工事の実施

工事の実施においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
- ・建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の排出を未然に防ぎ、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生を抑制する。
- ・工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・工事車両の退出時におけるタイヤ洗浄の励行や必要に応じてカバーを使用することで粉じん発生・飛散防止に努める。
- ・工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止については周知・徹底する。また、自動車NOx・PM法に基づく車種規制に適合する車両を使用するよう工事業者に指導する。

(2) 排水処理対策

- ・工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排水する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えてpH調整等を行う。
- ・工事事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排水する。

(3) 土壌汚染対策

- ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い忠岡町が実施した「土壌汚染状況調査」の結果を基に事業計画地の状況を把握する。土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じる。汚染土壌を掘削除去する場合、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・汚染土壌を掘削除去する場合は、掘削の工法や運搬方法などについても法令に準拠して行う。
- ・搬入する廃棄物及びその処理後物は適正に管理することや有害物質の地下浸透防止対策を講じる。

(4) 騒音・振動対策

- ・工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
- ・工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・近隣への工事騒音の影響を軽減させるために、防音シート等の設置を行う。
- ・建設機械は、可能な限り敷地境界から離して設置するとともに、アイドリング禁止を励行する。
- ・工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしない計画とする。

(5) 廃棄物・発生土対策

- ・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。
- ・資材の再利用に努めるとともに、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。
- ・掘削工事に伴う発生土は、汚染されていないければ埋戻しや盛土等への再利用を徹底する他、大栄環境グループの最終処分場の覆土材等として利活用する。汚染されていれば大栄環境グループの汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・作業員による飲食等のごみの発生抑制に努めるよう周知徹底を図る。

(6) 地球温暖化対策

- ・CO₂排出低減建設機械や低炭素型建設機械を使用することに努める。
- ・建設機器のアイドリングストップの徹底、工事車両の走行に当たってはエコドライブの推進等、作業員への指導を行うと共に、日常点検や整備等を徹底し、性能維持に努める。
- ・工事事務所において不要な照明の消灯、室内の冷暖房設定温度を調整することにより消費電力を低減する。
- ・工事車両について、適正な車種、規格を選定することで効率化を図り、車両数を削減するよう努める。

2-5-3 解体工事中

旧クリーンセンターの解体・撤去工事に当たっては、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」(平成30年8月、社団法人日本保安用品協会)や「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13年環廃対183号)等に従い、以下に示すダイオキシン類の飛散防止、環境保全対策を実施し、周辺地域の環境に影響を生じないように実施する。

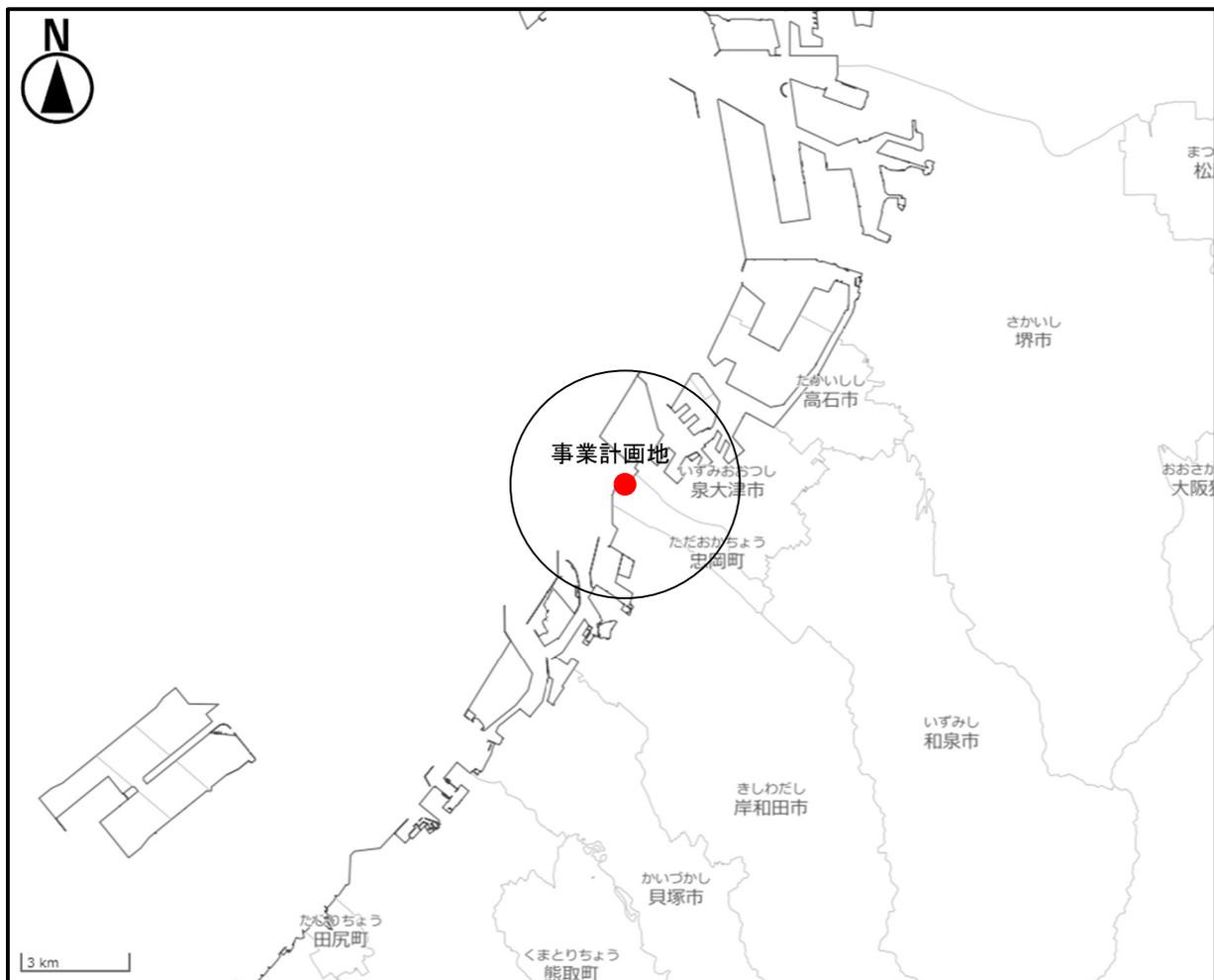
- ・解体対象施設のダイオキシン類による汚染状況の事前評価を行い、その結果を踏まえて、適切な管理区域等を決定する。
- ・管理区域ごとの作業場所の分離や密閉・養生を行うとともに、作業場所や粉じん等の湿潤化を行い、解体作業に伴う粉じんやダイオキシン類の飛散を防止する。
- ・ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等は、チャコールフィルタ等で適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に放出する。
- ・解体作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、排水基準値(10pg-TEQ/L)を満たすことが可能な処理を行った後、排水する。
- ・ダイオキシンの汚染が除去された又は除去する必要のない解体物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分する。
- ・粉じん等汚染物及びダイオキシン類汚染解体物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分する。
- ・分別作業に際しては、サンプルのダイオキシン類分析結果を参考にし、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処理されるまでの間一時保管を行う。
- ・付着除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じた上で、密閉容器に密封し、特別管理産業廃棄物として、適正に処分を行う。
- ・解体工事前後に環境調査を実施し、周辺環境への影響がないことを確認する。

なお、現行施設の解体前にアスベストの事前調査を実施し、アスベストが確認された場合は適切に処分する。

第3章 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業特性、本事業計画地の位置を考慮し、煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、事業計画地から半径約 3.0 km[※]の範囲に該当する忠岡町、泉大津市及び岸和田市とした。

※煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。そのため、事業計画の煙突排ガスの諸元、事業計画地周辺の一般環境大気測定局である泉大津市役所局と岸和田中央公園局の風向風速データ及び大阪管区気象台の雲量及び日射量を用いて最大着地濃度の仮予測を行い、最大着地濃度地点が事業計画地より 1.3 km（泉大津市役所局）及び 1.1km（岸和田中央公園局）の距離となったため、その約 2 倍の距離（3.0 km）を半径とした範囲を対象にする。



出典：地理院地図電子国土

図 3-1 (1) 調査対象地域(広域)

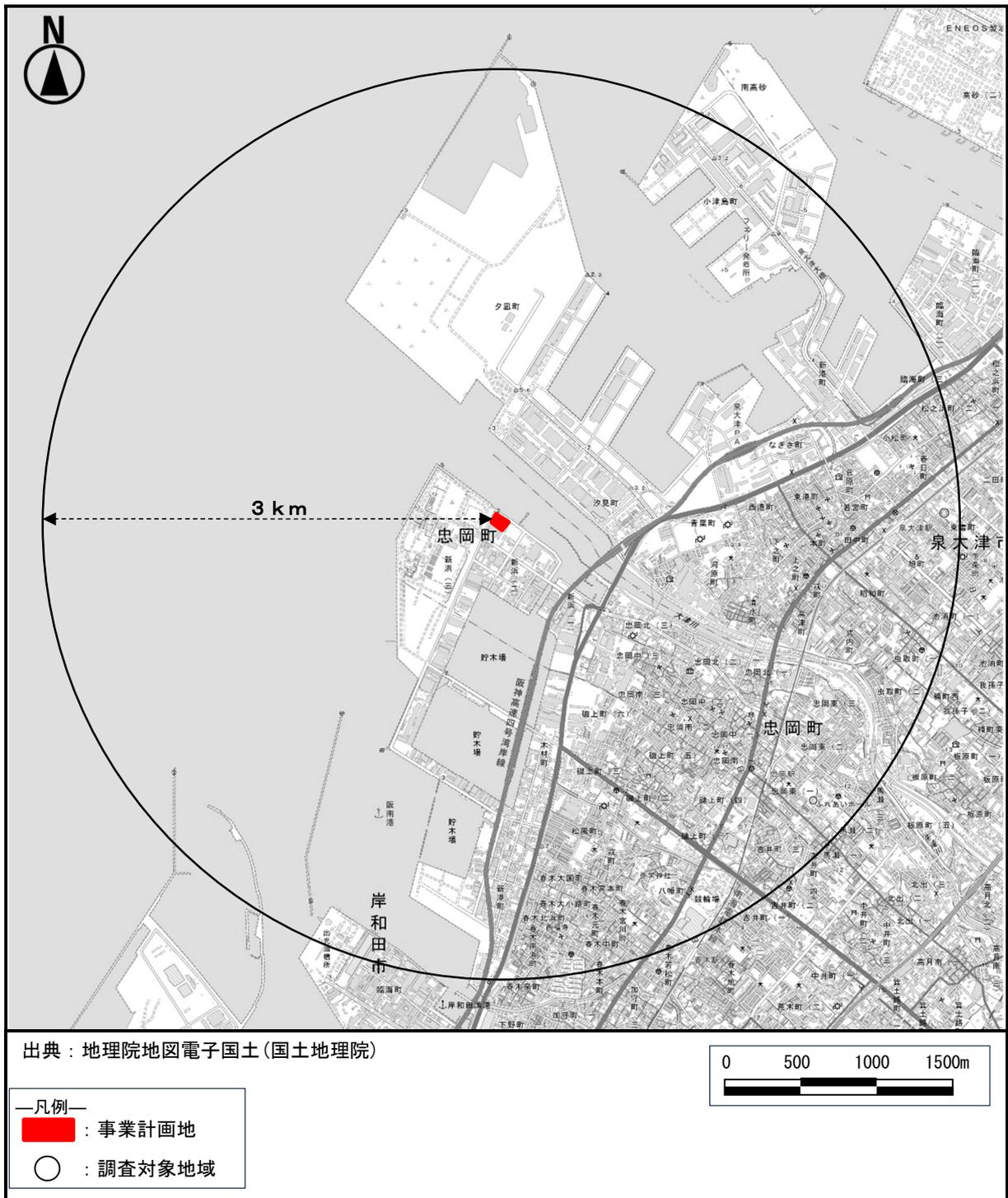


図 3-1 (2) 調査対象地域(詳細)

第4章 地域の概況

事業計画地が位置する忠岡町を中心に、その南北に隣接する泉大津市及び岸和田市の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

4-1 社会的状況

4-1-1 人口

忠岡町、泉大津市及び岸和田市における世帯数及び人口の現況は、表4-1-1に示すとおりであり、令和6年10月1日現在、忠岡町は6,879世帯、総数16,001人、泉大津市は33,416世帯、総数72,764人、岸和田市は81,146世帯、総数184,410人である。また、過去5年間の忠岡町、泉大津市及び岸和田市の世帯数及び人口の推移は、表4-1-2に示すとおりである。忠岡町、泉大津市及び岸和田市は、令和2年以降いずれも世帯数は微増、人口は微減の傾向にある。

表4-1-1 人口及び世帯数

(令和6年10月1日現在)

地域	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		総数	男	女		
忠岡町	6,879	16,001	7,671	8,330	4,030	3.97
泉大津市	33,416	72,764	34,359	38,404	5,078	14.33
岸和田市	81,146	184,410	87,257	97,153	2,536	72.72

出典：「大阪府統計年鑑(令和6年度)」(令和7年3月 大阪府)令和7年8月閲覧

表4-1-2 人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年次	忠岡町		泉大津市		岸和田市	
	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)
令和2年	6,749	16,567	32,516	74,412	79,073	190,658
令和3年	6,763	16,438	32,681	73,961	79,272	188,815
令和4年	6,837	16,332	32,837	73,375	79,856	187,283
令和5年	6,900	16,212	33,173	73,171	80,509	186,011
令和6年	6,879	16,001	33,416	72,764	81,146	184,410

出典：「大阪府統計年鑑(令和6年度)」(令和7年3月 大阪府)令和7年8月閲覧

4-1-2 産業

忠岡町、泉大津市及び岸和田市における産業別事業所数及び従業者数は、表4-1-3に示すとおりであり、忠岡町の事業所数は624事業所、従業者数は6,793人、泉大津市の事業所数は3,093事業所、従業者数は30,115人であり、岸和田市の事業所数は7,240事業所、従業者数は73,126人となっている。産業別では、いずれも第三次産業の占める割合が多く、忠岡町の事業所数は453事業所(全体の約7割)、従業者数は4,373人(全体の約6割)、泉大津市の事業所数は2,588事業所(全体の約8割)、従業者数は24,475人(全体の約8割)、岸和田市の事業所数は5,825事業所(全体の約8割)、従業者数は57,290人(全体の約8割)となっている。

表4-1-3 産業別事業所数及び従業者数

区分		忠岡町		泉大津市		岸和田市	
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第一次産業	農業、林業	-	-	1	5	15	116
	漁業	-	-	-	-	4	107
	小計	-	-	1	5	19	223
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	2	19
	建設業	51	353	189	1,194	676	4,170
	製造業	120	2,067	315	4,441	718	11,424
	小計	171	2,420	504	5,635	1,396	15,613
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	64	7	57	11	143
	情報通信業	1	3	18	84	35	199
	運輸業、郵便業	36	824	181	4,563	215	4,334
	卸売・小売業	132	964	642	6,485	1,543	12,397
	金融・保険業	3	34	24	269	108	1,827
	不動産業、物品賃貸業	33	114	389	1,000	569	2,874
	学術研究、専門・技術サービス業	11	41	84	377	247	1,560
	宿泊業、飲食サービス業	47	221	375	2,458	825	6,158
	生活関連サービス業、娯楽業	38	139	219	1,056	577	2,724
	教育・学習支援業	19	256	140	1,506	348	3,712
	医療・福祉	82	1,050	281	3,725	793	14,765
	複合サービス業	3	23	13	232	45	417
	サービス業(他に分類されないもの)	41	451	198	1,630	465	4,261
公務(他に分類されないものを除く)	4	189	17	1,033	44	1,919	
小計	453	4,373	2,588	24,475	5,825	57,290	
全産業合計		624	6,793	3,093	30,115	7,240	73,126

出典：「令和3年経済センサス-活動調査」(令和5年6月更新 政府統計の総合窓口 e-Stat) 令和7年8月閲覧

4-1-3 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の主要な道路である高速湾岸線、大阪臨海線、岸和田牛滝山貝塚線及び国道26号の自動車交通量は、表4-1-4に示すとおりである。また、この交通量の調査地点は、図4-1-1に示すとおりである。

表4-1-4 事業計画地周辺の主要な道路の交通量

(単位：台)

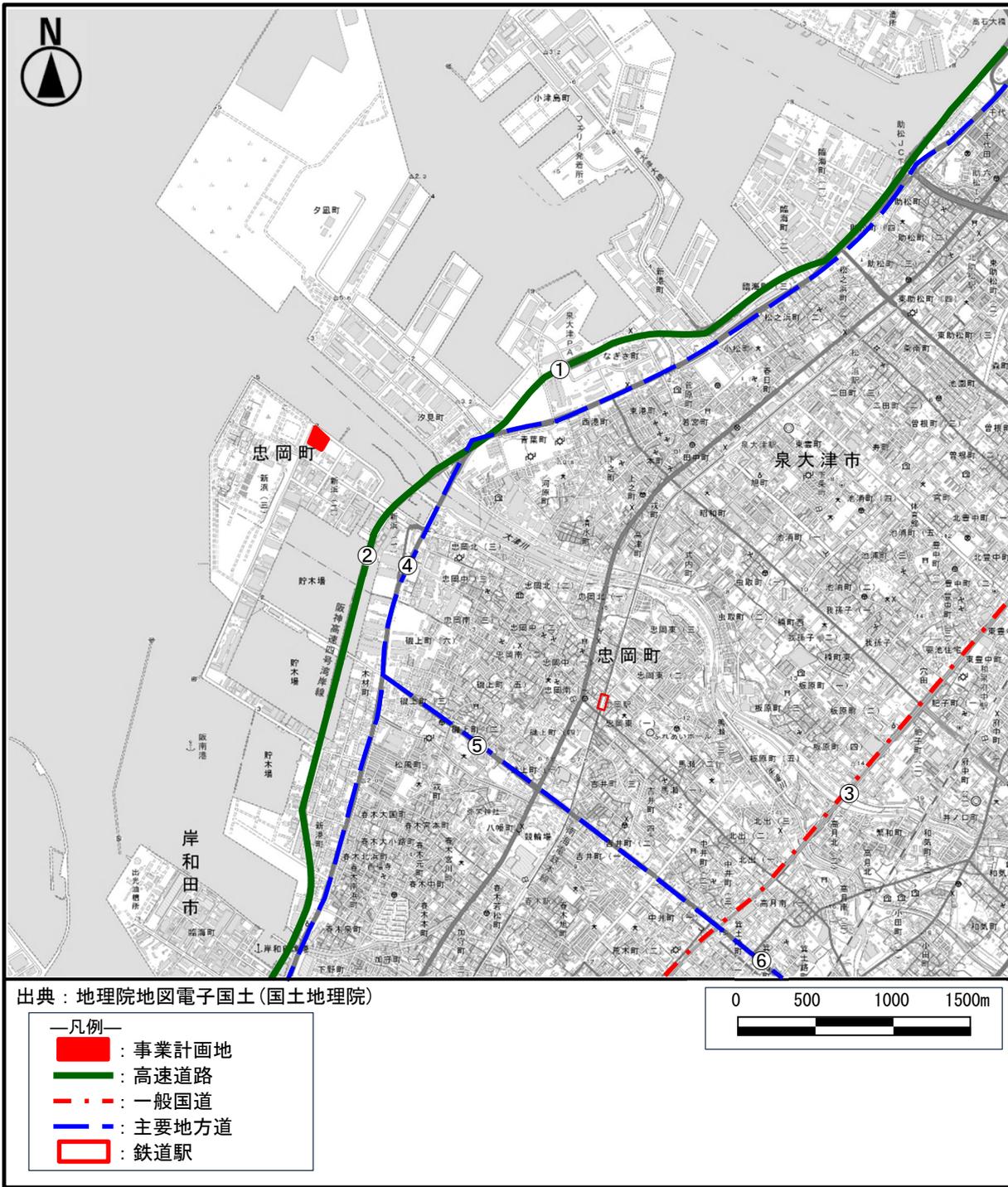
道路路線名		区間 番号	観測地点名	平日12時間(7~19時)交通量			平日24時間 交通量
				小型	大型	合計	
高速 道路	高速湾岸線	①	泉北郡忠岡町新浜1丁目	32,851	12,380	45,231	59,664
		②	岸和田市港緑町	29,362	10,414	39,776	52,634
一般 国道	国道26号	③	泉大津市穴田	39,672	4,656	44,328	61,803
主要 地方道	大阪臨海線	④	岸和田市新港町～ 岸和田市木材町	18,770	6,429	25,199	34,271
		⑤	岸和田市吉井町2丁目	20,978	3,405	24,383	33,161
	岸和田牛滝山貝塚線	⑥	岸和田市三田町	22,593	3,508	26,101	35,497

注) 表中の番号は、図4-1-1に対応している。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(令和5年12月 国土交通省)令和7年8月閲覧

(2) 鉄道

事業計画地周辺の主要な鉄道及び最寄り駅は、南海電鉄・忠岡駅、その位置は図4-1-1に示すとおりであり、事業計画地から南東側約2.5kmの位置にある。



注) 図中の①～⑥は、表 4-1-4 の区間番号に対応している。

図 4-1-1 道路交通量調査地点

4-1-4 土地利用

(1) 土地利用状況

① 土地利用の状況

忠岡町、泉大津市及び岸和田市における土地利用の状況は、表4-1-5に示すとおりである。

面積の総計は、忠岡町が397ha、泉大津市1,433ha、岸和田市が7,272haであり、宅地の占める割合は忠岡町が58%(229/397ha)、泉大津市が58%(828/1,433ha)、岸和田市が25%(1,841/7,272ha)で、岸和田市については宅地より、森林の占める割合がやや多くなっている。

表4-1-5 土地の利用状況

(令和6年1月1日現在)

市町村	総計 (ha)	宅地				森林 (ha)	道路 (ha)	農用地 (ha)	水面・ 河川・ 水路 (ha)	原野 (ha)	その 他 (ha)
		計	住宅地 (ha)	工業用地 (ha)	その他 の宅地 (ha)						
忠岡町	397	229	97	30	102	-	47	15	40	-	66
泉大津市	1,433	828	340	66	422	-	163	32	32	-	378
岸和田市	7,272	1,841	1,125	103	613	1,922	637	788	313	-	1,771

注1) 各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典：「大阪府統計年鑑(令和6年度)」(令和7年3月 大阪府)令和7年8月閲覧

②都市計画用途地域

忠岡町、泉大津市及び岸和田市における用途地域の状況は、表4-1-6に示すとおりである。

都市計画法に基づく用途地域の状況は、工業系地域が忠岡町で66.9%、泉大津市で63.0%と最も多くなっている一方、岸和田市は、住居系地域が70.9%と最も多くなっている。

また、事業計画地周辺における用途地域の指定状況は、図4-1-2に示すとおりであり、事業計画地は準工業地域となっている。

表4-1-6 用途地域の状況

(令和4年3月末日現在)

区分		忠岡町 面積(ha)		泉大津市 面積(ha)		岸和田市 面積(ha)		
用途地域	住居系	第1種低層住居専用 地域	—	120 (31.1)	28 (2.0)	504 (35.1)	391 (13.5)	2,065 (70.9)
		第2種低層住居専用 地域	—		—		3 (0.1)	
		第1種中高層住居専 用地域	25 (6.5)		143 (10.0)		333 (11.4)	
		第2種中高層住居専 用地域	9 (2.3)		76 (5.3)		92 (3.1)	
		第1種住居地域	71 (18.4)		105 (7.3)		1,056 (36.3)	
		第2種住居地域	15 (3.9)		123 (8.5)		137 (4.7)	
		準住居地域	—		29 (2.0)		53 (1.8)	
	商業系	近隣商業地域	8 (2.0)	8 (2.0)	18 (1.3)	26 (1.9)	108 (3.7)	139 (4.8)
		商業地域	—	—	8 (0.6)	—	31 (1.1)	—
	工業系	準工業地域	233 (60.4)	258 (66.9)	819 (57.1)	904 (63.0)	542 (18.6)	707 (24.3)
		工業地域	—		22 (1.5)		58 (2.0)	
		工業専用地域	25 (6.5)		63 (4.4)		107 (3.7)	
市街化調整区域		—		—		4,333		

注1) ()内は、用途地域における面積比(%)を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典：「大阪府統計年鑑(令和6年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



出典：「地図情報システム 用途地域」(大阪府)令和7年8月閲覧

—凡例—

 : 事業計画地 - · - · - : 市境

①	第一種低層住居専用	⑧	近隣商業地域
②	第二種低層住居専用	⑨	商業地域
③	第一種中高層住居専用	⑩	準工業地域
④	第二種中高層住居専用	⑪	工業地域
⑤	第一種住居地域	⑫	工業専用地域
⑥	第二種住居地域	□	無指定地
⑦	準住居地域		

図4-1-2 事業計画地周辺における用途地域の指定状況

(2)学校、医療施設等

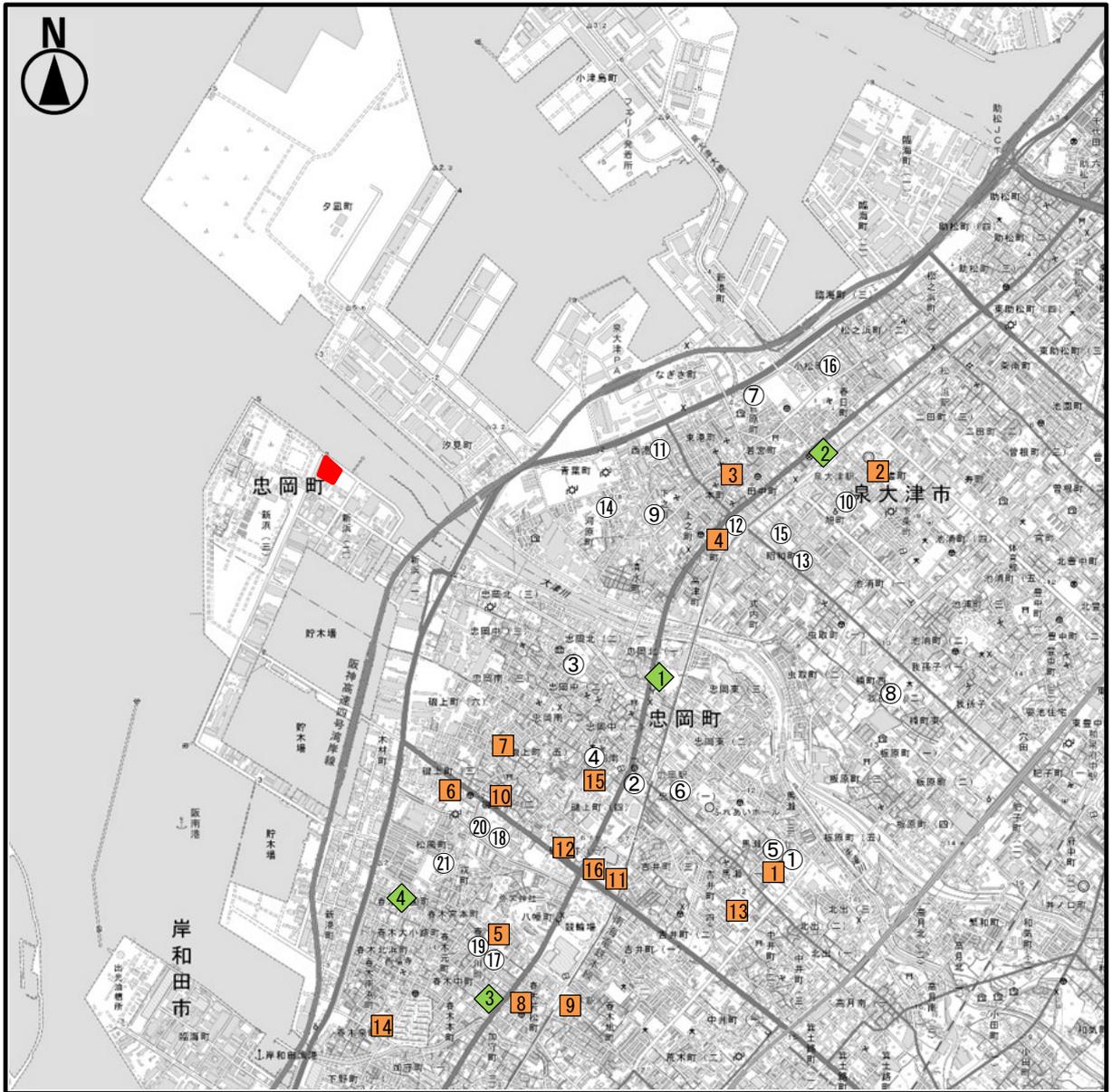
事業計画地周辺における学校、医療施設など環境保全上留意すべき施設及びその位置は、表4-1-7及び図4-1-3に示すとおりである。

表4-1-7 事業計画地周辺の学校等

種類	番号	名称
学校施設	①	東忠岡こども園(町立)
	②	チューリップ保育園(私立)
	③	ピープル忠岡チャイルドスクール(私立)
	④	忠岡小学校
	⑤	東忠岡小学校
	⑥	忠岡中学校
	⑦	泉大津市立浜保育所
	⑧	泉大津市立くすのき認定こども園
	⑨	泉大津市立えびす認定こども園
	⑩	認定こども園アンビー
	⑪	認定こども園ばる
	⑫	南海かもめ認定こども園
	⑬	泉大津市立旭幼稚園
	⑭	泉大津市立戎小学校
	⑮	泉大津市立旭小学校
	⑯	泉大津市立浜小学校
	⑰	岸和田市立春木幼稚園
	⑱	岸和田市立大芝幼稚園
	⑲	岸和田市立春木小学校
	⑳	岸和田市立大芝小学校
	㉑	岸和田市立春木中学校
医療施設	◇	医療法人 穂仁会 聖祐病院
	◇	医療法人 吉川会 吉川病院
	◇	一般財団法人 岸和田農友協会 岸和田平成病院
	◇	医療法人 阪南会 天の川病院
有料老人ホーム	①	住宅型有料老人ホーム 丸福 t a d a o k a
	②	有料老人ホーム ハピネスたんぼぼの里
	③	有料老人ホーム アーサーテックス
	④	シニアハウスあずさ
	⑤	メゾン・デ・サントネール春木
	⑥	エタニティ岸和田壺番館
	⑦	住宅型有料老人ホーム ハピネスいずもと
	⑧	メディケアハウス春木
	⑨	岸和田春木マリアヴィラ
	⑩	よりあい大芝の家
	⑪	住宅型有料老人ホーム ゆうなのはな壺番館
	⑫	住宅型有料老人ホーム ばらの木
	⑬	ピースフリー岸和田
	⑭	HIBISU 岸和田
	⑮	ピースフリー岸和田アリビオ
	⑯	エタニティ岸和田式番館

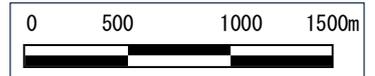
注)表中の番号は、図4-1-3に対応している。

出典:「忠岡町 子育て・教育」(忠岡町)令和7年8月閲覧
 「泉大津市 入園・入学」(泉大津市)令和7年8月閲覧
 「祭都ナビ岸和田」(岸和田市)令和7年8月閲覧
 「地域医療情報システム」(日本医師会)令和7年8月閲覧
 「有料老人ホーム一覧」(岸和田市)令和7年8月閲覧



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

- 凡例—
- : 事業計画地
 - : 学校施設
 - ◇ : 医療施設
 - : 有料老人ホーム



注) 図中の①～②、◇①～◇④及び□①～□⑬は、表4-1-7の番号に対応している。

図4-1-3 事業計画地周辺の学校等

4-1-5 水利用

(1) 上水道

忠岡町、泉大津市及び岸和田市における上水道の給水状況は、表4-1-8に示すとおりであり、普及率は、忠岡町99.97%、泉大津市100.0%、岸和田市99.87%となっている。

表4-1-8 上水道の給水状況

(令和5年度末現在)

地域	給水人口(人)	普及率(%)	世帯数(世帯)
忠岡町	16,097	99.97	6,887
泉大津市	72,924	100.0	33,119
岸和田市	184,767	99.87	80,770

出典：「大阪府の水道の現況(令和5年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

(2) 下水道

忠岡町、泉大津市及び岸和田市における下水道の整備状況は、表4-1-9に示すとおりであり、人口普及率(整備人口の行政人口に対する比率)は、忠岡町97.5%、泉大津市97.3%、岸和田市96.3%となっている。

表4-1-9 下水道の整備状況

(令和5年度末現在)

地域	行政人口(人)	整備人口(人)	人口普及率(%)
忠岡町	16,480	16,068	97.5
泉大津市	72,921	70,929	97.3
岸和田市	187,394	180,412	96.3

出典：「大阪府統計年鑑(令和6年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

(3) 地下水

「大阪府環境白書(2024年版)」(令和7年3月、大阪府、令和7年8月閲覧)によると、忠岡町、泉大津市及び岸和田市を含む泉州地域において、工業用水法に基づく許可井戸が1本ある。

4-1-6 廃棄物

(1) 一般廃棄物

忠岡町、泉大津市及び岸和田市における一般廃棄物の発生及び処理状況は、表4-1-10に示すとおりである。

令和5年度における忠岡町のごみ総排出量は4,914t、また、ごみ処理量は4,501tであり、そのうち直接焼却が3,781t(84.0%)、焼却以外の中間処理が720t(16.0%)となっている。泉大津市のごみ総排出量は22,730t、また、ごみ処理量は21,339tであり、そのうち直接焼却が17,627t(82.6%)、焼却以外の中間処理が3,712t(17.4%)となっている。岸和田市のごみ総排出量は66,246t、また、ごみ処理量は63,266tであり、そのうち直接焼却が56,936t(90.0%)、焼却以外の中間処理が6,316t(10.0%)、直接資源化量が14t(0.02%)となっている。

表4-1-10 一般廃棄物の発生及び処理状況

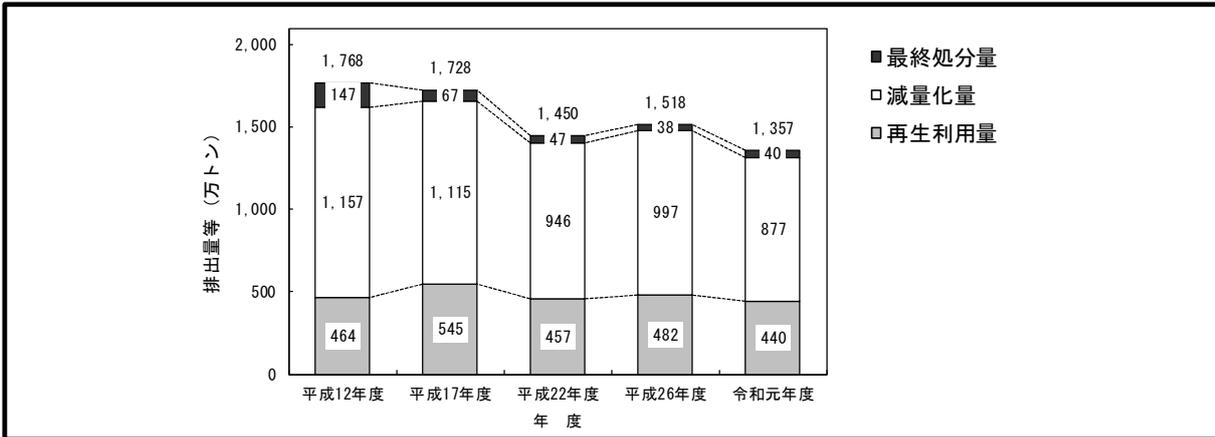
項目		忠岡町	泉大津市	岸和田市	
計画収集人口		(人)	16,480	73,168	188,412
ごみ総排出量	計画収集量	(t)	4,056	19,532	57,302
	直接搬入量	(t)	445	1,807	5,611
	集団回収量	(t)	413	1,391	3,333
	合計	(t)	4,914	22,730	66,246
1人1日当たりの排出量		(g/人・日)	815	849	961
ごみ処理量	直接焼却量	(t)	3,781	17,627	56,936
	直接最終処分量	(t)	0	0	0
	焼却以外の中間処理量	(t)	720	3,712	6,316
	直接資源化量	(t)	0	0	14
	合計	(t)	4,501	21,339	63,266
中間処理後再利用量		(t)	432	2,371	3,740
リサイクル率		(%)	17.2	16.6	10.6
最終処分量		(t)	477	2,330	8,233

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度)」(令和7年3月、環境省)令和7年8月閲覧

(2) 産業廃棄物

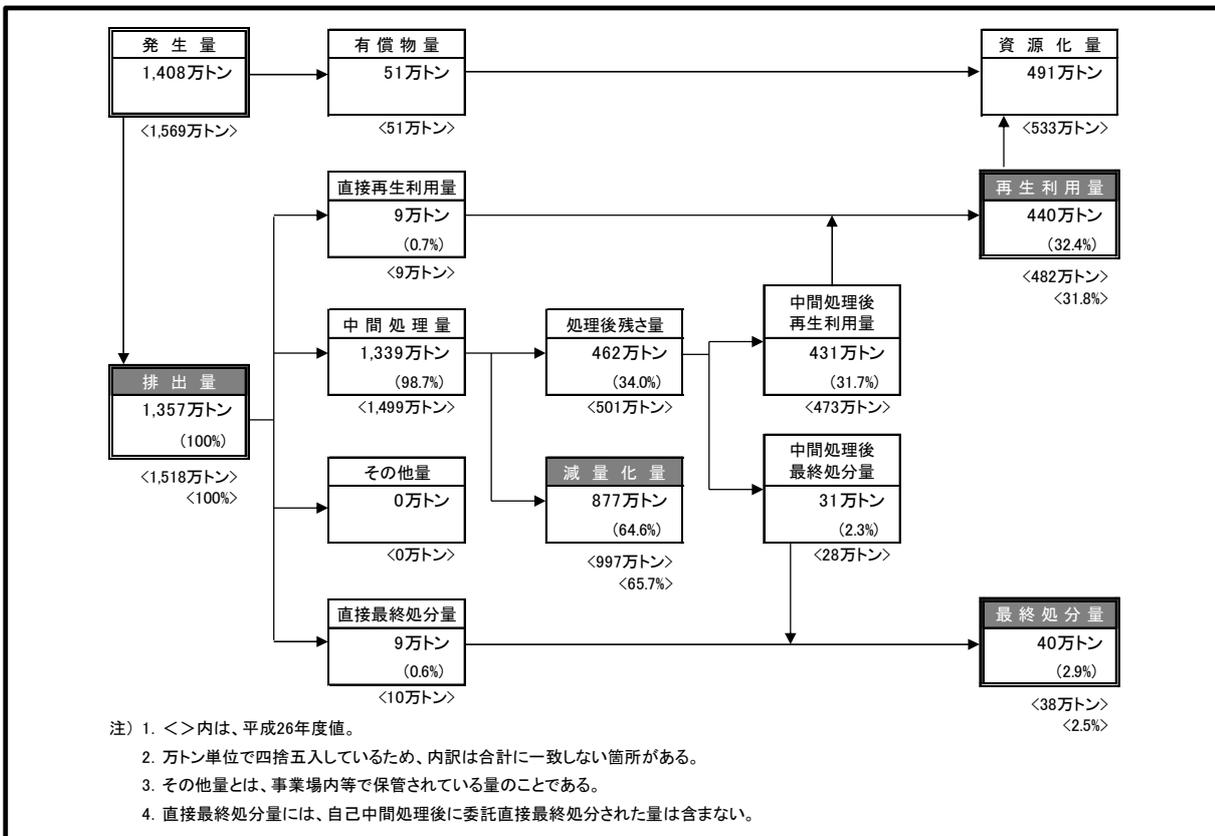
産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移や発生・排出及び処理の状況は、図4-1-4及び図4-1-5に示すとおりである。

令和元年度に大阪府域において排出された産業廃棄物は1,357万t、再生利用量は440万t、最終処分量は40万tとなっている。平成26年度に対して、排出量は161万トン、再生利用量は42万トンそれぞれ減少し、最終処分量は2万トン増加している。



出典：「令和2年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和6年5月更新、大阪府)令和7年8月閲覧

図4-1-4 産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移

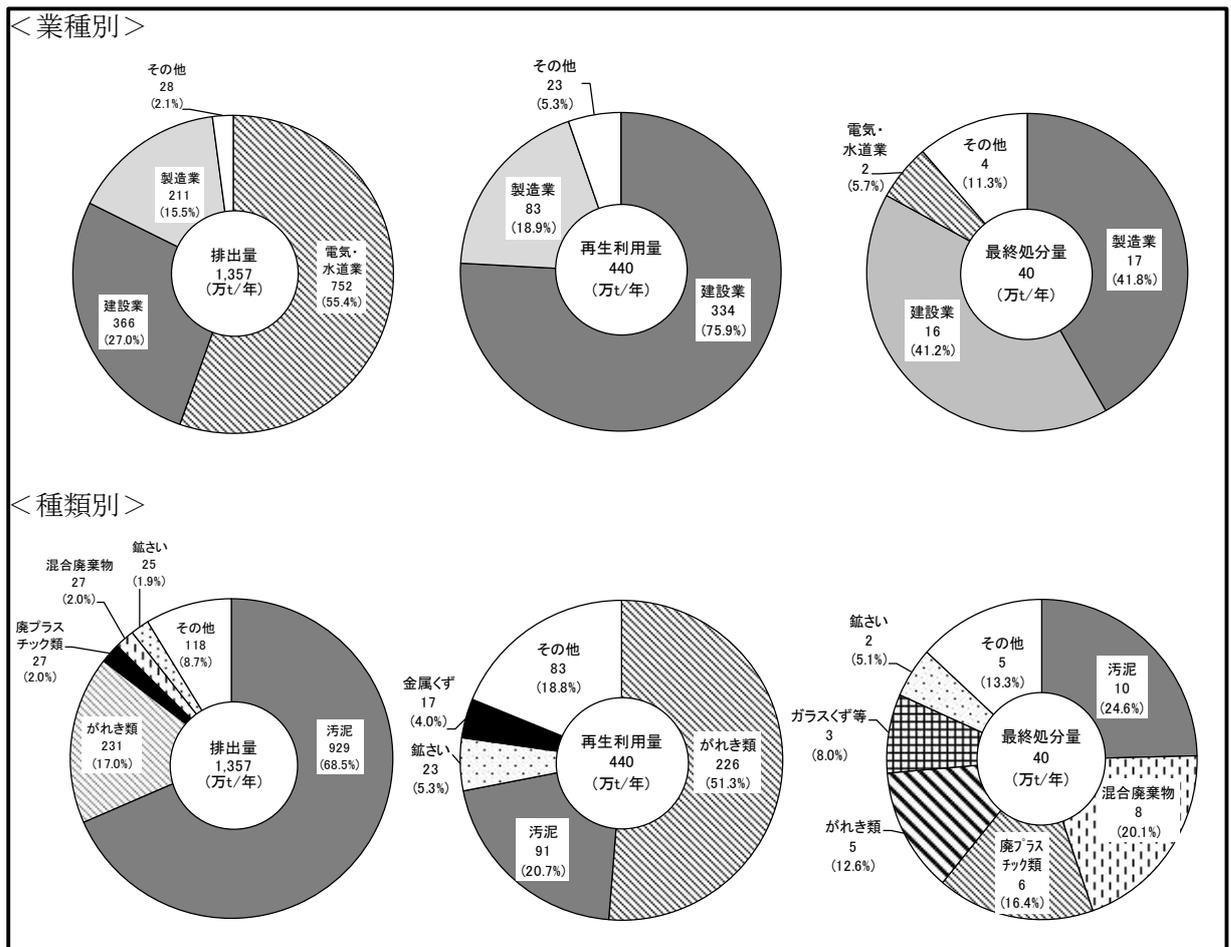


出典：「令和2年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和6年5月更新、大阪府)令和7年8月閲覧

図4-1-5 発生・排出及び処理の状況

産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量の内訳は、図4-1-6に示すとおりである。

排出量1,357万トンを経業種別にみると、電気・水道業が752万トン(55.4%)で最も多く、続いて、建設業が366万トン(27.0%)、製造業が211万トン(15.5%)の順となっており、この3業種で全体の97.9%を占めている。種類別にみると、汚泥が929万トン(68.5%)で最も多く、続いて、がれき類が231万トン(17.0%)、廃プラスチック類が27万トン(2.0%)、混合廃棄物が27万トン(2.0%)、鉍さいが25万トン(1.9%)の順となっており、この5種類で全体の91.3%を占めている。



出典：「令和2年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和6年5月更新、大阪府)令和7年8月閲覧

図4-1-6 産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量(業種別・種類別)

4-1-7 環境法令が定める基準等

(1) 環境基準及び生活環境保全目標

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている。

大阪府は生活環境保全目標を、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、「2030 大阪府環境総合計画」に位置付けており、目標の達成、維持に取り組むこととしている。また、本目標の目標値のうち、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、必要な改訂を行うとしている。

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 4-1-1 1 に示すとおりである。

表 4-1-1 1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。
7. 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

②水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準は表4-1-1 2、生活環境の保全に関する環境基準は表4-1-1 3 (1)～(6)に示すとおりである。

表4-1-1 2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 4-1-13 (1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く。))(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4-1-13 (2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く。))(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 4-1-13 (3) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以下	20CFU /100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L 以下	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L 以下	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。
2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
3. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
4. 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、各層の値を平均した全層の値を採用する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4-1-13 (4) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 4-1-13 (5) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

表 4-1-13 (6) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)(エ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

③地下水質

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表4-1-14に示すとおりである。

表4-1-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、表 4-1-15 に示すとおりである。

表 4-1-15 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地において米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

⑤ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準については、表4-1-16に示すとおりである。

表4-1-16 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(※の測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を※の測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

※土壌の測定方法

土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。

⑥騒音

騒音に係る環境基準は、表4-1-17に示すとおりである。地域の類型は大阪府域においては市町村長が指定することとなっており、忠岡町、泉大津市及び岸和田市は以下のとおりとなっている。なお、「道路に面する地域」に該当する地域については、表4-1-17によらず表4-1-18に示すとおりである。

表4-1-17 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注)1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表4-1-18 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
	昼間	夜間
	70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)にすることができる。		

- 注)1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る。)
- ②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 排出規制

① 大気に関する法令

ア ばい煙発生施設等

大気汚染物質は、「大気汚染防止法(昭和43年、法律第97号)」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年、府条例第6号)」等において、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準等が以下のように定められている。

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準(K値規制)は、次式で算出される硫黄酸化物の量である。

$$Q = K \cdot 10^{-3} \cdot H_e^2$$

ここで、

Q : 硫黄酸化物の量($\text{m}^3/\text{時}$)

K : 法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第一の下欄に掲げる値
(忠岡町は、法施行規則第7条に基づく規制に示す排出基準 $K=1.17$)

H_e : 法施行規則第3条第2項で規定する方法により補正された排出口高さ(m)

また、特定工場等(使用する原料及び燃料の量が重油換算で 0.8kL/h 以上)に対しては、次式で算出される総排出量でも規制されており、忠岡町は硫黄酸化物の排出に係る総量規制の指定地域に含まれている。

$$Q = a \times W^b + r \times a \times \{(W + W_i)^b - W^b\}$$

ここで、

Q : 硫黄酸化物の許容排出量(単位 Nm^3/h)

a : 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数(忠岡町は $a=3.0$)

b : 0.80 以上 1.0 未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数、 $b=0.85$)

r : 0.3 以上 0.7 以下の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の設置の状況の推移等を勘案して定める定数、 $r=0.3$)

W : 基準日前に特定工場等に設置される全てのばい煙発生施設(既設)において使用される原燃料の量(W_i を除く。)(重油に換算した kL/h)

W_i : 基準日以後に設置される全てのばい煙発生施設(新設)において使用される原燃料の量(重油に換算した kL/h)

(イ)窒素酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、廃棄物焼却炉(火格子面積が 2m^2 以上、又は焼却能力が 200kg/h 以上のもの(連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が4万 Nm^3/h 以上のものに限る))に係る排出基準は 250ppm となっている。

また、特定工場(使用する原料及び燃料の量が重油換算で 2.0kL/h 以上)に対しては排出総量でも規制されている、忠岡町及び泉大津市は窒素酸化物の排出に係る総量規制の指定地域に含まれている。

(ウ)ばいじん

「大気汚染防止法」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は $0.04\text{g}/\text{Nm}^3$ (O_2 12%換算値、焼却能力 $4\text{t}/\text{時}$ 以上)の排出基準が適用される。

(エ)有害物質

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉に係るものとして、塩化水素について排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は $700\text{mg}/\text{Nm}^3$ (O_2 12%換算値)となっている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定められている有害物質(25物質)に係る規制基準は表4-1-19に示すとおりである。

表 4-1-19 有害物質に係る規制基準

物質	規制基準
六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ①ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 ②①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
エチレンオキシド ^{注)}	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ①燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 ②①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
上記に掲げる以外の物質	温度が摂氏零度で圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1m ³ につき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。 $C = (K \cdot S) / Q$ C: 有害物質の種類ごとの量(mg) S: 表 4-1-20 に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 K: 表 4-1-21 に掲げる有害物質の種類ごとに定める値 Q: 乾き排出ガス量(Nm ³ /分) 注)ただし Sは周辺建築物の立地状況が変わった場合、それに応じて変更するものとする。

注) アクリロニトリル、アセトアルデヒド、エチレンオキシド、塩化メチル、クロロエチレン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、1,3-ブタジエン、ベンゼン及びホルムアルデヒドに係る規制基準は、廃棄物焼却炉については適用しない。

表 4-1-20 有害物質の排出基準の算定式

場合	S の算式	
$Ho < 6$	b^2	…①
$Ho \geq 6$ かつ $4.7(Ho-6) \leq b < 4.7Ho$	$(Ho - 6)^2 + b^2$	…②
$Ho \geq 6$ かつ $b \geq 4.7Ho$	$(Ho - 6)^2 + 22.1Ho^2$	…③
$Ho \geq 6$ かつ $b < 4.7(Ho-6)$ であって、排出口の中心から $4.7(Ho-6)$ の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。以下「建築物」という。)がある場合	$Ho > h$	$(Ho - h)^2 + d^2$ …④
	$Ho \leq h$	d^2 …⑤
上記以外の場合	$23.1(Ho - 6)^2$	…⑥
備考		
Ho : 排出口の実高さ(m)		
b : 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)		
h : 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)		
d : 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)		

表 4-1-2 1 有害物質の K の値

物質	K の値	物質	K の値
アクリロニトリル	2.72	アセトアルデヒド	163
塩化水素	5.54	クロロエチレン	13.6
塩化メチル (クロロメタン)	128	塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170 (カドミウムとして)	クロロホルム	24.5
1,2-ジクロロエタン	2.18	ジクロロメタン	204
水銀及びその化合物	0.0340 (水銀として)	テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177	鉛及びその化合物	0.0680 (鉛として)
ニッケル化合物	0.0340 (ニッケルとして)	砒素及びその化合物	0.00816 (砒素として)
1,3-ブタジエン	3.40	ベリリウム及びその化合物	0.00340 (ベリリウムとして)
ベンゼン	4.08	ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136 (マンガンとして)		

注) 塩化水素、水銀及びその化合物については、法で規制対象とする廃棄物焼却炉は適用しない。

(オ) ダイオキシシン類

「ダイオキシシン類対策特別措置法」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は 0.1 ng-TEQ/Nm^3 (O_2 12%換算値、焼却能力 4t/時以上)の排出基準が適用される。

(カ) 水銀

「大気汚染防止法による水銀規制」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は $30 \mu \text{ g/m}^3$ (O_2 12%換算値、火格子面積 2 m^2 以上あるいは焼却能力 200kg/h 以上)の排出基準が適用される。

イ 自動車排出ガス

自動車排出ガスによる大気汚染を防止するために、自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質についての規制が実施されている。

自動車排出ガスの規制は、昭和41年9月のガソリン車の一酸化炭素排出規制にはじまり、昭和43年6月に大気汚染防止法において許容限度が定められて以来、現在に至るまで、規制が強化されてきた。また、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」が平成4年6月3日に公布された。

大阪府では、同法に基づき「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画〔第1次〕」を平成5年11月に策定し、現在大阪府では、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕(大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第4次〕)」を令和6年3月に策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境対策を推進している。

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕」の概要については、表4-1-22に示すとおりである。また、「大気汚染防止法」では、大気汚染が著しくなり、政令等で定める一定の基準値(以下「要請基準」という)を超えた場合には、道路交通法上の交通規制の要請やドライバー等に自動車の運行自粛の協力要請などを行うこととしている。大気汚染に係る要請基準については、表4-1-23に示すとおりである。

なお、公道を走行しない特殊自動車を対象に、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和7年4月1日施行)」により、排出ガスが規制の対象となっている。

表4-1-22 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕」

第4次計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度までに対象地域全体(※)で二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を継続的・安定的に確保する。 (※)能勢町、豊能町、太子町、河南町、岬町、千早赤阪村以外の府内37市町 本計画の対策(最新規制適合車や電動車への転換等)を推進した場合の令和8年度の排出量の推計値である「指標値」を大阪府独自で設定し、すべての測定局で二酸化窒素(NO₂)が0.04ppmを下回るなど、さらなる大気環境の改善に向けて取り組む <p style="text-align: right;">(単位:トン)</p>				
	区分	【基準】 平成21年度	【実績】 令和3年度	【府独自指標値】 令和8年度 (H21比削減量)	【法定目標*】 令和8年度
	窒素酸化物(NOx)排出量	18,130	8,340	6,650 (▲11,480)	11,220
粒子状物質(PM)排出量	910	440	370 (▲540)	670	
*法定目標は、NO ₂ の場合は日平均値が0.06ppm以下を達成するための値					
第4次計画における取組方針と対策	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画の対策を継続しつつ、「電動車等の普及促進」など最新の取組みを踏まえて所要の改定を実施。 ※電動車等：電動車(電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池車(FCV)及びハイブリッド自動車)並びに天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車のこと。 計画達成のための対策 <ol style="list-style-type: none"> ①自動車単体規制の推進(最新規制適合車への転換促進等) ②車種規制の実施等(グリーン配送の推進等) ③電動車等の普及促進(官民協働による導入促進等) ④エコドライブの推進 ⑤交通需要の調整・低減(輸送効率の向上、荷主事業者の取組促進等) ⑥交通流対策(交通ネットワークの充実・強化、道路拡張・交差点改良等) ⑦普及啓発活動(大阪自動車環境対策推進会議における活動推進等) ⑧局地汚染対策 				
第4次計画における進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 「総量削減計画策定協議会」が施策の進捗を適切に点検・評価。 令和8年度の排出量推計値である「指標値」をもとに進捗管理を行うとともに、電動車の導入状況等により対策の進捗状況を把握。 				

表 4-1-2 3 大気汚染に係る要請基準

要請の種別	物質名	要請基準	手続き	関係法	
測定に基づく要請	一酸化炭素	1時間値の月平均値10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請する。	大気汚染防止法第21条第1項 昭和46年総理府・厚生省令第2号	
緊急時の措置	一般的協力要請	硫黄酸化物	1時間値0.2ppm以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合 1時間値0.3ppm以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合 1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態になった場合 1時間値の48時間平均値0.15ppm以上の大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康等に被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める。	大気汚染防止法第23条第1項 大気汚染防止法施行令第11条
		一酸化炭素	1時間値30ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.12ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
公安委員会への要請	公安委員会への要請	硫黄酸化物	1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合 1時間値0.7ppm以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合	都道府県知事は気象状況の影響により、大気の汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は、公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請する。	大気汚染防止法第23条第2項 大気汚染防止法施行令第11条
		一酸化炭素	1時間値50ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		二酸化窒素	1時間値1ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.4ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		

②水質に関する法令

「水質汚濁防止法」(昭和45年、法律第138号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、府条例第6号)に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水水について排水基準が設けられている。大阪府では、上乘せ条例により、より厳しい排水基準が設定されている。排水基準は、表4-1-2 4及び表4-1-2 5(1)～(4)に示すとおりである。また、忠岡町の特定事業場からの下水排除基準は、表4-1-2 6に示すとおりである。

表 4-1-2 4 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(有害物質)

(単位: mg/L)

有害物質の種類	地域	上水道水源地域	その他の地域	
			海域以外	海域
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003	0.03	
	シアン化合物	検出されないこと	1	
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	検出されないこと	1	
	鉛及びその化合物	0.01	0.1	
	六価クロム化合物	0.02	0.2	
	砒素及びその化合物	0.01	0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
	PCB	検出されないこと	0.003	
	トリクロロエチレン	0.01	0.1	
	テトラクロロエチレン	0.01 ^{注1}	0.1	
	ジクロロメタン	0.02	0.2	
	四塩化炭素	0.002	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	
	チウラム	0.006	0.06	
	シマジン	0.003	0.03	
	チオベンカルブ	0.02	0.2	
	ベンゼン	0.01	0.1	
	セレン及びその化合物	0.01	0.1	
	ほう素及びその化合物	1 ^{注2}	10	10
	ふっ素及びその化合物	0.8 ^{注2}	8	15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	10 ^{注3}	100	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.5	

備考

- は上乗せ条例により設定された基準である。
- 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第4項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域である。
- 上水道水源地域であっても、次の場合は上水道水源地域に係る上乗せ排水基準は適用されず、表中のその他の地域に係る排水基準が適用される。
 - 注1) テトラクロロエチレンについては、洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排水の量が10m³未満のもの
 - 注2) ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物については、旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場
 - 注3) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置する工事を行っているものを含む。)が、し尿処理施設に係る排水を排出する排出口から排出する水

表 4-1-25 (1) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(生活環境項目)

項目		許容限度
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
	化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
	浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
	フェノール類含有量	5mg/L
	銅含有量	3mg/L
	亜鉛含有量	2mg/L
	溶解性鉄含有量	10mg/L
	溶解性マンガン含有量	10mg/L
	クロム含有量	2mg/L
	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
	窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
	リン含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)
<p>1. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>2. 生物学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>3. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>4. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

表4-1-25(2) 生活環境項目(BOD、COD、SS)の上乗せ排水基準

区分	日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
D地域 ^{注1} における上乗せ排水基準								
既設 ^{注3}	その他の業種 ^{注2}	30以上5000未満	25	30	25	30	60	80
		5000以上	15	20	15	20	40	50
新設 ^{注3}	すべての業種	30以上200未満	20	25	20	25	20	25
		200以上5000未満	15	20	15	20	20	25
		5000以上	5	10	5	10	10	15
下水道処理区域に所在する既設特定事業場について								
既設 ^{注3}	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90
共同処理施設を設置する特定事業場								
既設 ^{注3}	すべての業種	30以上10000未満	25	30	25	30	65	85
		10000以上	20	25	20	25	60	80
新設 ^{注3}	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70
し尿処理施設を設置する特定事業場(特定施設として72号し尿処理施設のみを設置している特定事業場)								
既設	し尿処理施設を平成6年11月1日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む)	30以上	30	160 ^{注4}	120 ^{注5}	160 ^{注5}		
新設	上記以外の特定事業場	30以上	20	160 ^{注4}	20	160 ^{注5}		
下水道終末処理施設を設置する特定事業場(特定施設として73号下水道終末処理施設のみを設置している特定事業場)								
平成6年11月1日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む)	30以上	20	160 ^{注4}	120 ^{注5}	160 ^{注5}	70	200 ^{注6}	
上記以外の特定事業場	30以上	20	160 ^{注4}	20	160 ^{注5}	70	200 ^{注6}	
指定地域特定施設を設置する特定事業場(特定施設として指定地域特定施設のみを設置している特定事業場)								
既設	平成6年11月1日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む)	30以上1000未満	合併処理浄化槽40	160 ^{注4}	120 ^{注5}	160 ^{注5}		
			単独処理浄化槽90	160 ^{注4}	120 ^{注5}	160 ^{注5}		
		1000以上	30	160 ^{注4}	30	160 ^{注5}		
新設	上記以外の特定事業場	30以上	30	160 ^{注4}	30	160 ^{注5}		

注1) 上乗せ条例別表第3号イの表の備考5におけるD地域(事業計画地周辺地域)

注2) その他の業種とは、「食品製造業、飲料・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工製造業、化学工業、石油製品又は石炭製品製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業、ガス業、洗濯業」以外の業種

注3) 上乗せ排水基準は、下記の通り、特定事業場の設置時期によって異なる。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

なお、特定施設に指定された日については、水質汚濁防止関係法令のしおり(資料編)のP2~8の「特定施設等一覧」(令和元年7月 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課)に記載。

注4) 日平均排水量50m³以上の工場又は事業場から海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用される。

注5) 日平均排水量50m³以上の工場又は事業場から海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。

注6) 日平均排水量50m³以上の工場又は事業場に限り適用される。

表 4-1-25 (3) 生活環境項目(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)の上乗せ排水基準

(単位: mg/L)

区分	日平均排水量(m ³)	上水道水源地域 及びD地域 ^{注1}		左記以外		
		鉱油類 含有量	動植物油脂 類含有量	鉱油類 含有量	動植物油脂 類含有量	
既設 ^{注2}	すべての業種	30以上1000未満	4	20	5	30
		1000以上5000未満	3	15	4	20
		5000以上	2	10	3	10
新設 ^{注2}	すべての業種	30以上1000未満	3	10	4	10
		1000以上5000未満	2	10	3	10
		5000以上	1	5	2	5

注1) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第4項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域である。なお、D地域とは上乗せ条例別表第3号イの表の備考7におけるD地域を示す。

注2) 上乗せ排水基準は、下記の通り、特定事業場の設置時期によって異なる。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

なお、特定施設に指定された日については、水質汚濁防止関係法令のしおり(資料編)のP2~8の「特定施設等一覧」(令和元年7月 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課)に記載。

表 4-1-25 (4) 生活環境項目(その他)の上乗せ排水基準

(単位: pH(-)、大腸菌数(CFU/mL)、その他の項目(mg/L))

区分	日平均排水量(m ³)	30以上50未満		50以上			
		5.8~8.6					
pH	すべての業種	新設 ^{注1} 1					
フェノール類含有量		既設 ^{注1} D地域 ^{注2} 2					
		D地域 ^{注2} 以外 5					
銅含有量		3					
亜鉛含有量		2					
溶解性鉄含有量		10					
溶解性マンガン含有量		10					
クロム含有量		2					
大腸菌数		(日間平均)800					
窒素含有量		-		(日間平均)60		(最大)120	
燐含有量		-		(日間平均)8		(最大)16	

注1) 上乗せ排水基準は、下記の通り、特定事業場の設置時期によって異なる。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

なお、特定施設に指定された日については、水質汚濁防止関係法令のしおり(資料編)のP2~8の「特定施設等一覧」(令和元年7月 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課)に記載。

注2) D地域とは上乗せ条例別表第3号イの表の備考7におけるD地域を示す。

表4-1-26 特定事業場からの下水排除基準(忠岡町)

項目	単位	終末処理場に接続されている公共下水道の使用者			
		特定施設の設置者			その他の事業場
		50m ³ /日以上	30m ³ /日以上	30m ³ /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L以下	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L以下	1	1	1	1
有機リン化合物	mg/L以下	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及び7メチル水銀その他の水銀化合物	mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L以下	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L以下	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L以下	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L以下	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L以下	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L以下	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L以下	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L以下	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L以下	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物	mg/L以下	15	15	15	15
1,4-ジオキサン	mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類(毒性等量)	pg/L以下	10	10	10	10
フェノール類	mg/L以下	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L以下	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L以下	2	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L以下	10	10	10	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L以下	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L以下	2	2	2	2
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L未満	380(125)	380(125)	380(125)	380(125)
生物学的酸素要求量	mg/L未満	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
浮遊物質	mg/L未満	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)注:5	鉱物油	5	備考:3	備考:3	備考:3
	動植物油	30			
水素イオン濃度	水素指数	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)
温度	℃	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)
沃素消費量	mg/L未満	220	220	220	220
色又は臭気	—	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと
全窒素	mg/L未満	240(150)	240(150)	240(150)	240(150)
全りん	mg/L未満	32(20)	32(20)	32(20)	32(20)

備考1. pH、BOD、SSの()内の数値は、排水量が終末処理場の処理量の4分の1以上等の製造業又はガス供給業の事業場に適用される。

2. ダイオキシン類の直罰基準は、ダイオキシン類特別措置法に定める特定施設のみ適用される。

3. n-ヘキサン抽出物質に係る排除基準

平均的な排水量 (m ³ /日)	1000m ³ 未満	1000m ³ 以上 5000m ³ 未満	5000m ³ 以上
鉱物油	5	4	3
動植物油	30	20	10

4. 特定施設設置者におけるふっ素の排除基準は、当町の下水道排水処理を行っている大阪府湾岸北部水未来センターの放流先が海域であるため、下水道法施行令第9条の4第1項の規定に基づき15mg/Lが適用される。

5. 特定施設設置者におけるほう素の排除基準は、当町の下水道排水処理を行っている大阪府湾岸北部水未来センターの放流先が海域であるが、大阪府条例(水質汚染防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例別表第2項の規定)に基づき10mg/Lが適用される。

注) ■:公共下水道への排除が禁止されている基準(直罰基準) ■:除害施設の設置義務が課せられる基準(除害施設設置基準)

③騒音に関する法令

「騒音規制法」(昭和43年、法律第98号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、府条例第6号)に基づき工場・事業場騒音、特定建設作業に伴う騒音の規制、自動車騒音に係る措置が行われている。

工場・事業場騒音は表4-1-27、特定建設作業騒音は表4-1-28に示すとおりである。

なお、事業計画地は忠岡町の準工業地域に位置しており、工場・事業場騒音の規制基準の第三種区域、特定建設作業騒音の規制基準の1号区域に指定されている。

自動車騒音については、「騒音規制法」に基づき、表4-1-29に示すとおり要請限度が定められている。

表4-1-27 工場・事業場騒音の規制基準

区域の区分	朝(午前6時～午前8時)、夕(午後6時～午後9時)の基準値	昼間(午前8時～午後6時)の基準値	夜間(午後9時～翌日午前6時)の基準値
第一種区域 (第1・2種低層住居専用地域・田園住居地域)	45デシベル	50デシベル	40デシベル
第二種区域 (第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など)	50デシベル	55デシベル	45デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60デシベル	65デシベル	55デシベル
第四種区域 工業地域、工業専用地域の一部で学校・病院等の周辺など	60デシベル	65デシベル	55デシベル
第四種区域(その他の区域) 工業地域、工業専用地域の一部	65デシベル	70デシベル	60デシベル

表 4-1-28 特定建設作業騒音の規制基準

規制内容	1号区域における規制基準	2号地域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	85デシベル	
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
最大作業時間	一日あたり10時間	一日あたり14時間
最大作業期間	連続6日間	
作業日	日曜その他の休日を除く日	
特定建設作業の種類	<p><法又は条例></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業(注1) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) 7. トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) 8. ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) <p><条例></p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを越えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業(注1) 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 	
区域区分	第1, 2種低層住居専用地域、第1, 2種中高層住居専用地域、第1, 2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域(注3)のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内	工業地域及び条例の追加規制地域(注3)のうち1号区域以外の地域

注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。)を使用する作業を除く。(この場合は9の条例での届出を行うことになる。)

注3) 条例の追加規制地域とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定に定められた地域である。

表 4-1-29 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考

1. 区域区分は、市町村長が定め、忠岡町、泉大津市及び岸和田市は以下のとおりとなっている。
 < 忠岡町、泉大津市、岸和田市 >
 a 区域: 専ら住居の用に供される区域 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)
 b 区域: 主として住居の用に供される区域 (第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域)
 c 区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)
2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 (二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう) に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

④ 振動に関する法令

「振動規制法」(昭和 51 年、法律第 64 号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年、府条例第 6 号)に基づき工場振動、特定建設作業に伴う振動の規制、道路交通振動に係る措置が行われている。

工場振動及び特定建設作業に伴う振動は、表 4-1-30 及び表 4-1-31 に示すとおりである。

なお、事業計画地は忠岡町の準工業地域に位置している。

道路交通振動については、「振動規制法」に基づき、表 4-1-32 に示すとおり要請限度が定められている。

表 4-1-30 工場及び事業場振動の規制基準

区域の区分	昼間(午前 6 時～午後 9 時) の基準値	夜間(午後 9 時～翌日午前 6 時) の基準値
第一種区域 (第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、市街化調整区域など)	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域(Ⅰ) (近隣商業地域、商業地域、準工業地域など)	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域(Ⅱ) 工業地域、工業専用地域の一部で学校・病院等の周辺など	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域(Ⅱ)(その他の区域) 工業地域、工業専用地域の一部	70 デシベル	65 デシベル

表 4-1-3 1 特定建設作業振動の規制基準

規制内容	1号区域における規制基準	2号地域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	75デシベル	
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
最大作業時間	一日あたり10時間	一日あたり14時間
最大作業期間	連続6日間	
作業日	日曜その他の休日を除く日	
特定建設作業の種類	<法又は条例> 1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業(注1) 4. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注1) <条例> 5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業	
区域区分	第1, 2種低層住居専用地域、第1, 2種中高層住居専用地域、第1, 2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域(注2)のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内	工業地域及び条例の追加規制地域(注2)のうち1号区域以外の地域

注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注2) 条例の追加規制地域とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定に定められた地域である。

表 4-1-3 2 道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌6時)
	第一種区域		65デシベル
第二種区域		70デシベル	65デシベル

備考

区域区分は、市町村長が定め、忠岡町、泉大津市及び岸和田市は以下のとおりとなっている。

第一種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域)

第二種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

⑤悪臭に関する法令

「悪臭防止法」(昭和46年、法律第91号)では、工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、同法施行規則で定められた基準の範囲内で、地域の実状に応じ、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。

工場や事業所から排出される悪臭について、忠岡町は、表4-1-33～表4-1-37に示すとおり、悪臭防止法に基づき特定悪臭物質規制で規制基準が設定されている。

表4-1-33 悪臭の敷地境界における規制基準

悪臭物質(22項目)	規制基準値(ppm)	においの種類
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレールアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

注)悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質については、排出口における規制基準が設定されている。

表 4-1-3 4 悪臭の排出口における規制基準

規制基準値の算出式は以下に示すとおりである。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 流量(Nm³/h)

He : 排出口の高さの補正值(m)

Cm : 当該事業場の敷地境界線における規制基準値(ppm)

なお、排出口の高さの補正(有効煙突高さの計算)は以下のとおりである。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + 2.58/V}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

He : 補正された排出口の高さ(m)

Ho : 排出口の実高さ(m)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量(m³/sec)

V : 排出ガスの排出速度(単位 m/sec)

T : 排出ガスの温度(絶対温度)

表 4-1-3 5 悪臭の排出水中における規制基準

排出水量(m ³ /秒) 物質名(4項目)	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

注1) Q: 当該事業場の排出水量

注2) 有効数字は1桁

注3) 濃度の単位はmg/L

表 4-1-3 6 悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に規定する方法(排出口)

<p>(1) 気体排出口の実高さが15m以上の場合 気体排出口における規制基準は、次式より算出された臭気排出強度q_t(Nm³/min)とする。</p> $q_t = (60 \times 10^4) / F_{max} \quad A = (L/10) - 0.2255$ <p>この式において、</p> <p>q_t : 排出ガスの臭気排出強度(Nm³/min) F_{max} : <<別表>>に示す F(x)の最大値で、1 単位の臭気排出強度(1Nm³/sec)に対する地上臭気濃度の最大値(単位: sec/Nm³) L : 敷地境界上での規制(1号基準)基準値(10)</p> <p>なお、F(x)の算出方法については、別表に示すとおりである。</p>	
<p>(2) 気体排出口の実高さが15m未満の場合 気体排出口における規制基準は、次式より算出された臭気指数Iとする。</p> $I = 10 \times \log_{10}(K \times H_b^2 \times 10^{L/10})$ <p>I : 排出ガスの臭気指数 K : 排出口の口径の区分ごとに定められた値 排出口の口径が0.6m未満の場合は、0.69、0.6m以上0.9m未満の場合は0.20、0.9m以上は0.10とする。 H_b : 周辺建物の最大高さ(m) 周辺建物の最大高さHbは6.7m未満の場合は排出口の実高さの1.5倍、6.7m以上10m未満の場合は10m、10以上であって排出口の実高さの1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする L : 敷地境界上での規制(1号基準)基準値(10) 初期排出高さの算出は、次式による。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ(m)とする。</p> $H_i = H_0 + 2(V - 1.5)D$ <p>この式において、H_i、H_0、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H_i : 初期排出高さ(m) H_0 : 排出口の実高さ(m) V : 排出ガスの排出速度(m/sec) D : 排出口の口径(m)。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径</p>	
<p><<別表>></p> $F(x) = (1/3.14\sigma_y\sigma_z) \times \exp\left(-\frac{He(x)^2}{2\sigma_z^2}\right)$ <p>この式において、</p> <p>X : 排出口からの風下距離(m) σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(m) σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(m) $He(x)$: 排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(m)。ただし、次式におけるH_iとΔH_dの和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、0m。</p> $He(x) = H_i + \Delta H + \Delta H_d$ <p>H_i : 初期排出高さ(m) ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(m) ΔH_d : 次に掲げる初期排出高さの区分ごとに算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(m)</p> <p>H_iがH_b未満の場合: $-1.5H_b$ H_iがH_b以上H_bの2.5倍未満の場合: $H_i - 2.5H_b$ H_iがH_bの2.5倍以上の場合: 0 H_bは周辺最大建物高さ(m)</p>	

表 4-1-3 7 悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法(排水水中)

<p>次の式により排水水の臭気指数を算出する方法とする。</p> $I_w = L + 16$ <p>(この式において、I_w及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。 I_w: 排水水の臭気指数 L: 法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値(大気の臭気指数が十以上二十一以下))</p>

⑥地盤沈下に関する法令

地盤沈下に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年、法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年、法律第 100 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水の採取について規制が行われている。事業計画地は、「工業用水法」（昭和 31 年、法律第 146 号）の規制の対象地域であり、本事業計画は地下水の採取を行わない。

なお、大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、大阪府全域に地下水採取量報告を義務付けている。

⑦土壌に関する法令

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）は、次の(1)～(3)の場合に、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告する必要がある。

- (1) 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
- (2) 一定規模以上の土地の形質の変更の届出をした結果、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき
- (3) 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

都道府県知事等は、土壌の汚染状態が指定基準に適合しないとき、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。

人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な要措置区域では、土地の所有者等は、講じようとする汚染の除去等の措置を記載する汚染除去等計画を作成し提出しなければならない。一方、形質変更時要届出区域では、汚染除去等の措置を求められることはないが、土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事等にあらかじめ届出が必要になる。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の法と異なる特徴は(1)～(6)に示すとおりである。なお、法と府条例において同じ内容の規定がある場合は、法と府条例の運用の考え方は同じである。

- (1) 対象物質にダイオキシン類を追加
- (2) 対象施設に有害物質使用届出施設及びダイオキシン特定施設を追加
- (3) 稼働中の有害物質使用特定施設若しくは届出施設等が設置されている工場敷地における同一の工場等以外の用途で利用するための土地の形質変更時の土壌汚染状況調査の実施
- (4) 3,000m²以上の土地の形質変更時等の管理有害物質の使用履歴等の調査及び報告
- (5) 自主調査等の指導・助言、土地所有者等の責務
- (6) 有害物質使用特定施設等設置者による土地所有者等への情報の提供

なお、特定有害物質・管理有害物質及び基準値については、表 4-1-38 に示すとおりである。

表4-1-38 特定有害物質・管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
管理有害物質(府条例)	特定有害物質(法) 揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	—	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下	1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン(D-D)	—	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン(塩化メチレン)	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
		特定有害物質(法) 重金属等 (第二種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
	六価クロム化合物		六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
	シアン化合物		遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下 検出されないこと	水銀 0.005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物		セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
	鉛及びその化合物		鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
	砒素及びその化合物		砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
	ふっ素及びその化合物		ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下	
	特定有害物質(第三種) 農薬等	シマジン(CAT)	—	0.003 以下	0.03 以下
		チオベンカルブ(バンチオカーブ)	—	0.02 以下	0.2 以下
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
		PCB(ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	—	—

注) 土壌含有量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準
 土壌溶出量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準
 mg/kg(土壌1キログラムあたりミリグラム)、mg/L(検液1リットルあたりミリグラム)、
 pg-TEQ/g(土壌1gあたりピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン毒性換算値])

⑧景観に関する法令

大阪府では、美しい世界都市・うるおいのある世界都市の実現を目指して、世界に誇ることができる魅力ある都市空間と、誰もが愛着を感じることでできる生活空間を創造し、大阪の景観づくりを進めるため、平成10年10月に「大阪府景観条例」が制定された。

大阪府景観条例では、良好な広域景観の形成を推進するため、「大阪府景観形成基本方針」並びに「大阪府公共事業景観形成指針」を策定するとともに、景観形成地域を指定し、建築物等の外観・色彩・緑化について規制・誘導が実施されてきた。

また、平成17年6月に全面施行された景観法の制度を活用していくため、「大阪府景観条例」(平成30年4月1日施行)、「大阪府景観形成基本方針」(平成20年4月1日施行)、「大阪府公共事業景観形成指針」(平成20年10月1日施行)を改正し、法に基づく景観計画の策定の方針や位置づけ、法の施行に関し必要な事項を定め整備された。

大阪・関西を訪れる外国人観光客が年々増加し、未来に向けた魅力ある景観づくりの絶好の機会となり、また、地方分権により景観行政団体となる市町村が増加し、市町村独自の景観形成が進む一方で、行政区域を越えた広域的な景観形成が課題となっている状況から、「大阪府景観形成基本方針」が見直され、平成 30 年 1 月に「都市景観ビジョン・大阪」として策定された。

⑨廃棄物に関する法令

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(ア) 排出事業者について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)は、平成 22 年の法改正により、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合における努力義務として「処理の状況に関する確認を行うこと」が明確化されるなど排出事業者責任がさらに強化された。

産業廃棄物は、それを発生させた事業者が最後まで責任をもって最終処分又は再生しなければならない。この責任は処理業者に処理を委託しても免じられるものではない。昭和 45 年に制定された廃棄物処理法によって、産業廃棄物に関する規制が初めて導入されたが、法の施行当初から排出事業者責任については、次のように定められており、この規定は現在も変わっていない。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め(中略)なければならない。

その後、累次の法改正によって、排出事業者責任の内容が具体的に規定され、現在では、処理業者への委託に当たっての排出事業者の努力義務として、次のように定められている。

(事業者の処理)

第 12 条

- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

また、平成 22 年法改正により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は、元請業者が負うことが明確になった。

このように排出事業者責任が強化されてきた背景には、大規模な不法投棄事件が相次いで発生したことがあげられ、不法投棄をなくすためには、個々の排出事業者が、委託している処理業者任せにするのではなく、責任をもって適正処理を確保することが必要である。

また、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法及び政令で定められた 20 種類と輸入廃棄物であり、これらに該当しない廃棄物は「一般廃棄物」

である。なお、紙くず等の7種類については、特定の事業活動に伴うもののみ、「産業廃棄物」に該当し、その他の事業活動に伴うものは、「(事業系)一般廃棄物」となる。また、産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となる。また、表4-1-39、表4-1-40及び表4-1-41に示す判定基準に適合しないものについても、「特別管理産業廃棄物」となる。

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者になることも可能である。

特別管理産業廃棄物管理責任者となるためには、施行規則で定める資格が必要となる。また、保管、運搬、処分に当たり、より厳しい基準が設けられており、事業所に帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の処理について記載し、保存しなければならない。

表4-1-39 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物との判定基準¹⁾²⁾

産業廃棄物 有害物質	燃え殻 ばいじん 鉱さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの		廃酸、 廃アルカリ
			廃酸、廃アルカリ以外の場合	廃酸、廃アルカリの場合	
試験方法(単位)	溶出試験(mg/L以下) ³⁾			含有量試験(mg/L以下) ³⁾	
アルキル水銀化合物	不検出 ⁴⁾⁸⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
トリメチル又はその化合物	0.09 ⁵⁾	0.09 ⁵⁾	0.09 ⁵⁾	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
有機燐化合物 ⁶⁾	—	1	1	1	1
六価クロム化合物	1.5 ⁵⁾	1.5 ⁵⁾	1.5 ⁵⁾	5	5
砒素又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
シアン化合物	—	1	1	1	1
PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
セレン又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
1,4-ジオキシン	0.5 ⁷⁾	0.5	0.5	5	5

注1) 判定基準は、総理府令第5号、廃棄物処理法施行規則別表2(廃酸・廃アルカリ)による。

注2) 指定下水汚泥は省略。

注3) 溶出試験の基準値は、溶媒中に溶出した濃度、含有量の基準値は廃酸、廃アルカリに含まれる濃度を示す。

注4) アルキル水銀化合物の不検出とは、アルキル水銀化合物の検出限界0.0005mg/Lをいう。

注5) 金属類の基準値は、3倍値基準(土壌に吸着されやすいことが考慮され、排水基準の3倍の値が採用されている)である。

注6) 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン、EPN(オルトエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネート)をいう。

注7) ばいじん及びその処理物に適用。

注8) 燃え殻を除く。

出典:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり」(令和7年4月、大阪府)令和7年8月閲覧

表 4-1-40 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物との PCB 処理物に係る判定基準

処分するために処理したものの種類	溶出試験	含有試験
廃油	—	0.5 mg/kg以下
廃酸、廃アルカリ	—	0.03 mg/L以下
廃プラスチック類、金属くず	PCB が付着又は封入していないこと	
陶磁器くず	PCB が付着していないこと	
上記以外のもの	0.003 mg/L 以下	—

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり」（令和7年6月更新、大阪府）令和7年8月閲覧

表 4-1-41 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とのダイオキシン類に係る判定基準

廃棄物の種類	含有試験
廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻	3ng-TEQ/g 以下
製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん	
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設※を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3ng-TEQ/g 以下
上記廃棄物を処分するために処理したもの	廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L 以下

注) 表中※はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設を示す。

(イ) 施設設置者について

廃棄物処理施設の主な技術上の基準等については、表 4-1-42 に示すとおりである。

表 4-1-42 主な技術上の基準等

構造基準等	廃棄物処理施設
全ての廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上の安全性。 ・腐食防止のための構造。 ・飛散等の防止のための構造。 ・騒音・振動の発生防止のための構造。 ・汚水等漏れ防止のための構造。^{※1)} ・受入設備及び貯留設備の容量確保^{※2)}
焼却施設 (ガス化改質除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの定量供給装置の設置。 ・燃焼室の構造(摂氏 800℃以上での焼却が可能、燃焼ガスが摂氏 800℃以上で 2 秒間滞留可能。) ・燃焼室中の燃焼ガス温度の記録装置の設置。 ・冷却設備の構造。 ・集じん器に流入する燃焼ガス温度の記録装置の設置。 ・排ガス処理設備の設置。 ・排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録装置の設置。 ・ばいじんと焼却灰の分離排出・貯留のための設備の設置。 ・灰出し設備の設置。 ・流出防止堤等の設置。(廃油)^{※2)} ・廃油の床等への不浸透性。(廃油)^{※2)}
破砕施設	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散防止に必要な集じん器、散水装置等の設置。 ・防爆設備等の設置^{※1)}

※1) 一般廃棄物処理施設のみ

※2) 産業廃棄物処理施設のみ

施行令第7条で定める産業廃棄物処理施設(表 4-1-43 参照)を設置し、又は構造等の変更をする場合には知事の許可を受けなければならない。

設置の許可を受けるためには、施行規則等で定める技術上の基準に適合しているほか、周辺地域の生活環境の保全及び一定の周辺施設について適正な配慮がなされた設置計画・維持

管理計画であることが必要である。

また、産業廃棄物処理施設の設置者には帳簿の記載と保存のほか、次に掲げる事項が義務付けられている。

- (1) 適正な維持管理(法律第15条の2の3第1～2項、法律第15条の2の4)
- (2) 技術管理者の設置(法律第21条第1～3項)
- (3) 産業廃棄物処理責任者の設置(法律第12条第8項)
- (4) 処理施設の定期検査(法律第15条の2の2)
- (5) 産業廃棄物の処理施設における事故時の措置(法律第21条の2第1～2項)

表4-1-43 産業廃棄物処理施設の種類(施行令第7条)

処理施設の種類		対象規模	備考		
中間 処理	1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの		
	2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力10m ³ /日を超えるもの	
			天日乾燥	処理能力100m ³ /日を超えるもの	
	3	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ処理能力5m ³ /日を超えるもの ロ処理能力200kg/時間以上のも ハ火格子面積2m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く	
	4	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの		
	5	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ処理能力1m ³ /日を超えるもの ロ処理能力200kg/時間以上のも ハ火格子面積2m ² 以上のもの	廃PCB等を除く 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く	
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日を超えるもの	中和槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く	
	7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの		
	8	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1)処理能力100kg/日を超えるもの (2)火格子面積2m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く	
	8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの	事業者が設置する移動式のものを除く	
	9	施行令別表第3の3に掲げる物質 ^{注1} 又はケイシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全てのもの		
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全てのもの		
	10の2	廃水銀等の硫化施設	全てのもの		
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全てのもの		
	11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全てのもの		
	12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全てのもの		
	12の2	廃PCB等 ^{注2} 又はPCB処理物の分解施設	全てのもの		
	13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全てのもの		
	13の2	産業廃棄物の焼却施設(上記3、5、8、12に掲げるものを除く)	次のいずれかに該当するもの (1)処理能力200kg/時間以上のも (2)火格子面積2m ² 以上のもの		
	最終 処分	14	最終処分場	イ.遮断型最終処分場	全てのもの
ロ.安定型最終処分場				全てのもの (水面埋立地を除く)	施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物
ハ.管理型最終処分場				全てのもの	イ、ロ以外の産業廃棄物

注1) 施行令別表第3の3に掲げる物質：

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、フェノール類、1,4-ジチオソ

注2) PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法令

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成14年5月30日施行)における対象建設工事は、届出が必要となり、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている特定建設資材(「コンクリート」、「アスファルト」、「木材」)を現場で分別すること、分別解体をすることによって生じた特定建設資材廃棄物(コンクリート廃材、鉄筋コンクリート廃材等、アスファルト廃材、廃木材)について再資源化を行うことなど、計画的に工事を施工することが義務付けられている。なお、分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、下記のとおりである。

- 1) 建築物の解体工事では床面積 80m² 以上
- 2) 建築物の新築又は増築の工事では床面積 500m² 以上
- 3) 建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上
- 4) 建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が 500 万円以上

ウ 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制

石綿(アスベスト)を含む建材(石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1%を超えるもの)を使用した建築物等の解体・改造・補修の作業にあたっては、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、適切な飛散防止対策をとるべきことが規定されている。なお、現行施設の解体前にアスベストの事前調査を実施し、アスベストが確認された場合は、適切に処分する。

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要については、表 4-1-4 5 及び図 4-1-7 に示すとおりである。

エ ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」(令和7年6月1日施行)に基づく基準は、表 4-1-4 4 に示すとおりである。

表 4-1-4 4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準

(単位: ng-TEQ/m³N)

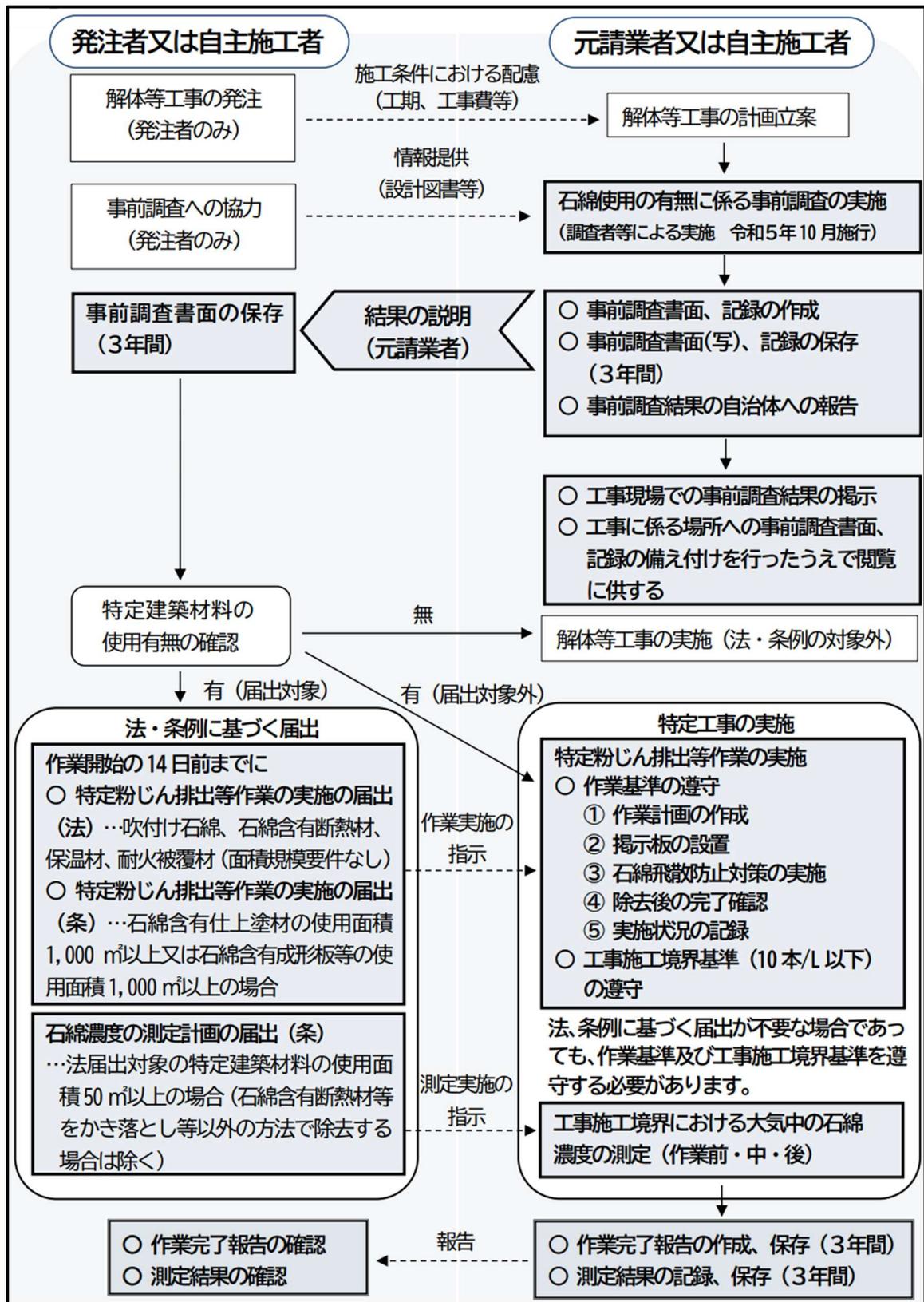
特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準	
			H13. 1-H14. 11	H14. 12-
廃棄物焼却炉 (焼却能力が 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0. 1	80	1
	2/t/h-4t/h	1		5
	2t/h 未満	5		10
廃棄物焼却炉において生じたばいじん、焼却灰、燃え殻等の処理基準 3ng-TEQ/g 以下				

表 4-1-4 5 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要

作業の種類	作業基準 ○法、●条例	届出の種類及び届出の規模要件
<p>〈かき落とし、切断、破砕により除去する場合または、封じ込め、囲い込みを行う場合〉 吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○作業場の隔離 ○前室の設置 ○集じん・排気装置の設置 ○集じん・排気装置の稼動確認 ○作業場及び前室の負圧確認 ○集じん・排気装置の排気口での粉じんの迅速測定 ○隔離養生解体前の清掃や特定粉じんの処理、飛散するおそれがないことの確認 ○薬液等による湿潤化 ○除去部分への薬液散布 ●排出水の処理 等 	<p>全ての工事について、大気汚染防止法に基づく届出が必要</p>
<p>〈かき落とし、切断、破砕以外の方法で除去する場合〉 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○除去を行う部分の周辺養生 ○薬液等による湿潤化 ○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ○除去部分への薬液散布 ●排出水の処理 等 	<p>全ての工事について、大気汚染防止法に基づく届出が必要^(注1)</p>
<p>石綿含有仕上塗材の除去 (日本産業規格 (JIS) A6909)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○薬液等による湿潤化 ○電気工具を用いて除去する際の周辺養生 ○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ●排出水の処理 ●飛散防止幕の設置 等 	<p>石綿含有仕上塗材の使用面積が 1,000m² 以上の場合、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要</p>
<p>石綿含有成形板等^(注2)の除去</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○原形のまま取り外し ○原形のまま取り外すことが困難な場合は、薬液等による湿潤化 ○ケイカル板第 1 種の除去で切断、破砕を伴う場合は、除去を行う部分の周辺養生 ○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ●飛散防止幕の設置 ●除去後の石綿含有成形板等の破砕の回避 ●除去後の石綿含有成形板等をやむを得ず切断する場合は、集じん装置付きの切断機の使用 ●排出水の処理 等 	<p>石綿含有成形板等の使用面積が 1,000m² 以上の場合、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要</p>

注1) 石綿含有保温材等で直接石綿部分に触れず非石綿部での切断による除去で、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には大気汚染防止法の届出は不要である。ただし、石綿予防規則では石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされており、また、法を所管する自治体によっては届出が必要な場合もあるので、作業場所を所管する自治体に確認が必要である。なお、劣化等があり石綿飛散のおそれがある場合には、切断等による除去と同等の措置を講じる必要があり、届出も必要である。

注2) 石綿含有成形板等とは吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材、石綿含有仕上塗材を除くすべての石綿含有建築材料であり、令和3年3月まで対象外であった石綿含有下地調整塗材や樹脂等で被覆、固化された建材(ビニル床シート等)も含まれる。



出典：「大気関係 届出のしおり 大気汚染防止法 大阪府生活環境の保全等に関する条例(特定粉じん排出等作業)」(令和6年4月、大阪府環境農林水産部環境管理室)

図 4-1-7 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要

4-1-8 環境基本計画等

(1) 環境基本計画

① 2030 大阪府環境総合計画

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、表 4-1-4 6 に示すとおりである。

本計画は、大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している。

表 4-1-4 6 2030 大阪府環境総合計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	【大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会】 ・大都市・大消費地として、府域のCO ₂ 排出量実質ゼロ、大阪湾のプラスチックごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現 ・大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築
2030年の実現すべき姿	【いのち輝くSDGs未来都市・大阪 ー環境施策を通じてー】 ・今後10年間は、2050年のめざすべき将来像の実現に向けた足掛かりを確実にするため、具体的な取組みを速やかに展開すべき重要な期間 ・以下の5つの分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進 「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」
施策の基本的な方向性	【中・長期的かつ世界的な視野】 ・経済のグローバル化等による世界の相互依存の高まりや世界人口の増加により、エネルギー、水、食料等の需要が増大した結果、地球環境の悪化は深刻化 ・大阪が将来にわたって成長・発展していくためには、府域のみならず世界全体の健全な環境と安定した社会・経済が必要不可欠であるとともに、中・長期的な視点で課題解決に取り組むことが必要 【環境・社会・経済の統合的向上】 ・SDGsの考え方も踏まえて、環境施策を通じて環境保全の効果を最大限発揮する取組みとあわせて、社会の公正性・包摂性・強靱性の向上と、持続的な経済成長の確保が重要 ・以下の4つの観点を踏まえて、環境施策を展開 「外部性の内部化(負担も評価も公正に)」、「環境効率性の向上(より環境を効率よく)」、「環境リスク・移行リスクへの対応(リスクをチャンスに捉えた行動を)」、「自然資本の強化(自然をめぐみ豊かに)」
施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行	○施策の基本的な方向性を幹とし、分野別の個別計画を枝として施策を展開することにより樹木が成長し、その成果が果実となり、環境・社会・経済に恩恵を及ぼすことを通して、2030年「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現し、2050年の将来像の実現につなげます。 【脱炭素・省エネルギー】 ・地球温暖化対策実行計画 【資源循環】 ・循環型社会推進計画 ・食品ロス削減推進計画 【全てのいのちの共生】 ・生物多様性地域戦略(策定予定) 【健康で安心な暮らし】 ・生活環境保全目標 ・海岸漂着物等対策推進地域計画 【魅力と活力ある快適な地域づくり】 ・環境教育等行動計画 ・みどりの大阪推進計画 ・ヒートアイランド対策推進計画
進行管理	○毎年度、施策の進捗状況をPDCAサイクルにより確認し、継続的に改善 ○2025年頃を目途に、計画の中間見直しを実施

出典：「2030 大阪府環境総合計画」(2021年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

②泉大津市第3次環境基本計画

「泉大津市第3次環境基本計画」の概要は、表4-1-47に示すとおりである。

本計画は、泉大津市環境基本条例に基づき策定するものであり、また泉大津市の将来のあるべき姿及び進むべき方向について基本的な指針を示した「第4次泉大津市総合計画」に即すとともに、国及び大阪府の各種環境関連計画との整合性を図りながら、泉大津市の分野別行政計画と連携し、泉大津市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけられている。

表4-1-47 泉大津市第3次環境基本計画の概要

項目	概要
計画の期間	令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）まで
望ましい環境像	身近な自然・環境を次世代へ引き継ぐ 持続可能なまち泉大津
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 未来へつなぐまちづくり<地球環境> 2. ものを大切にすまちづくり<資源循環> 3. 安全・安心で快適なまちづくり<生活環境> 4. 住み続けたいまちづくり<自然・文化環境> 5. 多様な主体の協働・連携によるまちづくり<環境共育>
基本目標別の施策の展開	<p><地球環境> ライフスタイル・ビジネススタイルの変革、再生可能エネルギーなど CO₂ 排出量が少なくなる選択、気候変動に備えた適応策を推進</p> <p><資源循環> 4Rの取組みを展開し、ごみを出さないまちづくりを推進</p> <p><生活環境> 身近な環境を守るとともに安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進め、まちなみ・景観美化を推進</p> <p><自然・文化環境> 歴史・文化環境の保全と整備、生物多様性の保全に配慮した認証制度の周知と認証製品の普及</p> <p><環境共育> 多様な主体の協働・連携のもと市全体の環境への理解を深め、周辺市町や農山村を有する自治体や民間事業者と地域間連携の取組みを推進</p>

出典：「泉大津市第3次環境基本計画」（令和5年3月、泉大津市）令和7年8月閲覧

③岸和田市環境計画

「岸和田市環境計画」の概要は、表4-1-48に示すとおりである。

「岸和田市環境計画」は、「岸和田市まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)」(平成22年12月策定)の基本目標と「岸和田市環境保全条例」(平成15年6月20日条例第16号)に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けられている。

表4-1-48 岸和田市環境計画の概要

項目	概要
計画の期間	令和7年(2025年)度まで
岸和田市の 目指す方向	自然を友に 人・まち・未来
基本目標	1. 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る 2. 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する 3. 持続可能な循環型社会を形成する 4. 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する
取り組みの柱と方針	【1. 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る】 (1) 生物多様性の保全 (2) 自然資源の利用の促進 【2. 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する】 (1) 生活環境の保全 (2) 快適で美しいまちづくりの推進 (3) 健全な水環境・水循環の創出 【3. 持続可能な循環型社会を形成する】 (1) 低炭素な暮らしや事業活動の推進 (2) 減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進 【4. 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する】 (1) 環境に関する情報の公開・提供の推進 (2) 地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進

出典：「岸和田市環境計画」(平成28年3月更新、岸和田市)令和7年8月閲覧

(2)みどりの計画

①みどりの大阪推進計画

「みどりの大阪推進計画」の概要は、表4-1-49に示すとおりである。

大阪府では平成21年12月、「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、「みどりの大阪推進計画」を策定した。

本計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪21推進プラン」(平成8年策定)と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」(平成11年策定)を統合し、府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すものである。

表4-1-49 みどりの大阪推進計画の概要

項目	概要
計画期間	21世紀の第1四半期(2025年(令和7年))まで
みどりの将来像	みどりの風を感じる大都市 大阪
目標・指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約4割以上確保 ・緑化の目標(市街化区域)：緑被率20%(現況の1.5倍) 指標(3年毎検証) 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす《約5割⇒約8割》 最近みどりに触れた府民の割合を増やす《約4割⇒約8割》
基本戦略	<ul style="list-style-type: none"> 【みどり豊かな自然環境の保全・再生】 ・周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現 【みどりの風を感じるネットワークの形成】 ・主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がり確保 【街の中に多様なみどりを創出】 ・屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を推進 【みどりの行動の促進】 ・府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を促進

出典：「みどりの大阪推進計画」(平成21年12月、大阪府)令和7年8月閲覧

②忠岡町みどりの基本計画

「忠岡町みどりの基本計画」の概要は、表4-1-50に示すとおりである。

「みどりの基本計画」は、都市緑地法（旧都市緑地保全法）第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、忠岡町の総合的な指針である「忠岡町総合計画」を上位計画として、「忠岡町都市計画マスタープラン」におけるみどりに関する方針をより具体化するものとして位置付けられ、大阪府の「みどりの大阪推進計画」の趣旨を反映して作成した。また、防災・交通・産業等その他部門別計画と調和が保たれ、かつ、今後の住民・事業者・行政が一体となったみどり施策の指針となることが期待される。

表4-1-50 忠岡町みどりの基本計画の概要

概要	
目標年次	「忠岡町都市計画マスタープラン」の考え方を踏まえて令和12年とし、社会情勢等の変化を鑑みて、必要に応じて見直しを行う
基本理念	市街地の限られた空間を利用した「効率的・効果的なみどり」を創出する
みどりの基本方針	
「環境保全」 生物多様性の保全、 親水空間の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園及び公共施設緑地等の保全 ・アイレベルで感じられる公園緑化 ・まとまった緑拠点を創出するため、緑地等の集約可能性を検討 ・都市公園及び公共施設緑地等の整備、更新においては、緑化樹の寄付等の官民連携手法を積極的に活用し、適正なみどりの配置により、ゆとりと潤いが感じられる環境を創出 (2) 緑道、街路樹の配置 ・緑道整備の検討や街路樹の保全による緑のネットワーク形成 (3) 社寺林等の保全 (4) 市街地農地の保全 (5) 公共施設等における植栽地の保全 ・公共施設内のみどりの充実に努め、町全体で豊かなみどり環境の形成 (6) 民間施設における緑化の推進
「防災」 災害時の避難地・避難路、 防災のためのみどりの確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難地となるオープンスペースの確保 ・街区・近隣公園・緑地、児童遊園・広場をコミュニティ単位の防災活動拠点として位置づけ備蓄倉庫等の防災機能の充実に必要に応じて推進 ・大規模災害の発生を想定した、オープンスペースの確保 ・公園緑地等の利用者に対する情報伝達手段の確保 ・延焼防止のためのポケットパーク等の設置誘導策を検討 (2) 避難路等の確保 ・倒壊建物等による避難路閉塞を防止するための街路樹の保全 (3) 街路樹及び公園内樹木等の整備 本臨海部等に位置する主要な街路や公園等において、津波や強風に対する被害軽減効果の発揮にも配慮した街路樹や公園内樹木等の配置を検討
「景観」 景観形成、快適な生活環境 の創出	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川や海辺を中心とした水辺地域の景観形成 ・大津川、牛滝川における良好な水辺景観の形成 (2) 街路樹の整備 ・路線別に特色ある街路樹を保全・育成 (3) 緑道の整備 ・旧堤塘敷の修景を考慮した緑道整備の検討 (4) 公共施設等の緑化 ・地域の象徴的な公共施設等の緑化を推進し、良好な都市景観の形成 (5) 地域コミュニティと連携した地域の緑化 「大阪府みどり基金を用いた緑化樹配付事業」等を活用し、地域単位での住民・事業者等と連携した緑化意識の醸成や民間の緑化推進の仕組みづくり
「健康・レクリエーション」 みどり豊かで質の高い余暇 空間確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住区基幹公園等の配置 ・未整備の都市公園の整備を検討 ・既存都市公園ストックの有効活用に重点を置き、利用者ニーズの変化等を踏まえ、再整備・機能の再編等への取り組み (2) 都市緑地の配置 (3) 身近な公園・広場の配置 ・児童遊園・広場等については、多様なレクリエーションニーズに対応できる空間形成 (4) 臨海地域の機能充実 ・新浜地区のまとまったみどり空間へのアクセス性の向上 (5) 水辺を活かしたレクリエーション機能の充実 (6) 農業を活かしたレクリエーション機能の充実 (7) 学校・グラウンド

出典：「忠岡町みどりの基本計画」（令和4年6月、忠岡町）令和7年8月閲覧

③ともいき泉大津(緑の基本計画)

「ともいき泉大津(緑の基本計画)」の概要は、表4-1-51に示すとおりである。

「緑の基本計画」は、平成6年に都市緑地保全法の中に位置づけられ、現在は都市緑地法第4条に定められている。この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進のために必要な事項を定めることで、良好な都市環境の形成により健康で文化的な都市生活を確保することを目的としている。緑の基本計画はこの目的に沿って、都市のみどりとオープンスペースのすべてに関する総合的な計画として、法律に根拠をおく計画制度である。

表4-1-51 ともいき泉大津(緑の基本計画)の概要

概要			
計画年次	2019年度末から、概ね20年後を見据えながら、おおそ10年後(中間年次:2029年、目標年次:2039年)		
理念	<「ともいき泉大津」みどりを紡ぐまちづくり> ・自身とひとつの環境との「ともいき」によってのみ、わたしたちのいのちの営みが可能になる。この環境への態度を織物のまち泉大津に展開する。		
理念の表現	基本方向	基本メニュー	施策メニュー
暮らしと 共にある 「みどり」	身近なみどり育て	地域の核づくり	・学校緑化の推進 ・地域の核になる施設のシンボルツリー植栽 ・みどり豊かな文教通りづくり ・前庭や建物周りを緑化空間とした修景
		市民参加の沿道修景	・敷地境界付近の緑化によるまちなみづくり ・アドプト・プログラムによる緑化の推進
		企業市民の手によるまちの修景	・環境を向上させる緑化によるまちなみづくり ・住宅緑化に連動する住工複合地の工場緑化 ・工場緑化による企業印象の向上
	骨格となるみどり整備	都市の骨格づくり	・フェニックス緑地と大津川を結ぶ自然軸整備 ・南海本線の高架下を活用したみどり軸整備
		骨格の緑化推進	・通りに愛称を持たせた個性づくり ・道路空間の一体的な修景と歩行環境の整備
		都市の回遊動線づくり	・旧街道と大津川緑地で構成する遊歩動線づくり ・避難路の可能性を持つ「やすらいの川路」整備
	身近な公園整備	歩いて行ける公園の有効な活用	・実情に応じた小規模公園の有効な活用
		開発公園の機能の充実	・開発に伴う公園への大樹の導入 ・駅周辺整備に伴う駅前広場の充実
		公園の快適性の向上	・うるおいのある水景の整備 ・日だまりと木陰の充実
	いのちと 共にある 「みどり」	陸水が息づくまち	大津川緑地の整備
鳥や虫と同じ空間に暮らす		水辺のうるおい整備	・自然環境としての大津川の整備
		環境教育の場づくり	・公園の一角の自然づくり ・いのち豊かな学校共園づくり
		緑地保全地区の指定	・良質でまとまりのあるみどり空間の保全
多様ないのちに守られる		避難緑地のネットワーク	・避難地や支援活動拠点となるみどり空間の整備
	市民参加のきっかけづくり	・参加機会づくりと参加促進のための緑化空間の開放 ・民有空間をソフト面で応援するメニューの整備	
個性と 共にある 「みどり」	主人公になる	緑化を応援する施策整備	・緑化を支援するメニューづくり ・アドプト・プログラム制度の奨励
	みんなで考える	みどりの学習会	・人の話を聞く ・人に技を習う ・人に自分を伝える
		みどりのまちづくり	・まちづくりに関する市民会議との連携 ・市民参加の公園づくり
	個性を認め合う	認めて活かす制度づくり	・まちのみどり先生制度 ・みどりの顕彰制度

出典:「ともいき泉大津(緑の基本計画)」(令和元年6月、泉大津市)令和7年8月閲覧

④岸和田市みどりの基本計画

「岸和田市みどりの基本計画」の概要は、表4-1-5 2に示すとおりである。

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。岸和田市の長期的なみどりに関する総合計画として、望ましいみどりの目標を定め、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、市民、事業者、行政が一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開するための指針となるものである。

表4-1-5 2 岸和田市みどりの基本計画の概要

項目	概要
計画期間	目標年次 2037 年度
対象とするみどり	本計画で対象とする「みどり」は、樹木や草花等の植物のみを意味するのではなく、森林がひろがる和泉葛城山系の山地部から丘陵部の森林、市街地の樹林、樹木、草花、公園、2017(平成 29)年の都市緑地法改正において新たに緑地の定義に含まれた農地に加え、これらと一体になった水辺やオープンスペース等を対象とする。
みどりの機能	・都市におけるみどりは、人が適正な保全・整備・管理を行うことで都市環境維持・改善の機能、防災機能、景観構成機能、健康・レクリエーション機能等といった多様な機能を発揮する。 ・また、みどりの活用をきっかけとして、交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化等の多様な分野の活動が活発化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高める効果が注目されている。
基本理念	基本理念は「みどりでつなぐ海と山 みんなで守り育てるみらいのみどり」である。 将来世代に今のみどりを残すだけでなく、さらにふやし、育てていくため、基本理念にもとづいて「みどりの基本計画」を進める。
みどりの将来像	・自然豊かな自然軸(春木川、牛滝川、津田川)が市内を貫き、みどりの連続性と海から山、山から海へと向かう生きものの道をつくりだす。 ・市街地の中には、日常生活におけるみどりの拠点として都市公園を適切に配置し、社寺等の歴史的趣を残すみどりの保全を図る。また、神於山等の里山を保全する。
基本方針の概要	<p>・「基本的な考え方」と「求められる都市のみどりの機能」を踏まえ「基本方針」を設定する。この基本方針は、本計画で施策を展開していく際の基本となる考え方である。</p> <p>・「基本方針」では、基本理念の考え方である「守る」、「育てる」に加え、「求められる都市のみどりの機能」を効果的に発揮させるための「創出」、「つながり」を加えている。また、これらの取組は、行政や一部の市民だけで取り組むのではなく、これまで以上に多くの担い手が重要となるため、方針1~4を支える5つめの方針として、「みどりの担い手づくり」を設定する。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 都市を形づくるみどりの保全(周囲の山並み・河川のみどり) 2) 岸和田を特徴づけるみどりの保全と創出(歴史と文化に組み込まれたみどり) 3) 都市に生きものを呼び込む自然軸の保全と復元(自然軸としての河川) 4) 生活環境の魅力を高めるみどりの整備(市街地のみどり、都市公園のみどり) 5) みどりの連続性の確保(山地のみどりと市街地のみどりの連続) 6) 「身近な自然」の保全と復元(ため池、農耕地、里山等のみどり) 7) みどりの担い手の育成 <p>【求められる都市のみどりの機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> A) くらしと自然を守っていくみどり(環境保全系統) B) すこやかな遊びと憩いのみどり(レクリエーション系統) C) 安全なまちづくりを支えるみどり(防災系統) D) 美しい故郷の風景を伝えるみどり(景観構成系統) <p>【基本方針】</p> <p>基本方針1 みどりの保全：拠点となるみどりを守る 基本方針2 みどりの創出：身近なところでみどりをつくる 基本方針3 みどりのつながり：みどりをネットワーク化し、生態系をつなげる 基本方針4 みどりの育成と活用：みどりを育て、楽しみつつ、街の魅力を高める仕組みをつくる 基本方針5 みどりの担い手づくり：基本方針1~4を共通に支える</p>

出典：「岸和田市みどりの基本計画」(平成 30 年 3 月、岸和田市)令和 7 年 8 月閲覧

(3) 地球温暖化対策計画

①大阪府地球温暖化対策実行計画

「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の概要は、表4-1-53に示すとおりである。

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を2021年3月に策定している。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

表4-1-53 大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	【2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ】 大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会
計画の目標	2030年の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減
2030年に向けて取り組む項目	<p>【取組項目1】あらゆる主体の意識改革・行動喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民・事業者や市町村と気候危機であるとの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設 ・再生可能エネルギー電気の調達など府による率先行動 ・生産・流通段階でのCO₂削減にも考慮した大阪産など地産地消の促進 ・環境面だけでなく健康や快適性、レジリエンスの向上などのベネフィットにも訴求したZEHの普及促進、等 <p>【取組項目2】事業者における脱炭素化に向けた取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止条例に基づく大規模事業者に対する届出制度の強化によるCO₂削減の推進 ・金融機関等と連携したESG投資の活性化などを通じた事業者の脱炭素経営の促進 ・ZEBの普及拡大など建築物における環境配慮の推進、等 <p>【取組項目3】CO₂排出の少ないエネルギー(再生可能エネルギーを含む)の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同購入支援事業などによる太陽光発電設備等のさらなる設置促進 ・府域外からの調達による再エネ電力の利用拡大 ・CO₂排出の少ない電気の選択の促進 ・蓄電池、水素・燃料電池の研究開発支援及び導入促進、等 <p>【取組項目4】輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEVを中心とした電動車の導入促進 ・市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与するAIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入を促進 ・再配達削減の促進など貨物輸送効率の向上、等 <p>【取組項目5】資源循環の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックごみの排出抑制及び分別・リサイクルなど3R等の推進 ・優良取組事例の周知や商慣習の見直し等食品関連事業者の取組誘導による食品ロスの削減 ・フロンなどの適正な回収・処理の推進及び自然冷媒への代替促進、等 <p>【取組項目6】森林吸収・緑化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税等を活用した市町村による森林整備及び木材利用の促進のための技術的支援 ・都市公園の整備等によるみどりのネットワーク化、等 <p>【取組項目7】気候変動適応の推進、等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪の地域特性を踏まえた暑さ対策の推進 ・様々な分野における適応取組みのさらなる推進、等
対策の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策部会において、毎年、地球温暖化対策の取組状況等について、点検・評価し、その結果をホームページ等により公表 ・都市・住宅・防災・産業振興などの他部局や、関係機関等と連携・協働して、気候変動に対する緩和策と適応策の取組みを両輪で推進 ・2025年の万博開催による社会情勢の変化のほか、国の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを実施

出典：「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和3年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

②第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画

「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」の概要は、表4-1-54に示すとおりである。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、忠岡町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものである。

表4-1-54 第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画の概要

項目	概要
計画の期間	2023年度から2030年度までの8年間
計画の対象範囲	忠岡町が所管する全事業拠点の事務及び事業
最終目標	2030年度に、基準年度比46%の温室効果ガス排出量の削減
目標達成の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常業務に関する地球温暖化対策の推進 忠岡町では、職員一人ひとりが環境配慮行動に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量の削減に着実に繋がってきた。今後も職員の意識向上にも繋がる日常業務に関する取組を継続していく。また、町の施設は町民や事業者等の利用が多いため、施設における省エネ・省資源の取組は町民や事業者等の協力が不可欠である。このため、今後も町民や事業者等への普及啓発に努めるとともに、連携・協力を続けていく。 2. 施設や設備機器の保守管理と運用改善の推進 庁舎や公共施設からの温室効果ガスの削減に効果的な設備機器の運転制御や運用改善等のエコチューニングを実施していく。また、庁舎や公共施設における、環境配慮型の設備機器等の更新・導入を計画的に推進していく。また、これらに関連する補助・助成等の情報収集を積極的に行い、当該施設や設備機器担当等の情報を必要とする部署等に対して的確・迅速に情報提供を行う。

出典：「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」（令和5年7月、忠岡町）令和7年8月閲覧

③泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画 区域施策編）

「泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画 区域施策編）」の概要は、表4-1-55に示すとおりである。

本計画は、泉大津市が令和2年（2020年）6月にゼロカーボンシティを表明し、令和32年（2050年）にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指し、地球温暖化対策の更なる推進を図るため策定している。

表4-1-55 泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画区域施策編）の概要

項目	概要
計画期間	令和5年度から令和12年度
ガス種	エネルギー起源CO ₂ 、エネルギー起源CO ₂ 以外のガス（廃棄物分野のうち、一般廃棄物の焼却）
区域施策編の目標	平成25年度（2013年度）比で令和12年度（2030年度）に46%減、さらに対策と再生可能エネルギーの導入をすすめ、残った10%（47t）については森林吸収等によりオフセットし、令和32年度（2050年度）にCO ₂ 排出量実質ゼロを目標とする。
温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	<p>○温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策</p> <p>本計画の主体は、泉大津市に関係しているすべての人である。市役所や教育機関などの行政機関、事業者やその従業員、商工会議所などの団体、そして泉大津市に住んでいる市民の方々、すべての人が相互に連携・協働することにより、計画の実効性を高め着実に推進していく。本計画上ではそれらのすべての人を、「市民」「事業者」「市」と分類し取組んでいく。</p> <p>○地方公共団体が実施する施策</p> <p>地球温暖化対策のため、「省エネルギー・省CO₂の促進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「交通・物流の省CO₂化の促進」並びに「適応策の推進」の4つの基本施策として、取り組む。</p> <p><市民></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の環境に配慮したライフスタイルの改善 ・脱炭素社会実現に向けた配慮行動の実践 ・省エネルギー・省資源・ごみの排出抑制等の環境負荷の低減 ・循環型社会づくりに向けた配慮 ・環境保全施策への参画・協力 <p>など</p> <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル全体の環境負荷を認識した資源・エネルギーの有効利用、環境に配慮した製品・サービスの提供 ・事業活動に伴う公害の発生防止 ・脱炭素社会構築に向けた温室効果ガスの排出抑制 ・循環型社会づくりに向けた自主的な取り組み ・環境保全施策への参画・協力 <p>など</p> <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全・創造に関する施策の総合的・計画的推進 ・脱炭素化に向けた機器の導入、環境に配慮した行動の実践 ・国、府、周辺市町との連携による広域的な取組みの推進 ・環境情報の発信、市民・事業者間の連携・協働の支援 <p>など</p>

出典：「泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画 区域施策編）」（2023年3月（2025年3月一部改正）、泉大津市）令和7年8月閲覧

④岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の概要は、表4-1-56に示すとおりである。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)である。また、気候変動適応法第4条及び第12条に基づき、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を包含した計画である。

表4-1-56 岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

項目	概要
計画の期間	2020年度(令和2年度)から2030年度(令和12年度)
計画の対象範囲	本計画は、市域全体から排出される温室効果ガスの排出削減、森林吸収作用の保全・強化、市域のあらゆる分野への気候変動の影響に関わる全ての事項を対象とする。
計画の目標	2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比30%以上削減
温室効果ガス排出削減に向けた取組及び施策(緩和策)	<p>【脱炭素化に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入促進 吸収源対策の推進 <p>【省エネルギーな事業活動や暮らしの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活動の省エネ化 住まいとライフスタイルの省エネ化 低炭素型まちづくりの推進 循環型まちづくりの推進
気候変動への備え(適応策)	<p>【農林水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家等への普及啓発 ため池被災リスクの低減 森林の保全整備 水産資源の影響把握 <p>【自然環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水域や生物のモニタリング 生物多様性保全の理解促進 生態系ネットワークの確保 <p>【自然災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水排水・貯留浸透機能の拡充 ハザードマップの更新・作成 災害リスクの情報提供 災害廃棄物の処理に関する検討 災害時の応援体制の充実 <p>【健康・市民生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防・対処法の普及啓発 感染症対策の普及啓発 ヒートアイランドの緩和

出典：「岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和6年8月、岸和田市)令和7年8月閲覧

(4) 景観計画

① 景観法に基づく景観計画の指定区域

事業計画地周辺の「景観法」(平成16年法律第110号)に基づく「大阪府景観計画」及び「岸和田市景観計画」による指定区域の状況は、図4-1-8のとおりである。

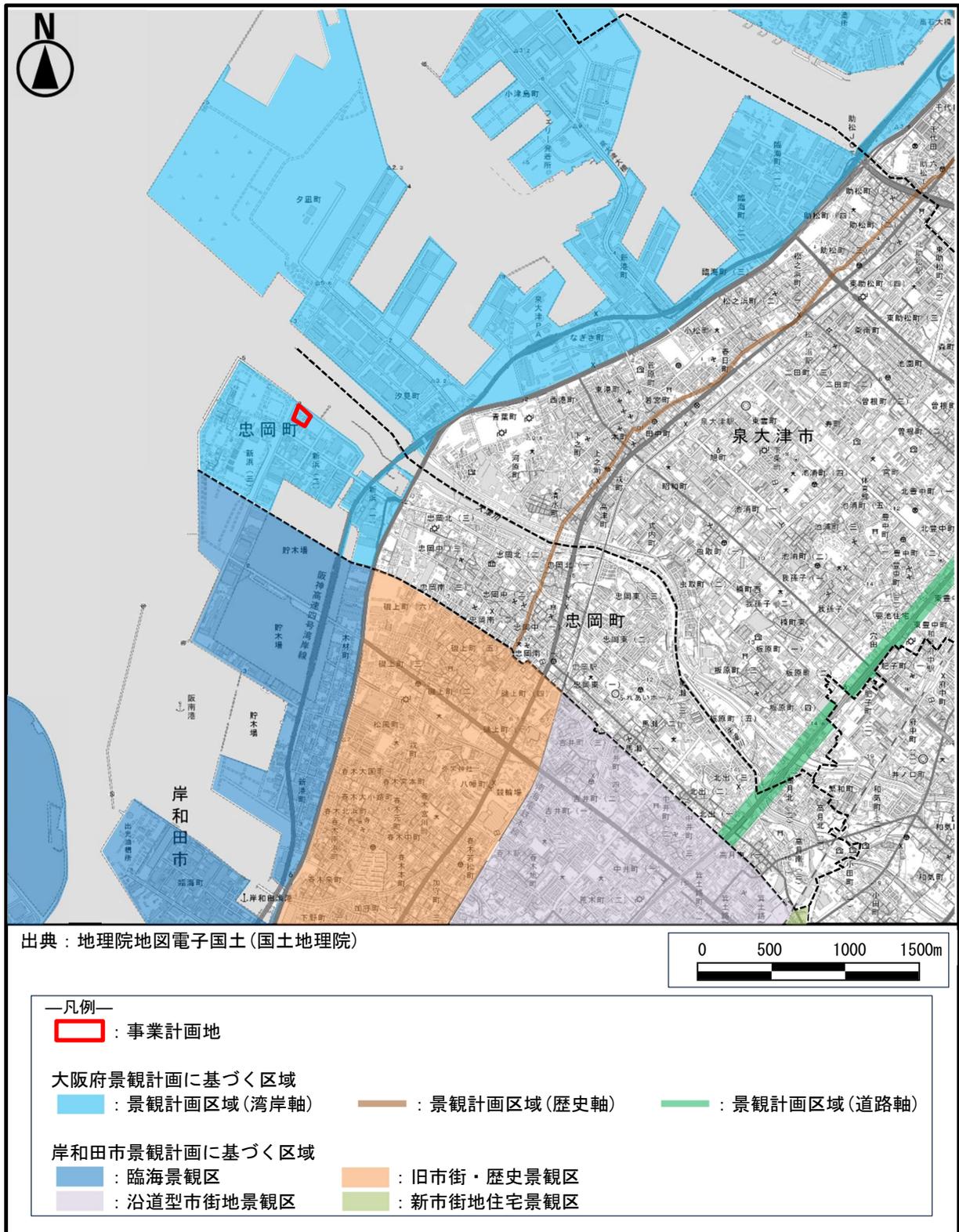


図4-1-8 景観計画による指定区域の状況

②大阪府景観計画

「大阪府景観計画」の概要は、表4-1-57に示すとおりである。

大阪府は、平成17年6月の景観法の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うために本計画を策定している。

本計画において「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

なお、忠岡町及び泉大津市は大阪府、岸和田市については、当該市が景観行政団体となる。

表 4-1-57 大阪府景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	<p>道路軸: 国道 171 号沿道区域/大阪外環状線(国道 170 号)沿道区域/大阪中央環状線等沿道区域/第二京阪道路沿道区域/国道 26 号(第二阪和国道)沿道区域</p> <p>河川軸: 淀川等沿岸区域/大和川沿岸区域/石川沿岸区域</p> <p>山並み・緑地軸: 北摂山系区域/生駒山系区域/金剛・和泉葛城山系区域</p> <p>湾岸軸: 大阪湾岸区域</p> <p>歴史軸: 歴史的街道区域</p> <p>(景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。)</p>
景観づくりの基本方針	<p>【道路軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。 ・市街地にあつては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。 ・郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。 <p>【河川軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。 ・川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。 <p>【山並み・緑地軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。 ・山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。 ・歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。 <p>【湾岸軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。 ・湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。 ・湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。 <p>【歴史軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。 ・伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。

出典：「大阪府景観計画」(平成 20 年 10 月(平成 24 年 4 月変更)、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

③岸和田市景観計画

「岸和田市景観計画」の概要は、表4-1-58に示すとおりである。

本計画は、「岸和田市景観形成基本方針」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法(平成16年法律第110号)に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めたものである。

岸和田市の恵まれた自然、歴史、文化資産を活かし、岸和田市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、これを次代の市民、事業者を引き継いでいくために景観法に基づき「岸和田市景観計画」を策定したものである。

表4-1-58 岸和田市景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	区域：市域全域 面積：72.72km ²
景観計画区域の区分及び主な土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海景観区：工業、港湾 ・旧市街地・歴史景観区：住宅、商業 ・沿道型市街地景観区：住宅、商業、工業 ・新市街地住宅景観区：住宅、商業 ・里の景観区：農地、樹林地 ・自然緑地景観区：樹林地
基本景観軸	<p>【牛滝川、津田川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の外郭を流れる河川 ・山地部に溪谷を形づくり、市域東部の自然景観を特徴づけている。 <p>【春木川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域の中央部を東西に流れる都市河川 <p>【大阪臨海線】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水際線に沿って南北に走る幹線道路 <p>【堺阪南線】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の中心部を南北に貫く主要生活道路 <p>【国道26号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域を南北に貫く市街地拡大の軸となってきた道路 <p>【旧街道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀州街道：大阪と和歌山を結ぶ江戸時代のメインストリート ・熊野街道：熊野詣によって整えられていった街道 ・府中街道：和泉国府と岸和田城を結んでいた。 ・牛滝街道：牛滝山大威徳寺への参詣道で古くから開かれていた ・塔原街道：岸和田と葛城山を越えて紀州を結んでいた <p>【国道170号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神於山の裾野を走り、丘陵部の豊かなみどりを背景に市域を南北に貫く幹線道路
良好な景観形成に関する方針	<p>【基本目標】</p> <p>豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す「個性的快適環境都市」の創生</p> <p>【景観形成基本指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> (指針1) 歴史と伝統を感じさせる景観の創出 (指針2) 豊かな自然とのふれあいのある景観の創出 (指針3) 都市的魅力にあふれた景観の創出

出典：「岸和田市景観計画」（平成22年1月策定、平成22年10月1日施行、岸和田市）令和7年8月閲覧

(5) その他の計画

①大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」の概要は、表4-1-59に示すとおりである。

大阪府では、循環型社会の実現に向け、府民・事業者・行政のあらゆる主体が連携・協働し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)及び適正処理の取組を推進するため、大阪府循環型社会推進計画を5年ごとに策定している。本計画の特徴として、プラスチックの資源循環の促進や海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととし、新たに使い捨てプラスチックの排出削減やリサイクル等に関する目標を設定している。

表4-1-59 大阪府循環型社会推進計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2025年度までの5年間
計画の位置づけ	①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画 ②「2030大阪府環境総合計画」の資源循環分野の個別計画 ③「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく施策の基本方針、各主体の行動指針
計画の目標	排出量：一般廃棄物276万t、産業廃棄物1,368万t、容器包装プラスチックごみ21万t 再生利用率：一般廃棄物17.7%、産業廃棄物33.2%、容器包装プラスチックごみ50% 最終処分量：一般廃棄物31万t、産業廃棄物33万t 1人1日当たりの生活系ごみ排出量：400g/人・日 プラスチック焼却量：36万t プラスチック有効利用率：94%
主な施策	<p>【1. リデュース・リユースの推進】</p> <p>①ごみを出さないライフスタイルの促進 ②ごみ処理有料化の促進 ③食品ロス削減推進計画に基づく取組 ④事業系の資源化可能な紙や一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減 ⑤事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進</p> <p>【2. リサイクルの推進】</p> <p>①資源化できる紙の分別・リサイクルの促進 ②建設廃棄物の再資源化の促進</p> <p>【3. プラスチックごみ対策の推進】</p> <p>①マイ容器使用可能店舗の情報発信等によるワンウェイプラスチックの削減 ②プラスチック製容器包装の分別・リサイクルの一層の推進 ③製品プラスチックの分別・リサイクルの実施 ④より質の高いリサイクルの促進</p> <p>【4. 適正処理の推進】</p> <p>①一般廃棄物処理の広域化、最終処分場の確保 ②産業廃棄物適正処理の徹底 ③災害発生時における廃棄物処理の備え</p>
計画の進行管理	各主体の取組を推進するため、目標項目及び進行管理指標の進捗状況を毎年度(産業廃棄物は目標年度)ホームページ等で公表 【進行管理指標】 一般廃棄物：1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源物を含めた再生利用率 産業廃棄物：排出量から減量化量を除いた再生利用率・最終処分率 プラスチックごみ：プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量、生活系焼却ごみのプラスチック混入率

出典：「大阪府循環型社会推進計画」(2021年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

②忠岡町一般廃棄物処理基本計画

「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」の概要は、表4-1-60に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物処理法」及び「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、忠岡町の一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定めるもので、忠岡町が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものである。

表4-1-60 忠岡町一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要
計画目標年度	令和19年度を最終目標年度として定めるとともに、概ね5年ごとに中間目標年度を設定
基本目標・目標の視点・施策	<p><減量化・資源化の推進> 住民・事業者に対してごみの排出抑制に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけていく。発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で再使用を図るとともに、資源化できるものを極力分別し、集団回収等の資源分別回収を推進していく。 ・住民との協働による取り組みの推進 ・家庭用生ごみ処理機器購入助成金の充実 ・食品ロス対策の推進 ・広報・啓発の推進 ・事業者との協働による取り組みの推進 ・分別収集の実施 ・分別区分の適宜見直し ・有料化効果の検証</p> <p><適正処理の推進> 忠岡町クリーンセンターが更新時期を迎えるため、次期処理施設の整備手法に基づき、適切な処理のための仕組みを構築する。 ・(仮称)地域エネルギーセンターを次期中間処理の基幹として整備し、廃棄物処理だけでなく地域へのエネルギー供給の核として位置づけ</p> <p><脱炭素化の推進> 廃棄物処理施設の更新に際して、廃棄物発電等のエネルギー回収策を講じるものとし、電力の地産地消に資する仕組みを構築する。 ・第4次地球温暖化対策実行計画との整合させつつ、(仮称)地域エネルギーセンターを核とする、地域でのエネルギー活用とカーボンフリー化、エネルギーの地産地消の推進 ・地域企業との電力供給等のパートナーシップの推進と地域循環共生圏の構築 ・ごみ処理工程全体を通じた、脱炭素に向けた進捗状況の把握、効果の確認、対応策の検討</p> <p><生活スタイルの変化に合わせた柔軟な施策検討> 生活スタイルの変化等によるごみ排出量の増減を敏感にとらえて、収集区分の見直しなど、柔軟な施策展開に努める。 ・実施計画策定におけるごみ発生量の観測 ・排出抑制・再資源化に係る柔軟な施策実現</p> <p><災害時の廃棄物処理とBCPの一環としての廃棄物焼却> 「忠岡町地域防災計画」をはじめとした、防災関連諸計画との整合を図り、平常時だけでなく災害発生時も見据えた廃棄物処理体制を構築する。 ・災害時の適正な廃棄物処理計画の策定 ・他自治体及び民間処理業者と連携した災害時廃棄物処理の検討 ・災害時利用などを踏まえた廃棄物処理体制の検討</p> <p><その他> ・不適正処理・不法投棄への対応 ・特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い ・水銀を含む廃棄物の処理 ・啓発活動や助成活動の財源確保のため、地球環境基金等の活用 ・計画の進行管理</p>

出典：「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」（令和5年3月、忠岡町）令和7年8月閲覧

③第5次一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(泉大津市)

「第5次一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(泉大津市)」の概要は、表4-1-61に示すとおりである。

本計画は、泉大津市の上位計画である第4次泉大津市総合計画(以下「総合計画」という。)や泉大津市第2次環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)に定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものである。

また、ごみ処理及び生活排水処理を長期的、総合的な視点に立って計画的に推進するための基本方針であり、「ごみ処理基本計画」は、ごみの排出抑制や適正処理等に係る必要な事項を定めるものである。

表4-1-61 第5次一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(泉大津市)の概要

項目	概要
計画範囲	泉大津市行政区域全域
計画期間	中間目標年度：令和7年度 最終目標年度：令和17年度
基本理念	泉大津市の「総合計画」、泉大津市の「環境基本計画」を受けて、本計画では、引き続き「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみの排出抑制、再生利用、減量化及び適正処理に努め、環境保全を強化した持続可能な循環型社会の構築を目指していくものとする。
基本目標と基本施策	(1)啓発活動、環境教育による意識改革の推進 ①PR、啓発事業、リサイクル教育の充実 ②ごみ減量関連事業の支援 ③適正処理困難物の処理促進 ④環境美化の推進、不法投棄の防止 ⑤プラスチックごみ削減に向けた啓発 (2)ごみの発生、排出を抑制する取組の推進 ①家庭系可燃ごみの有料制の充実 ②分別排出区分の見直しと資源化拡大 ③有価物集団回収システムの拡充 ④不要品等のリユースの促進 ⑤食品ロス削減と生ごみ減量化の推進 ⑥事業系ごみの排出管理と指導の徹底 ⑦行政のリサイクル実践行動

出典：「第5次一般廃棄物処理基本計画」(令和3年3月、泉大津市)令和7年8月閲覧

④岸和田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)

「岸和田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」の概要は、表4-1-6 2に示すとおりである。

本計画は、「岸和田市総合計画」及び「岸和田市環境計画」を上位計画とするとともに、「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「容器包装リサイクル法」などの各法律等に基づいた、岸和田市における一般廃棄物(ごみ)の減量化、資源化及び中間処理、最終処分等のごみ処理に係る総合的な計画である。

表4-1-6 2 岸和田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の概要

項目	概要
本計画の目標年度	平成30年度(2018年度)を初年度とし、平成40年度(2028年度)を目標年度とする。また、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、平成35年度を中間目標年度に設定する。
基本目標	～地球と人にやさしい環境のまち・岸和田市の循環型まちづくり～ 継続的に発展可能な循環型社会システムの構築と維持
基本方針	方針1:市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進 方針2:環境負荷の少ない適正処理・処分の実施
ごみ減量化の施策 目的と項目	<p><排出抑制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の促進 ・エコショップ制度の推進 ・「家庭系ごみの分け方・出し方パンフレット」の発行 ・ごみアプリ導入の検討 ・家庭系ごみの有料化 ・食品リサイクル推進指導 ・生ごみの堆肥化の促進 ・生ごみの3キリ運動の促進 ・レジ袋削減等3R促進事業の促進(マイバックの促進、値引き、代金徴収等) ・過剰包装の抑制・自粛 ・事業系ごみハンドブックの発行 ・事業者間の協力 ・製品の長寿命化 ・多量排出事業者へ減量化指導等 ・使い捨て商品(容器)の使用抑制 ・発生源における排出抑制 ・流通廃棄物の抑制 <p><分別・リサイクル品目の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制 ・集団回収事業のさらなる促進 ・使用済み小型家電の回収方法の拡大 ・廃食用油の資源化 ・リユースの促進 ・バイオマスリサイクルの検討 <p><収集運搬体制の再検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化物の回収拠点の設置検討 ・店頭回収の推進 <p><環境教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化事業の実施 ・環境教育の充実 ・啓発事業の実施や情報の提供 ・出前講座の実施 <p><施設維持及び適正処理困難物への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正排出や不法投棄の対策 ・適正処理困難物の対策 ・水銀含有廃棄物の適正処理 ・在宅医療廃棄物の収集運搬、処理体制 ・ごみの組成調査の実施 ・最終処分場の安定的な確保 ・焼却処理施設の機能更新等の延命化の実施 <p><災害時対策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・周辺自治体との連携強化

出典:「一般廃棄物処理計画(ごみ編)」(平成30年3月、岸和田市)令和7年8月閲覧

⑤大阪府災害廃棄物処理計画

「大阪府災害廃棄物処理計画」の概要は、表4-1-63に示すとおりである。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理計画である「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「大阪府地域防災計画」、「アクションプラン」との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえて、災害発生後、災害廃棄物等を速やかに適正処理していくための手順をとりまとめたものである。

表4-1-63 大阪府災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要
本計画の目的	災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿及び片付けごみ等に伴い排出される廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図りながら、迅速かつ適正に処理する。
対象とする災害	大阪府で想定されている大規模地震（上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震）等による地震災害とし、その他、大規模な風水害等の自然災害も含めるものとする。
対象とする廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ ・避難所ごみ ・し尿 ・災害廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> a. 可燃物/可燃系混合物 b. 木くず c. 畳・布団 d. 不燃物/不燃系混合物 e. コンクリートがら等 f. 金属くず g. 廃家電（4品目）（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫） h. 小型家電/その他家電 i. 腐敗性廃棄物 j. 有害廃棄物/危険物 k. 廃自動車等 l. その他、適正処理が困難な廃棄物

出典：「大阪府災害廃棄物処理計画」（平成29年3月（令和元年7月修正）、大阪府）令和7年8月閲覧

⑥岸和田市災害廃棄物処理計画

「岸和田市災害廃棄物処理計画」の概要は、表4-1-64に示すとおりである。

本計画は、大規模災害が発生した時に発生する「災害廃棄物」について、適正かつ円滑・迅速な処理を行うために必要な、応急対策、復旧・復興対策などをまとめたものである。

国の「災害廃棄物対策指針」や「大阪府災害廃棄物処理計画」と整合を図りつつ、「岸和田市地域防災計画」「岸和田市一般廃棄物処理基本計画」を補完するものとして位置づけられている。

表4-1-64 岸和田市災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要
計画策定の背景及び目的	<ul style="list-style-type: none"> 近年、全国各地で地震や大雨、台風等の大規模自然災害が多発している。近い将来には岸和田市においても南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震における最大震度6弱～震度7の地震発生が想定されるなど、災害時の廃棄物処理が課題となっている。 岸和田市は、平成30年9月の台風第21号で、大量の災害廃棄物が発生し、廃棄物処理施設の一部停止等の影響がでた。 これらの教訓等を踏まえ、想定される災害に対する事前の体制整備を中心に、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進するため、「岸和田市災害廃棄物処理計画」を策定する。
想定する災害	<ul style="list-style-type: none"> 本計画で想定する災害は地震災害、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨による風水害及びその他自然災害とする。 岸和田市に大きな影響を与える地震は、南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震、及び中央構造線断層帯地震である。
対象とする災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ 避難所ごみ し尿 災害廃棄物

出典：「岸和田市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月、岸和田市）令和7年8月閲覧

⑦忠岡町地域防災計画

「忠岡町地域防災計画」の概要は、表4-1-65に示すとおりである。

本計画は、災害対策基本法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づくものである。

表4-1-65 忠岡町地域防災計画の概要

項目	概要
計画の目的	忠岡町域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、忠岡町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること
想定する災害の種類	<p>本計画においては、次のとおり発生し得る災害を想定</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震災害 津波災害 風水害 その他の災害（鉄道災害・道路災害・危険物等災害・高層建築物及び市街地災害・原子力災害・竜巻災害）
防災の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 命を守る 命をつなぐ 必要不可欠な行政機能の維持 経済活動の機能維持 迅速な復旧・復興

出典：「忠岡町地域防災計画」（令和3年3月修正、忠岡町防災会議）令和7年8月閲覧

⑧泉大津市地域防災計画

「泉大津市地域防災計画」の概要は、表4-1-66に示すとおりである。

本計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合計画である。

表4-1-66 泉大津市地域防災計画の概要

項目	概要
計画の目的	泉大津市域に係る災害に関し、泉大津市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護すること
計画の目標	この計画は、市民・事業者・行政・ボランティア等が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、「災害に強い安全なまち」をめざす。
防災の基本方針	I. 命を守る II. 命をつなぐ III. 必要不可欠な行政機能の維持 IV. 経済活動の機能維持 V. 迅速な復旧・復興

出典：「泉大津市地域防災計画」（令和5年度修正、泉大津市）令和7年8月閲覧

⑨岸和田市地域防災計画

「岸和田市地域防災計画」の概要は、表4-1-67に示すとおりである。

本計画は、市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置づけられている。

表4-1-67 岸和田市地域防災計画の概要

項目	概要
基本理念	—安全、安心、災害に強いまち岸和田— ・災害に強い構造を持つまちをつくる（都市構造、都市基盤を整備する） ・災害への備えが整ったまちをつくる（防災マネジメントを構築する） ・市民・事業者が相互に支え合うまちをつくる（災害に強い人と地域をつくる）
計画の目的	災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ること
施策の大綱	・災害に強い構造を持つまち ・災害への備えが整ったまち ・市民・事業者が相互に支え合うまち

出典：「岸和田市地域防災計画」（令和6年7月、岸和田市防災会議）令和7年8月閲覧

4-2 生活環境

4-2-1 大気環境

調査対象とした大気汚染常時監視測定局は、泉大津市及び岸和田市の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)2局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)1局とした。

なお、ダイオキシン類については、常時監視測定以外の測定結果も併せて取りまとめを行った。

各地点の測定項目等の概要及び位置は、表4-2-1及び図4-2-1に示すとおりである。

表4-2-1 調査対象地点の概要

図中 番号	測定地点	所在地	用途 地域	常時監視測定項目					ダイ オキ シン 類
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 窒 素 ・ 二 酸 化 窒 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	
①	一般局 岸和田中央公園	岸和田市 西之内町 279-2	住	●	●	●	●	●	—
②		泉大津市役所	泉大津市 東雲町 9-12	準 工	—	●	●	●	●
③	自排局 天の川下水ポンプ場	岸和田市 春木大国町 8-20	住	—	●	●	—	—	—
④	大北下水ポンプ場	岸和田市 地藏浜町 9	準 工	—	—	—	—	—	●



注) 図中の①～④は、表4-2-1の図中番号に対応している。

図4-2-1 測定地点の位置

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄の年平均値の経年変化は、表4-2-2及び図4-2-2に示すとおりであり、概ね横ばいの傾向にある。

二酸化硫黄の令和5年度の測定結果は、表4-2-3に示すとおりであり、環境基準値を下回っている。

表4-2-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般局	岸和田中央公園		0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2019年度～2023年度）」（大阪府）令和7年8月閲覧

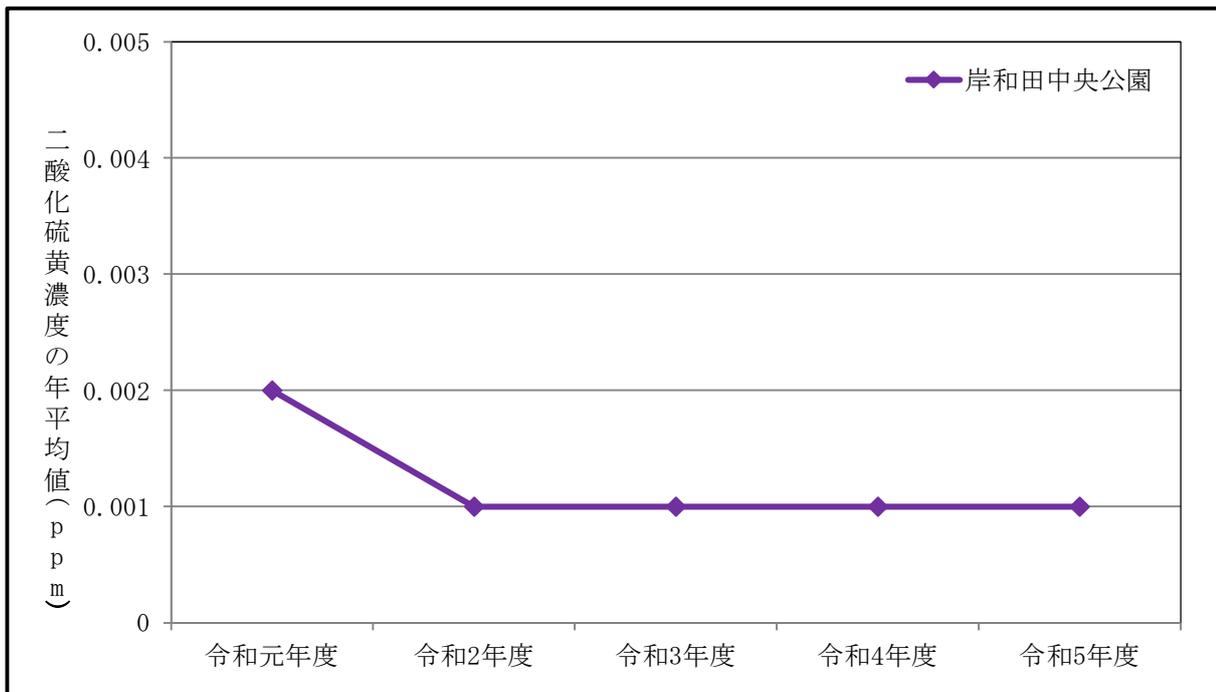


図4-2-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

表 4-2-3 二酸化硫黄の年間測定結果(令和 5 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○否×)
岸和田中央公園	365	8664	0.001	0	0.0	0	0.0	0.085	0.002	○	0	○

注 1) 「長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% 範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数である。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」の適否は、長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数が 0 であること。

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2023 年度）」（2024 年 8 月、大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表 4-2-4 及び図 4-2-3 に示すとおりであり、いずれの地点も横ばいしないし減少の傾向にある。

二酸化窒素の令和 5 年度の測定結果は、表 4-2-5 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準値を下回っている。

表 4-2-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023
一般局	岸和田中央公園		0.011	0.009	0.009	0.009	0.008
	泉大津市役所		0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
自排局	天の川下水ポンプ場		0.016	0.014	0.014	0.014	0.013

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2019 年度～2023 年度）」（大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

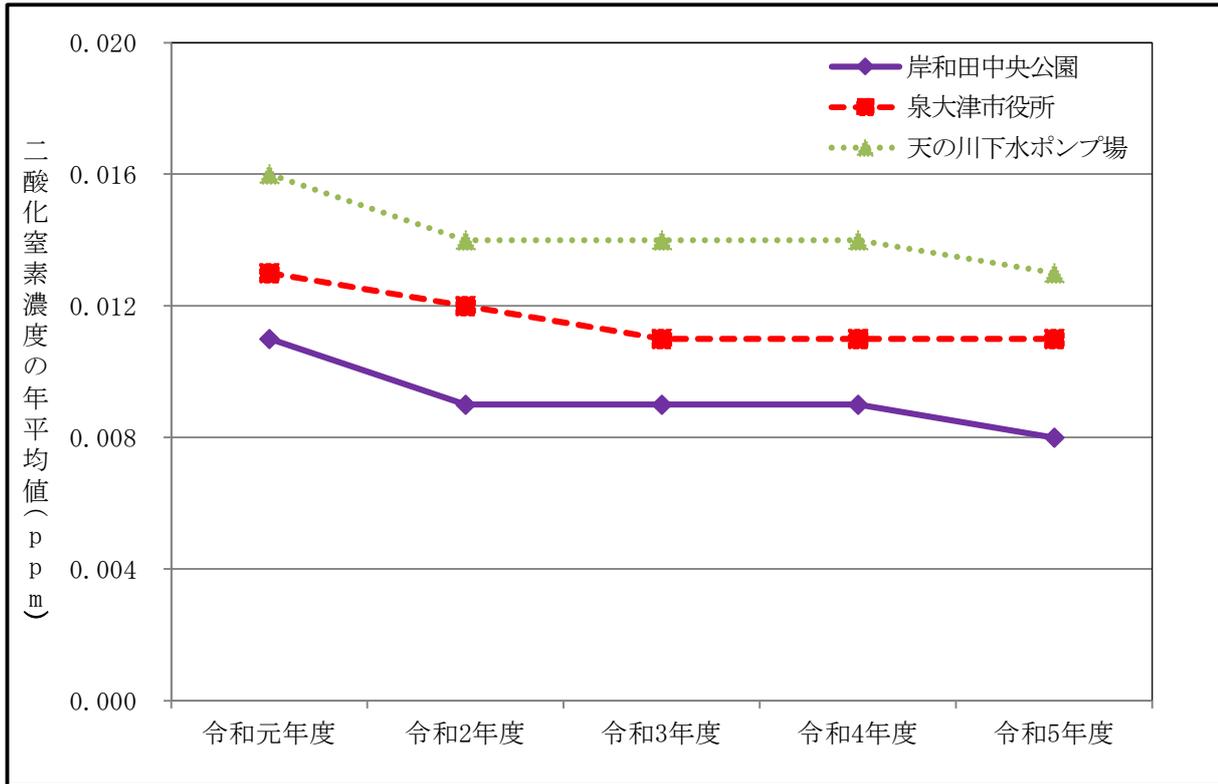


図 4-2-3 二酸化窒素の年平均値の経年変化

表 4-2-5 二酸化窒素の年間測定結果 (令和 5 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の適否
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
岸和田中央公園	364	8641	0.008	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
泉大津市役所	363	8661	0.011	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
天の川下水ポンプ場	365	8668	0.013	0.067	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○

注 1) 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲外であって、かつ、0.06ppmを超えた日数である。

注 2) 「環境基準の適否」の適合は、98%値評価による日平均値が0.06ppm以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果 (年報) (2023 年度)」(2024 年 8 月、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

(3)一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化は、表4-2-6及び図4-2-4に示すとおりであり、いずれの地点も横ばいないし減少の傾向にある。

一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)の令和5年度の測定結果は、表4-2-7に示すとおりである。

表4-2-6 一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般局	岸和田中央公園	NO	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		NOx	0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
	泉大津市役所	NO	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		NOx	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012
自排局	天の川 下水ポンプ場	NO	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
		NOx	0.023	0.020	0.020	0.020	0.018

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2019年度～2023年度）」（大阪府）令和7年8月閲覧

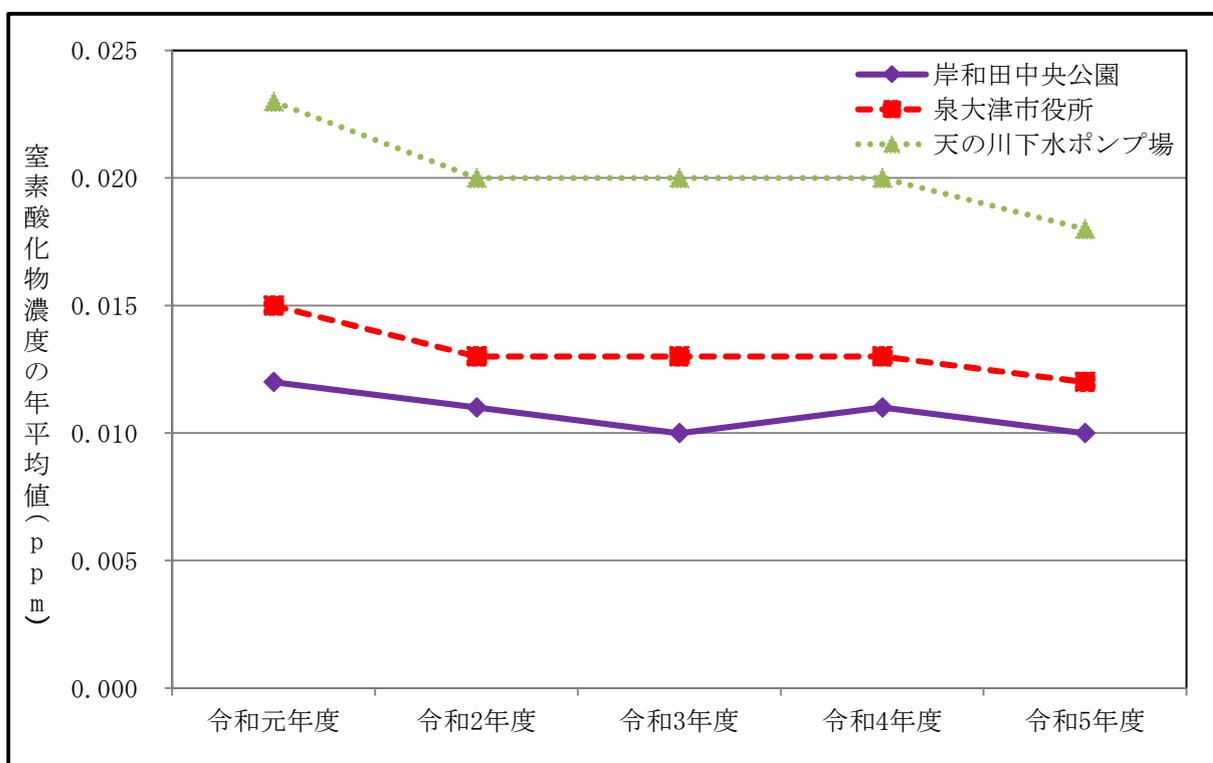


図4-2-4 窒素酸化物の年平均値の経年変化

表 4-2-7 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果(令和5年度)

項目 測定局	有効 測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO+NO ₂)			
			年平 均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の98%値 (ppm)	年平 均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の98%値 (ppm)	年平均値の NO ₂ /(NO+NO ₂) (%)
			岸和田 中央公園	364	8641	0.001	0.056	0.004	0.010
泉大津 市役所	363	8661	0.002	0.065	0.007	0.012	0.125	0.031	87.1
天の川 下水 ポンプ場	365	8668	0.005	0.246	0.013	0.018	0.288	0.037	73.0

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2023年度)」(2024年8月、大阪府)令和7年8月閲覧

(4) 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表4-2-8及び図4-2-5に示すとおりであり、いずれの地点も横ばいないし減少の傾向にある。

浮遊粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表4-2-9に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準値を下回っている。

表 4-2-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位：mg/m³)

測定局		年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般局	岸和田中央公園		0.014	0.013	0.012	0.014	0.013
	泉大津市役所		0.017	0.015	0.014	0.014	0.014
自排局	天の川下水ポンプ場		0.020	0.019	0.018	0.015	0.015

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2019年度~2023年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

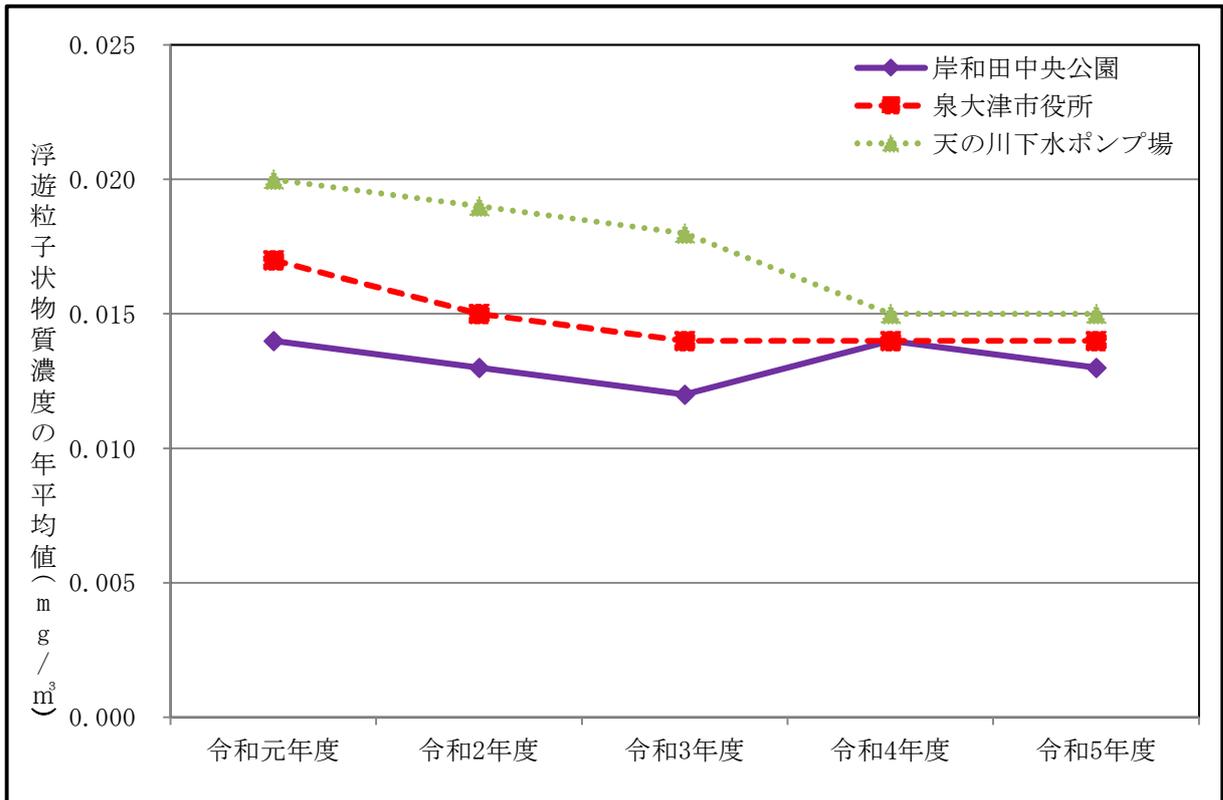


図 4-2-5 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

表 4-2-9 浮遊粒子状物質の年間測定結果(令和5年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m³)	日平均値の2%除外値 (mg/m³)	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無 (適○否×)	長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数 (日)	長期的評価による環境基準の適否 (適○否×)
	(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)					
岸和田中央公園	361	8627	0.013	0	0.0	0	0.0	0.132	0.028	○	0	○
泉大津市役所	362	8688	0.014	0	0.0	0	0.0	0.093	0.036	○	0	○
天の川下水ポンプ場	363	8688	0.015	0	0.0	0	0.0	0.087	0.036	○	0	○

注 1) 「長期的評価による日平均値 0.10mg/m³ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% 範囲かつ日平均値のうち 0.10mg/m³ を超えた日数である。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」 適合は、年間にわたる日平均値につき、想定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2023 年度）」（2024 年 8 月、大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表4-2-10及び図4-2-6に示すとおりであり、両地点とも横ばい傾向にある。

微小粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表4-2-11に示すとおりであり、両地点とも環境基準値を下回っている。

表4-2-10 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局		年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
		一般局	岸和田中央公園	9.2	9.2	7.2	7.0
泉大津市役所	11.2		10.6	9.3	9.6	9.7	

出典: 「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2019年度~2023年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

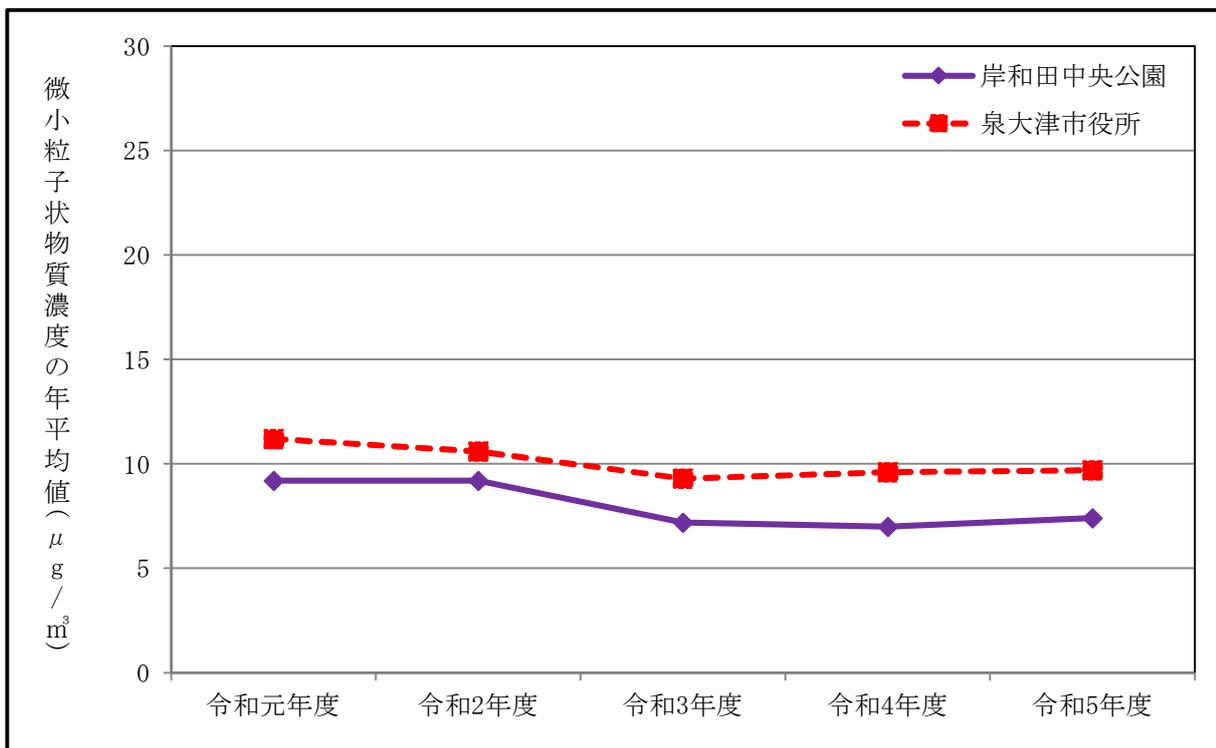


図4-2-6 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

表 4-2-1 1 微小粒子状物質の年間測定結果 (令和 5 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準達成状況	
	(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	(日)	(長期基準)	(短期基準)
岸和田中央公園	361	8659	7.4	18.8	0	0.0	0	○	○
泉大津市役所	356	8601	9.7	20.7	0	0.0	0	○	○

注 1) 「98%値評価による日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から 98%の範囲外であって、かつ $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

注 2) 「環境基準達成状況」の適合は、長期基準は年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。短期基準は日平均値の年間 98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果 (年報) (2023 年度)」(2024 年 8 月、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

(6)光化学オキシダント

光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、表 4-2-1 2 及び図 4-2-7 に示すとおりであり、両地点とも横ばいの傾向にある。

光化学オキシダントの令和 5 年度の測定結果は、表 4-2-1 3 に示すとおりであり、両地点とも環境基準値を上回っている。

表 4-2-1 2 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023
		一般局	岸和田中央公園		0.032	0.032	0.037
泉大津市役所			0.034	0.035	0.036	0.034	0.034

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果 (年報) (2019 年版～2023 年版)」(大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

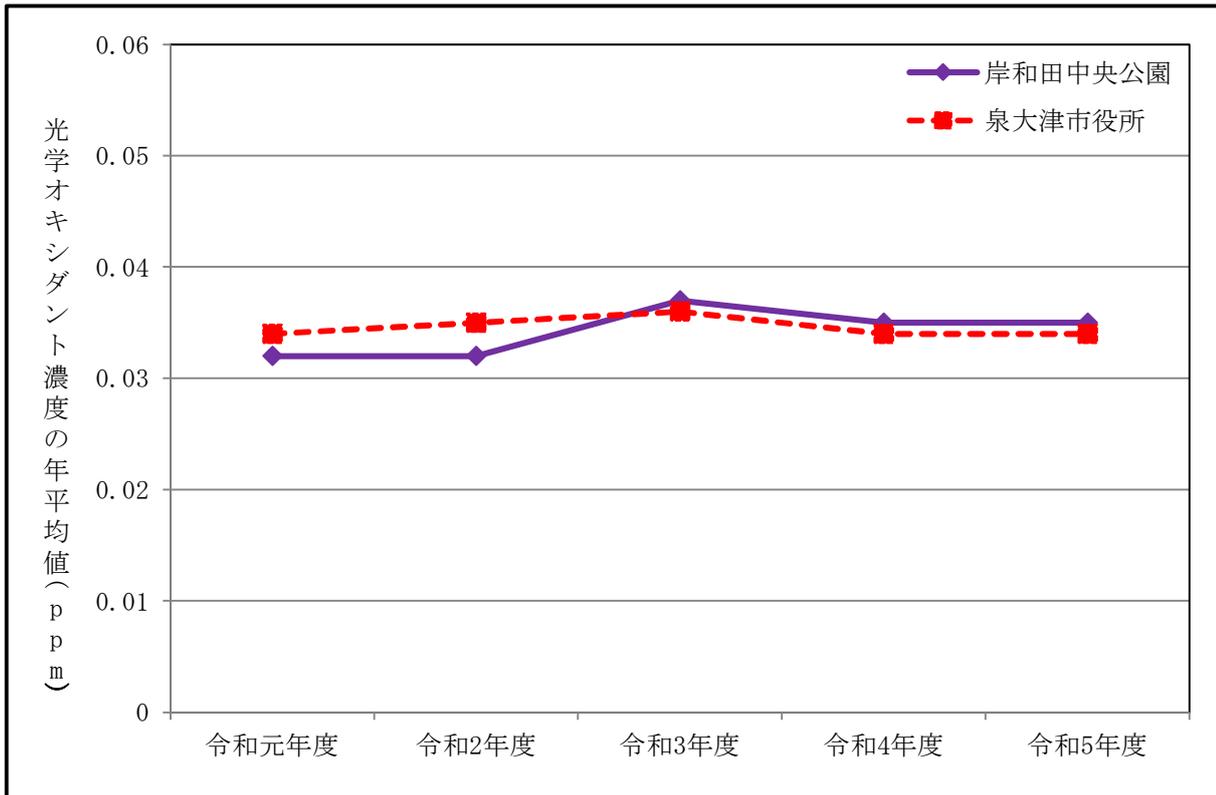


図 4-2-7 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

表 4-2-13 光化学オキシダントの年間測定結果 (令和5年度)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)
岸和田中央公園	355	5231	0.035	74	322	0	0	0.112	0.049	×
泉大津市役所	366	5421	0.034	71	308	0	0	0.101	0.048	×

注 1) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

注 2) 「環境基準の適否」の適合は、1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2023年度)」(2024年8月、大阪府)令和7年8月閲覧

(7)ダイオキシン類

ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表4-2-14及び図4-2-8に示すとおりであり、いずれの地点も令和元年度～令和5年度で全て環境基準値を下回っている。

表4-2-14 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(単位：pg-TEQ/m³)

年度 測定局	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023			環境基準値
					夏季	冬季	年平均	
岸和田 中央公園	0.015	-	-	-	-	-	-	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
泉大津 市役所	-	0.020	-	0.040	-	-	-	
大北下水 ポンプ場	0.067	0.016	0.053	0.019	0.014	0.024	0.019	

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和元年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧
「大阪府環境白書(2020年～2024年版)」(大阪府)令和7年8月閲覧

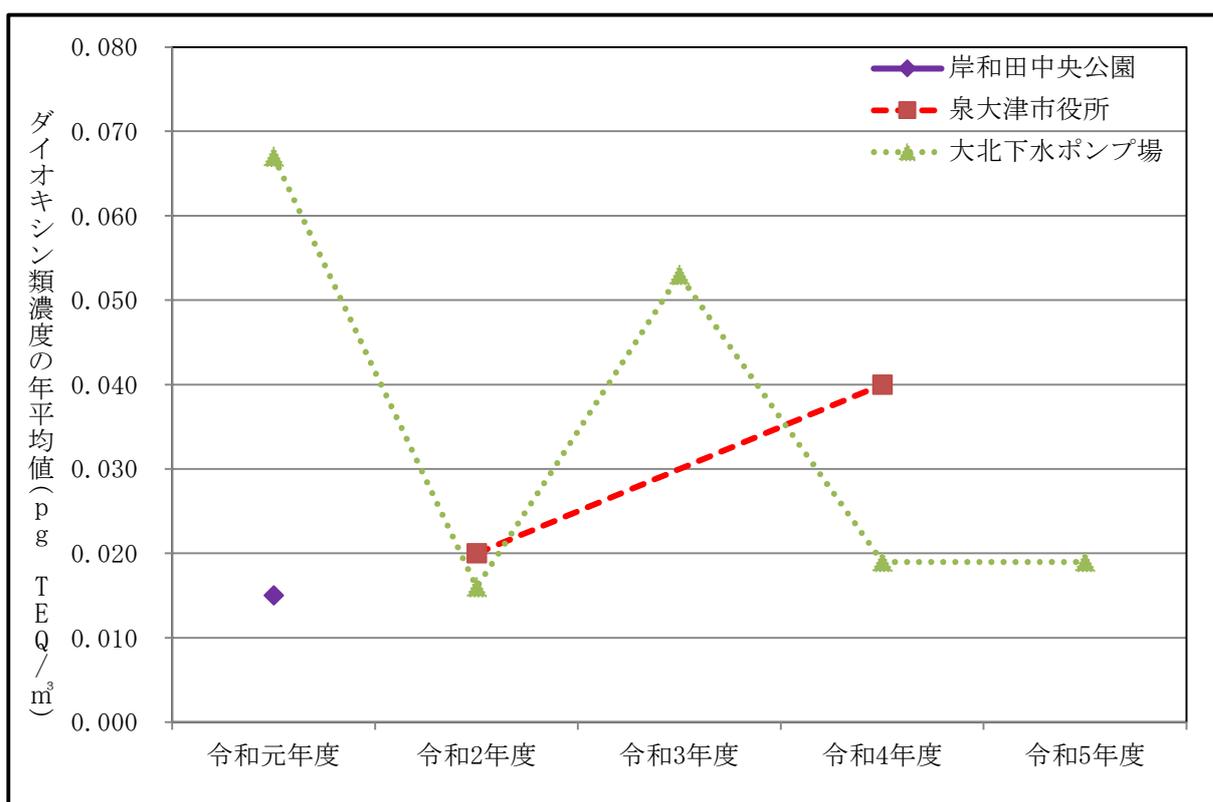
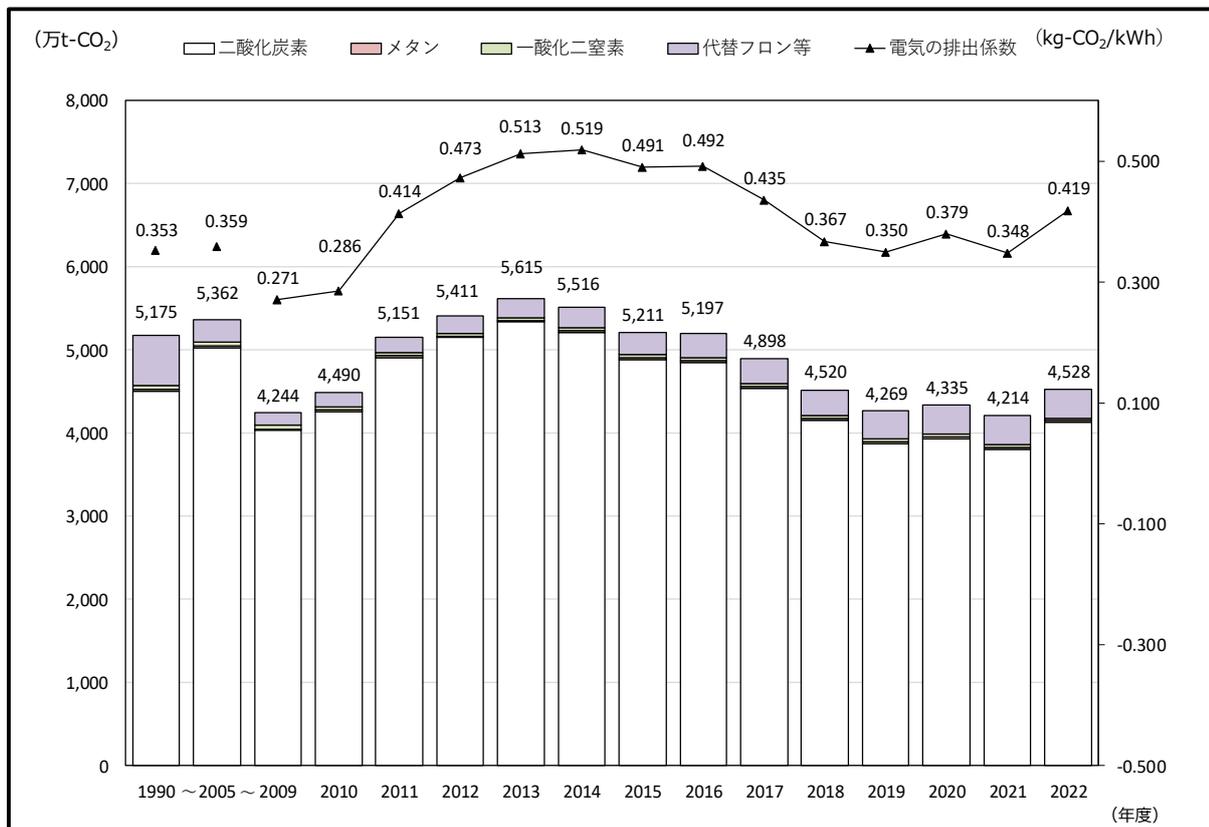


図4-2-8 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(8) 温室効果ガス

大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移は、図4-2-9に示すとおりである。

2022年度の温室効果ガス排出量は4,528万t-CO₂であり、前年度と比べ7.5%((4,528-4,214)/4,214)増加している。また、「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の基準年度である2013年度比で19.4%((5,622-4,528)/5,622)減少している。



注1) 電気の排出係数は、2005～2007年度は一般電気事業者等(現行制度における小売電気事業者)に対して大阪府が行った調査等により府内基礎排出係数を推計し、2008年度以降は同様の調査等により府内調整後排出係数を推計し、算定に用いた。

注2) 四捨五入の関係で、各値の合計と合計値が一致しないものがある。

出典: 「大阪府域における2022年度の温室効果ガス排出量について」(2022年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

図4-2-9 大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移

4-2-2 水環境

(1) 河川

事業計画地周辺主な河川における調査地点の概要は、表4-2-15及び図4-2-10に示すとおりである。

表4-2-15 事業計画地周辺の河川における調査地点の概要

図中番号	河川名	地点名	所在地	類型	類型(水生生物)
①	大津川	大津川橋	泉大津市-忠岡町境	C	生物B
②	大津川	高津取水口		B	生物B
③	牛滝川	高橋	岸和田市	A	生物B
④	春木川	春木橋		C	生物B

注) 表中の番号は、図4-2-10に対応している。

出典: 「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



注) 図中の①～④は、表4-2-15～表4-2-19の図中番号に対応している。

図4-2-10 事業計画地周辺の河川における調査地点(水質)

①生活環境項目

生活環境項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-16(1)～(2)に示すとおりである。

生活環境項目のうち代表的な汚染指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の年平均値は、いずれの調査地点も環境基準値を下回っている。

表4-2-16(1) 生活環境項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	大津川(類型C、生物B)		
			①大津川橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(—)	6.5～8.5	4/24	6.8～8.9	—
DO	(mg/L)	5mg/L以上	0/12	8.9～14	11
BOD	(mg/L)	5mg/L以下	0/12	0.6～3.2	1.7
COD	(mg/L)	—	-/12	3.8～6.1	4.7
SS	(mg/L)	50mg/L以下	0/12	2～20	6
大腸菌数	(CFU/100mL)	—	—	—	—
全窒素	(mg/L)	—	-/4	1.3～1.5	1.4
全リン	(mg/L)	—	-/4	0.080～0.20	0.13
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L以下	0/4	0.006～0.011	0.009
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	0.0011～0.0057	0.0034
調査項目及び単位		環境基準値	大津川(類型B、生物B)		
			②高津取水口		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(—)	6.5～8.5	0/24	7.3～8.4	—
DO	(mg/L)	5mg/L以上	0/12	9.1～14	11
BOD	(mg/L)	3mg/L以下	1/12	0.7～3.5	1.7
COD	(mg/L)	—	-/12	3.7～6.7	4.7
SS	(mg/L)	25mg/L以下	0/12	1～17	5
大腸菌数	(CFU/100mL)	1000CFU/100mL以下	1/12	$2.6 \times 10^1 \sim 1.4 \times 10^3$	3.1×10^2
全窒素	(mg/L)	—	-/4	1.3～1.5	1.4
全リン	(mg/L)	—	-/4	0.085～0.22	0.14
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L以下	0/4	0.007～0.014	0.010
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	0.0006～0.0007	0.0007

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表 4-2-16 (2) 生活環境項目水質調査結果(令和 5 年度)

調査項目及び単位		環境 基準値	牛滝川(類型 A、生物 B)		
			③高橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(-)	6.5～8.5	2/24	7.2～8.8	-
DO	(mg/L)	7.5mg/L 以上	0/12	8.6～14	10
BOD	(mg/L)	2mg/L 以下	1/12	1.2～2.2	1.6
COD	(mg/L)	-	-/12	2.4～5.1	3.9
SS	(mg/L)	25mg/L 以下	0/12	<1～9	2
大腸菌数	(CFU/100mL)	300CFU/100mL 以下	4/12	$1.0 \times 10^2 \sim 1.2 \times 10^3$	3.8×10^2
全窒素	(mg/L)	-	-/4	0.66～1.5	1.2
全燐	(mg/L)	-	-/4	0.040～0.050	0.045
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L 以下	0/4	0.003～0.011	0.006
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/2	<0.0006～0.0050	0.0028
調査項目及び単位		環境 基準値	春木川(類型 C、生物 B)		
			④春木橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(-)	6.5～8.5	0/24	7.2～7.7	-
DO	(mg/L)	5mg/L 以上	0/12	8.0～13	9.8
BOD	(mg/L)	5mg/L 以下	0/12	1.3～3.2	2.1
COD	(mg/L)	-	-/12	5.5～8.7	7.5
SS	(mg/L)	50mg/L 以下	0/12	1～12	6
大腸菌数	(CFU/100mL)	-	-/4	$5.5 \times 10^1 \sim 2.1 \times 10^3$	7.1×10^2
全窒素	(mg/L)	-	-/4	1.9～3.8	2.7
全燐	(mg/L)	-	-/4	0.073～0.19	0.13
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L 以下	3/4	0.023～0.051	0.038
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/4	<0.0006～0.0097	0.0033

注 1) 表中の番号は、図 4-2-10 に対応している。

注 2) 表中 m/n の n は調査対象検体数、m は環境基準値を超えた検体数を表している。なお、m が“-”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注 3) 表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和 7 年 3 月、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

②健康項目

健康項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-17(1)～(4)に示すとおりである。
健康項目の調査結果は、いずれの調査地点も全ての項目で環境基準値を下回っている。

表4-2-17(1) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	大津川(類型C、生物B)		
			①大津川橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/2	0.64～1.0	0.82
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/2	0.12～0.24	0.18
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	0.11～0.14	0.13
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表 4-2-17 (2) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	大津川(類型B、生物B)		
			②高津取水口		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/2	0.82～0.97	0.90
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/2	0.14～0.24	0.19
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	0.10～0.14	0.12
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表4-2-17(3) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	牛滝川(類型A、生物B)		
			③高橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/2	<0.004～0.008	0.006
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/2	0.11～0.90	0.51
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/2	0.15～0.48	0.32
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	0.04～0.06	0.05
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表 4-2-17 (4) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	春木川(類型C、生物B)		
			④春木橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/2	0.67～1.5	1.1
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/2	0.14～0.19	0.17
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	0.03～0.06	0.05
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

③ダイオキシン類

令和3年度～令和5年度におけるダイオキシン類の水質の調査結果は表4-2-18、底質の調査結果は表4-2-19に示すとおりであり、いずれの調査地点も環境基準値を下回っている。

表4-2-18 ダイオキシン類水質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位：pg-TEQ/L)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	大津川橋	0.23	1pg-TEQ/L 以下
	③	高橋	0.091	
令和4年度	①	大津川橋	0.50	
	③	高橋	0.086	
	④	春木橋	0.45	
令和5年度	①	大津川橋	0.20	
	③	高橋	0.13	

注)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧
「岸和田市環境白書(令和3年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧

表4-2-19 ダイオキシン類底質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位：pg-TEQ/g)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	大津川橋	0.37	150pg-TEQ/g 以下
	③	高橋	0.19	
令和4年度	①	大津川橋	0.34	
	③	高橋	0.23	
	④	春木橋	0.39	
令和5年度	①	大津川橋	0.35	
	③	高橋	0.51	

注)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧
「岸和田市環境白書(令和3年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧

(2) 海域

事業計画地周辺における海域の水質の調査地点の概要は、表4-2-20及び図4-2-11に示すとおりである。

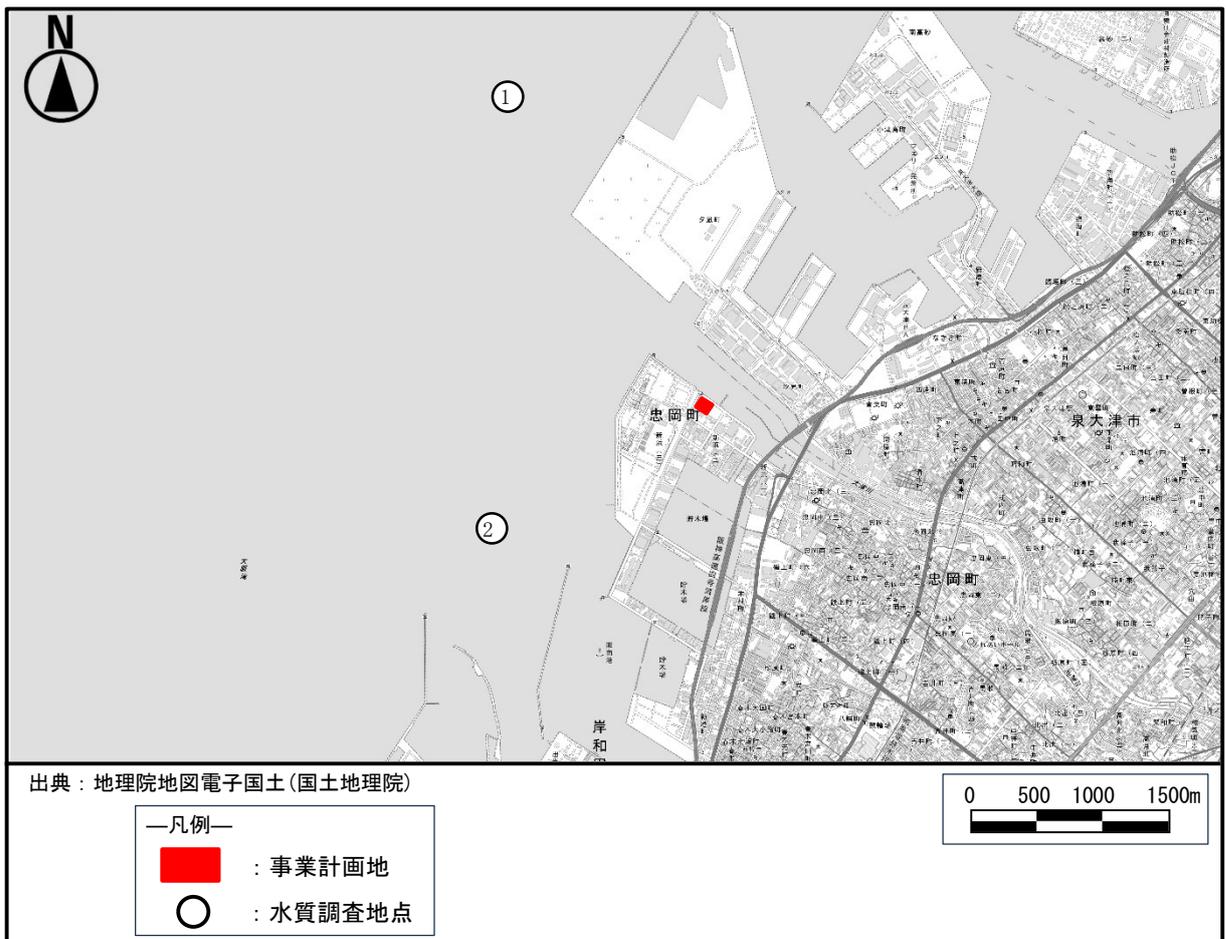
表4-2-20 事業計画地周辺の海域における調査地点の概要

図中番号	測定地点	類型				調査項目										健康項目	ダイオキシン類		
		一般項目	全窒素及び全燐	全亜鉛等	底層D0	生活環境項目													
						一般項目				全窒素	全燐	底層D0	全亜鉛等						
						pH	DO	COD	ノルマルヘキサン抽出物質				全亜鉛	ノンフェノール	LAS				
①	B-4	B類型	Ⅲ類型	生物A	生物3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	C-5	C類型	Ⅳ類型	生物特A	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注1) 表中の番号は、図4-2-11に対応している。

注2) 底層D0の環境基準値は参考値である。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和7年3月、大阪府）令和7年8月閲覧



注) 図中の①～②は、表4-2-20～表4-2-24の図中番号に対応している。

図4-2-11 事業計画地周辺の海域における調査地点(水質)

①生活環境項目

生活環境項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-21に示すとおりである。調査結果は、pH、DO、COD等で1部環境基準値を上回る項目もあるが、概ね下回っている。

表4-2-21 生活環境項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目	層	単位	環境基準値	大阪湾(2)(類型B、生物A)		
				①B-4		
				m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	表	(—)	7.8～8.3	6/12	8.1～8.7	—
	底			0/12	7.9～8.2	—
DO	表	(mg/L)	5mg/L以上	0/12	8.0～15	10.0
	底	(mg/L)	5mg/L以上	4/12	2.8～9.5	6.4
	最下	(mg/L)	2mg/L以上(参考値)	4/12	2.5～9.2	6.3
COD	表	(mg/L)	3mg/L以下	6/12	2.1～7.8	3.7
	底			1/12	1.6～3.1	2.1
n-ヘキサン抽出物質	表	(mg/L)	検出されないこと	0/12	N.D～N.D	N.D
全窒素	表	(mg/L)	0.6mg/L以下	1/12	0.22～1.1	0.35
	底			0/12	0.17～0.35	0.24
全燐	表	(mg/L)	0.05mg/L以下	1/12	0.024～0.14	0.040
	底			1/12	0.023～0.054	0.035
全亜鉛	表	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	0.002～0.004	0.003
ニルフェノール	表	(mg/L)	0.001mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	表	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
調査項目	層	単位	環境基準値	大阪湾(1)(類型C、生物特A)		
				②C-5		
				m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	表	(—)	7.8～8.3	5/12	8.1～8.7	—
	底			0/12	7.9～8.2	—
DO	表	(mg/L)	2mg/L以上	0/12	8.0～14	9.6
	底		2mg/L以上	1/12	1.0～9.6	6.2
	最下		—	1/12	1.2～9.3	5.9
COD	表	(mg/L)	8mg/L以下	0/12	1.7～7.9	3.3
	底			0/12	1.6～2.7	2.2
n-ヘキサン抽出物質	表	(mg/L)	—	-/2	<0.5～<0.5	<0.5
全窒素	表	(mg/L)	1mg/L以下	0/12	0.19～0.61	0.31
	底			0/12	0.17～0.35	0.23
全燐	表	(mg/L)	0.09mg/L以下	0/12	0.021～0.089	0.037
	底			0/12	0.019～0.065	0.036
全亜鉛	表	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	0.002～0.005	0.003
ニルフェノール	表	(mg/L)	0.0007mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	表	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006

注1)表中番号は、図4-2-11に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

②健康項目

健康項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-2 1に示すとおりである。健康項目の調査結果は、いずれの調査地点も全ての項目で環境基準値を下回っている。

表4-2-2 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	大阪湾(2)(類型B、生物A)		
			①B-4		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/12	<0.08～0.10	0.08
ふっ素	(mg/L)	-	-/2	1.0～1.2	1.1
ほう素	(mg/L)	-	-/2	3.5～4.1	3.8
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
調査項目及び単位		環境基準値	大阪湾(1)(類型C、生物特A)		
			②C-5		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/12	<0.08～0.18	0.09

注1)表中の番号は、図4-2-1 1に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“-”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

③ダイオキシン類

令和3年度～令和5年度におけるダイオキシン類の水質の調査結果は表4-2-23、底質の調査結果は表4-2-24に示すとおりであり、水質、底質ともにいずれの年度も環境基準値を下回っている。

表4-2-23 ダイオキシン類水質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位：pg-TEQ/L)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	B-4	0.056	1pg-TEQ/L 以下
令和4年度	①	B-4	0.053	
令和5年度	①	B-4	0.031	

注)表中の番号は、図4-2-11に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

表4-2-24 ダイオキシン類底質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位：pg-TEQ/g)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	B-4	13	150pg-TEQ/g 以下
令和4年度	①	B-4	13	
令和5年度	①	B-4	12	

注)表中の番号は、図4-2-11に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

(3) 地下水質

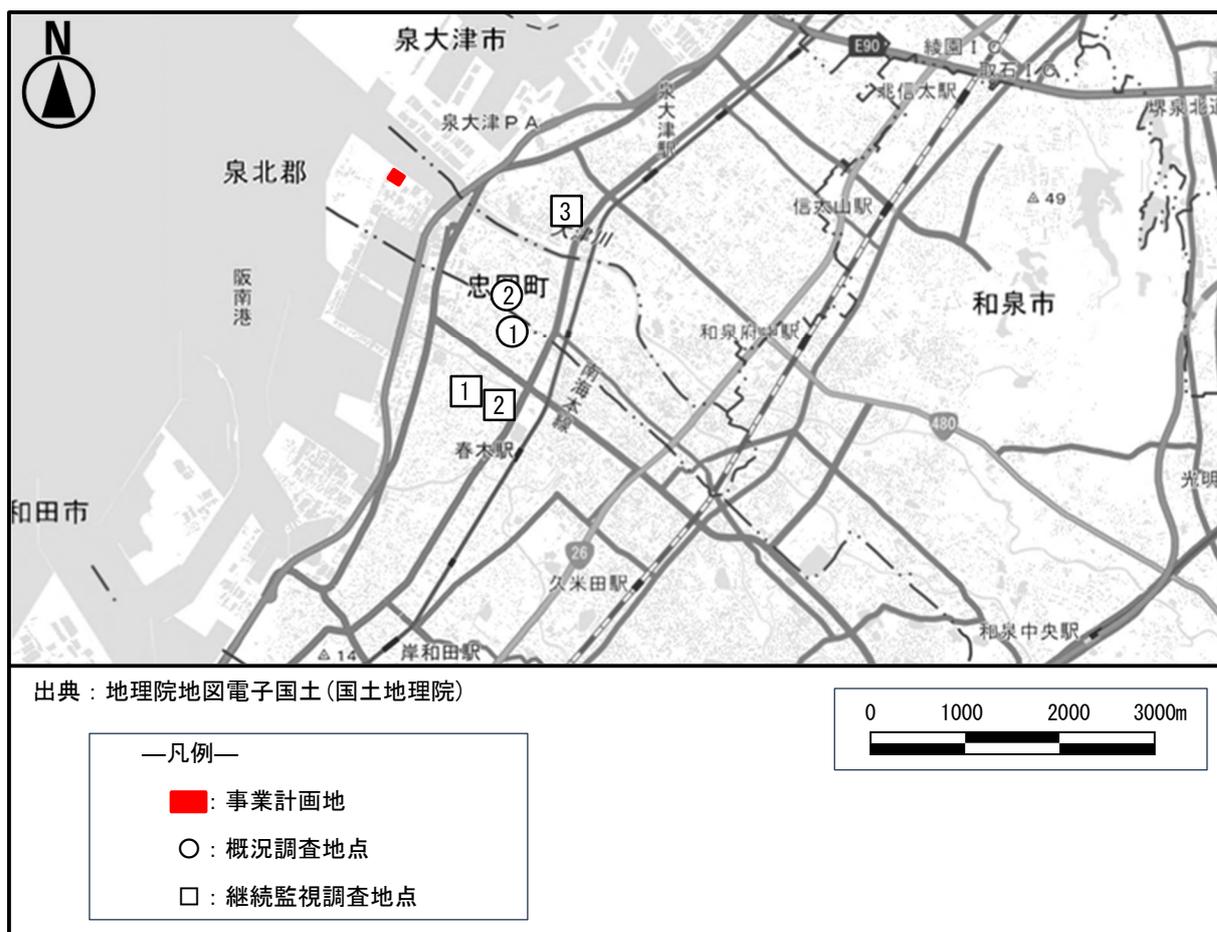
事業計画地周辺において大阪府が実施した。地下水質の調査概要は表4-2-25、その調査地点は図4-2-12に示すとおりである。

表4-2-25 地下水質の調査概要

	調査年度	地点番号	測定地点	井戸の諸元等	
				深度(m)	回数
概況調査	令和3年度	①	岸和田市 磯上町	不明	1
	令和4年度	②	忠岡町 忠岡南	不明	1
	令和5年度	-	-	-	-
継続監視調査	令和3年度	①	岸和田市 春木宮本町	不明	1
		②	岸和田市 春木宮川町	不明	1
		③	泉大津市 上之町	3	1
	令和4年度	①	岸和田市 春木宮本町	不明	1
		②	岸和田市 春木宮川町	不明	1
		③	泉大津市 上之町	3	1
	令和5年度	①	岸和田市 春木宮本町	不明	1
		②	岸和田市 春木宮川町	不明	1
		③	泉大津市 上之町	3	1

注) 表中の番号は、図4-2-12に対応している。

出典：「大阪府環境白書(2022～2024年版)」(大阪府)令和7年8月閲覧



注) 図中の①～③及び①～③は、表4-2-25及び表4-2-26の地点番号に対応している。

図4-2-12 計画地周辺における地下水の調査地点

表4-2-26 地下水の概況調査結果(令和3年度~令和5年度)

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市		忠岡町		-	
			①磯上町		②忠岡南		-	
			令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	N.D.	N.D.	N.D.	-	-	-
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	<0.02	<0.01	<0.01	-	-	-
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
PCB	(mg/L)	検出されないこと	N.D.	N.D.	N.D.	-	-	-
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	#5.4	#5.1	#5.1	-	-	-
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	#0.33	#0.13	#0.13	-	-	-
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	#0.07	<0.02	<0.02	-	-	-
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	1pg-TEQ/L以下	-	0.043	0.043	-	-	-

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市						泉大津市		
			1 春木宮本町			2 春木宮川町			3 上之町		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	-	-	-	-	-	-	*0.19	*0.28	*0.16
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	-	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	*12	#3.8	*12	#0.95	#2.1	#3.1	-	-	-

注1)表中の“-”は測定なし、“N.D.”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。
 注2)表中の“#”は検出したものの、環境保全目標以下であること、“*”は環境保全目標を超えて検出したことを示す。
 注3)表中の番号は、図4-2-12に対応している。
 出典：「大阪府環境白書(2022~2024年版)」(大阪府)令和7年8月閲覧

4-2-3 土壤環境

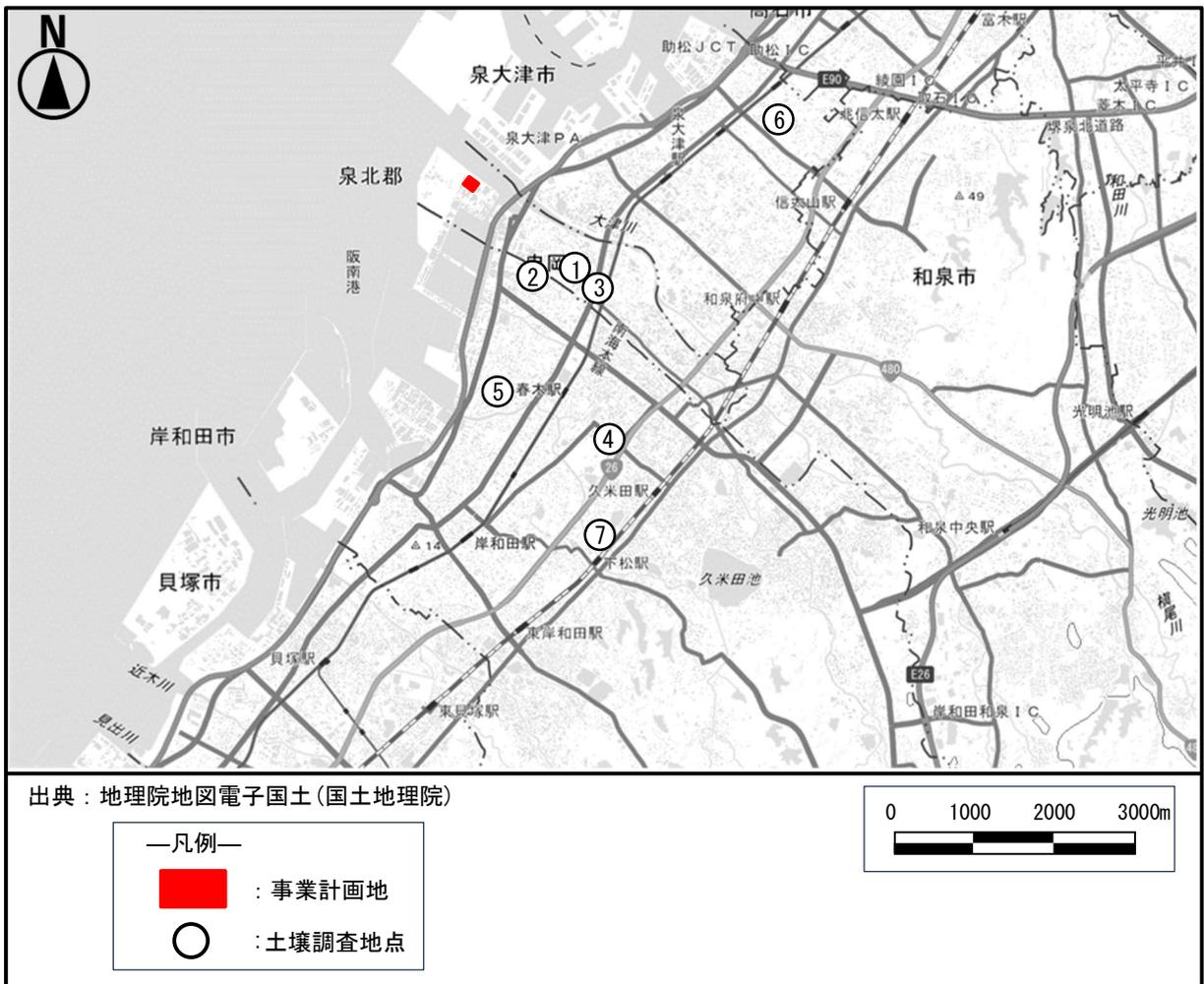
事業計画地周辺において大阪府又は岸和田市が実施したダイオキシン類の土壤調査概要は表4-2-27、その調査地点は図4-2-13に示すとおりである。

表4-2-27 ダイオキシン類の土壤調査概要

年度	調査地点	所在地	地点名
平成26年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校
	②	岸和田市磯上町	新開地公園
平成28年	③	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡幼稚園
	④	岸和田市荒木町	北公園
令和元年	⑤	岸和田市春木泉町	春木台場青少年広場
令和4年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校
令和5年	⑥	泉大津市東助松町	泉大津市立上條小学校
	⑦	岸和田市小松里町	森池公園

注) 表中の番号は、図4-2-13に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(平成26年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧
 「岸和田市環境白書(平成26年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧



注) 図中の①～⑦は、表4-2-27及び表4-2-28の調査地点に対応している。

図4-2-13 事業計画地周辺のダイオキシン類における土壤調査

ダイオキシン類の土壌調査結果は、表4-2-28に示すとおりであり、各年度ともに、全ての地点で環境基準値を下回っている。

表4-2-28 ダイオキシン類の土壌調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

年度	調査地点	所在地	地点名	調査結果	環境基準値
平成26年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校	1.3	1,000pg-TEQ/g 以下
	②	岸和田市磯上町	新開地公園	4.5	
平成28年	③	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡幼稚園	0.43	
	④	岸和田市荒木町	北公園	1.5	
令和元年	⑤	岸和田市春木泉町	春木台場青少年広場	1.5	
令和4年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校	0.75	
令和5年	⑥	泉大津市東助松町	泉大津市立上條小学校	1.3	
	⑦	岸和田市小松里町	森池公園	0.33	

注)表中の番号は、図4-2-13に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(平成26年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

「岸和田市環境白書(平成26年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧

4-2-4 その他生活環境

(1) 騒音

①環境騒音(道路に面する地域以外の地域)

事業計画地が位置する忠岡町域の環境騒音調査の概要は表4-2-29、その調査地点図は図4-2-14に示すとおりである。

表4-2-29 環境騒音調査の概要

地点番号	測定場所	地域 類型	環境基準値	
			昼間	夜間
1	忠岡町忠岡南 1-12-30	B	55デシベル以下	45デシベル以下
2	忠岡町馬瀬 2-17-2	A	55デシベル以下	45デシベル以下

注1)表中の番号は、図4-2-14に対応している。

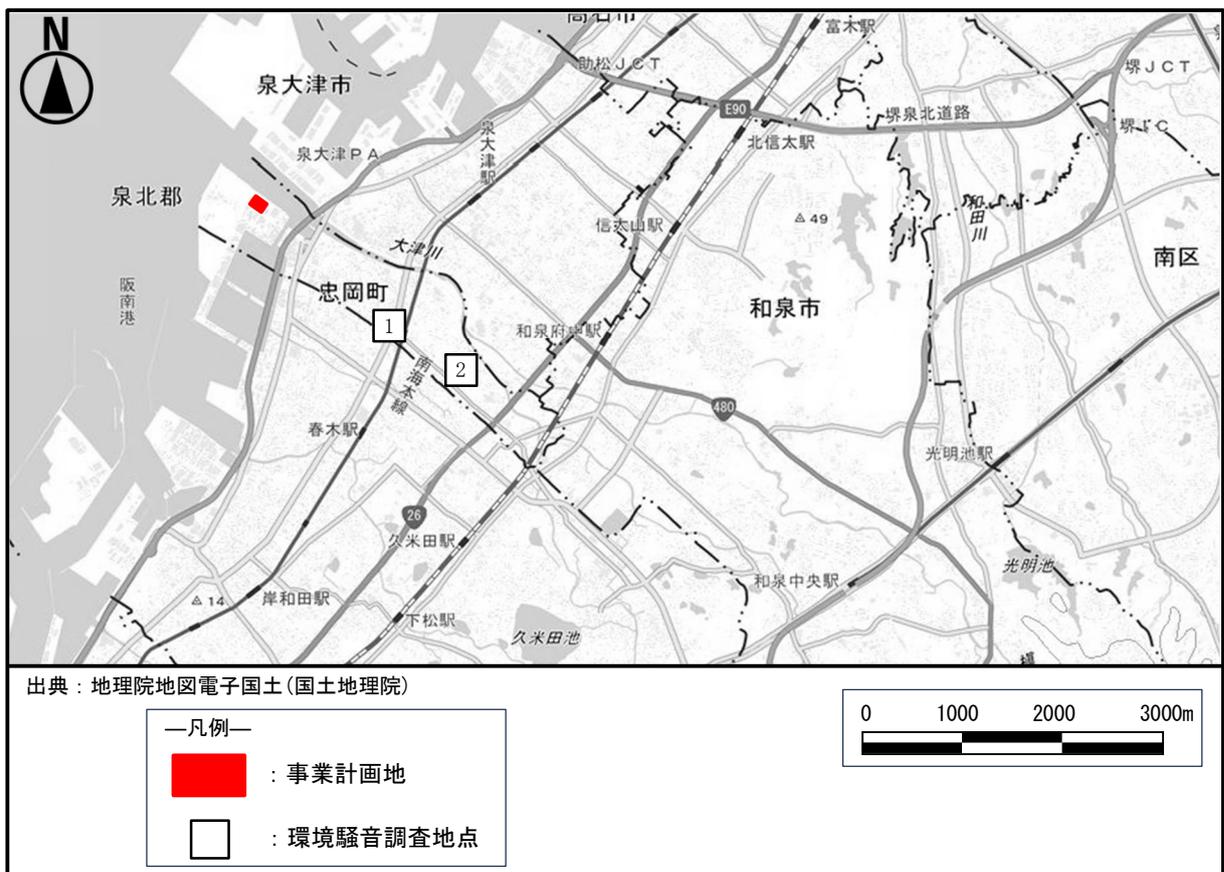
注2)A区域、B区域及びC区域とは、市町村長が定めるとされている。

A区域：忠岡町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第2章の規定に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域。

B区域：忠岡町の区域のうち、法第2章の規定に掲げる第一種住居地域及び第二種住居地域として定められた区域。

C区域：忠岡町の区域のうち、法第2章の規定に掲げる近隣商業地域及び準工業地域として定められた区域。

出典：「環境騒音モニタリング調査報告書(令和5年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



注) 図中の1~2は表4-2-29及び表4-2-30の地点番号に対応している。

図4-2-14 事業計画地周辺の環境騒音における調査地点

環境騒音調査の結果は表4-2-30に示すとおりである。地点番号¹の昼間は環境基準値を下回っているが、その他は上回る結果となっていた。

表4-2-30 環境騒音調査の結果

地点番号	測定場所	地域類型	騒音レベル (単位: dB)		環境基準値 ○: 基準値以下 ×: 基準値超過		支配的音源					
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			夜間		
1	忠岡町忠岡南 1-12-30	B	55	46	○	×	1	2	5	1	2	6
2	忠岡町馬瀬 2-17-2	A	64	47	×	×	1	2	5	1	2	5

備考 一般地域に係る支配的音源コード

- | | |
|-------------|----------|
| 1 自動車音 | 2 自然音 |
| 3 自動車以外の道路音 | 4 道路音特殊音 |
| 5 工場・事業場音 | 6 その他の音 |
| 7 家庭音 | 8 不特定音 |

注) 表中の番号は、図4-2-1 4に対応している。

出典: 「環境騒音モニタリング調査報告書(令和5年度)」(令和7年3月、大阪府) 令和7年8月閲覧

②自動車騒音(道路に面する地域)

自動車騒音調査の概要は表4-2-31、その調査地点図は図4-2-15に示すとおりである。

表4-2-31 自動車騒音調査の概要

地点番号	道路名	測定場所	車線数	道路端からの距離(m)	高さ(m)	地域類型	環境基準値	
							昼間	夜間
①	阪和自動車道	岸和田市	内畑町 1817	4	0.0	1.2	70dB以下	65dB以下
②	一般国道 170 号(新)		内畑町 334-2	4	0.0	1.2		
③	一般国道 26 号		八阪町 1-4-7	6	0.0	1.2		
④	府道大阪臨海線		春木泉町 20-1	6	0.0	1.2		
⑤	府道大阪和泉泉南線		小松里町 598	2	0.0	1.2		
⑥	府道岸和田港塔原線		野田町 2-20-18	4	0.0	1.2		
⑦	府道岸和田牛滝山貝塚線		大沢町 440	2	0.0	1.2		
⑧	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)		三田町 81-1	4	0.0	1.2		
⑨	府道堺阪南線		加守町 1-1-24	2	0.0	1.2		
⑩	府道春木岸和田線(新)		稲葉町 709	4	0.0	1.2		
⑪	府道大阪臨海線	泉大津市	松之浜町 2-34	6	0.0	1.2	70dB以下	65dB以下
⑫	府道大津港線	下之町 1	2	0.0	1.2			
⑬	府道大阪臨海線	忠岡町	忠岡南 3-17	6	0.0	1.5		

注1) 表中の番号は、図4-2-15に対応している。

注2) 表中地域類型の「近」は「幹線交通を担う道路に近接する区域」。

①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)

②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

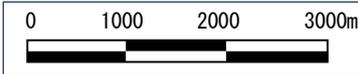
出典：「環境騒音モニタリング調査報告書(令和5年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

—凡例—

- : 事業計画地
- : 自動車騒音調査地点



注) 図中の①～⑬は、表4-2-3 1及び表4-2-3 2の地点番号に対応している。

図4-2-15 事業計画地周辺の自動車騒音における調査地点

自動車騒音調査結果は、表4-2-3 2に示すとおりである。地点番号③、⑧及び⑬の昼間・夜間とも環境基準値を上回っているが、その他の地点は昼間・夜間ともに環境基準値を下回っている。

表4-2-3 2 自動車騒音の調査結果

地点番号	道路名	測定場所	騒音レベル (単位: dB)		環境基準値 ○: 基準値以下 ×: 基準値超過		
			昼間	夜間	昼間	夜間	
①	阪和自動車道	岸和田市	内畑町 1817	63	56	○	○
②	一般国道 170 号(新)		内畑町 334-2	70	61	○	○
③	一般国道 26 号		八阪町 1-4-7	72	67	×	×
④	府道大阪臨海線		春木泉町 20-1	69	63	○	○
⑤	府道大阪和泉泉南線		小松里町 598	66	59	○	○
⑥	府道岸和田港塔原線		野田町 2-20-18	68	61	○	○
⑦	府道岸和田牛滝山貝塚線		大沢町 440	57	46	○	○
⑧	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)		三田町 81-1	74	68	×	×
⑨	府道堺阪南線		加守町 1-1-24	62	57	○	○
⑩	府道春木岸和田線(新)		稲葉町 709	68	59	○	○
⑪	府道大阪臨海線	泉大津市	松之浜町 2-34	59	56	○	○
⑫	府道大津港線	忠岡町	下之町 1	66	62	○	○
⑬	府道大阪臨海線		忠岡南 3-17	74	68	×	×

注) 表中の番号は、図4-2-1 5に対応している。

出典: 「環境騒音モニタリング調査結果報告書(令和5年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

(2) 振動

道路交通振動調査の概要は表4-2-33、その調査地点図は図4-2-16に示すとおりである。

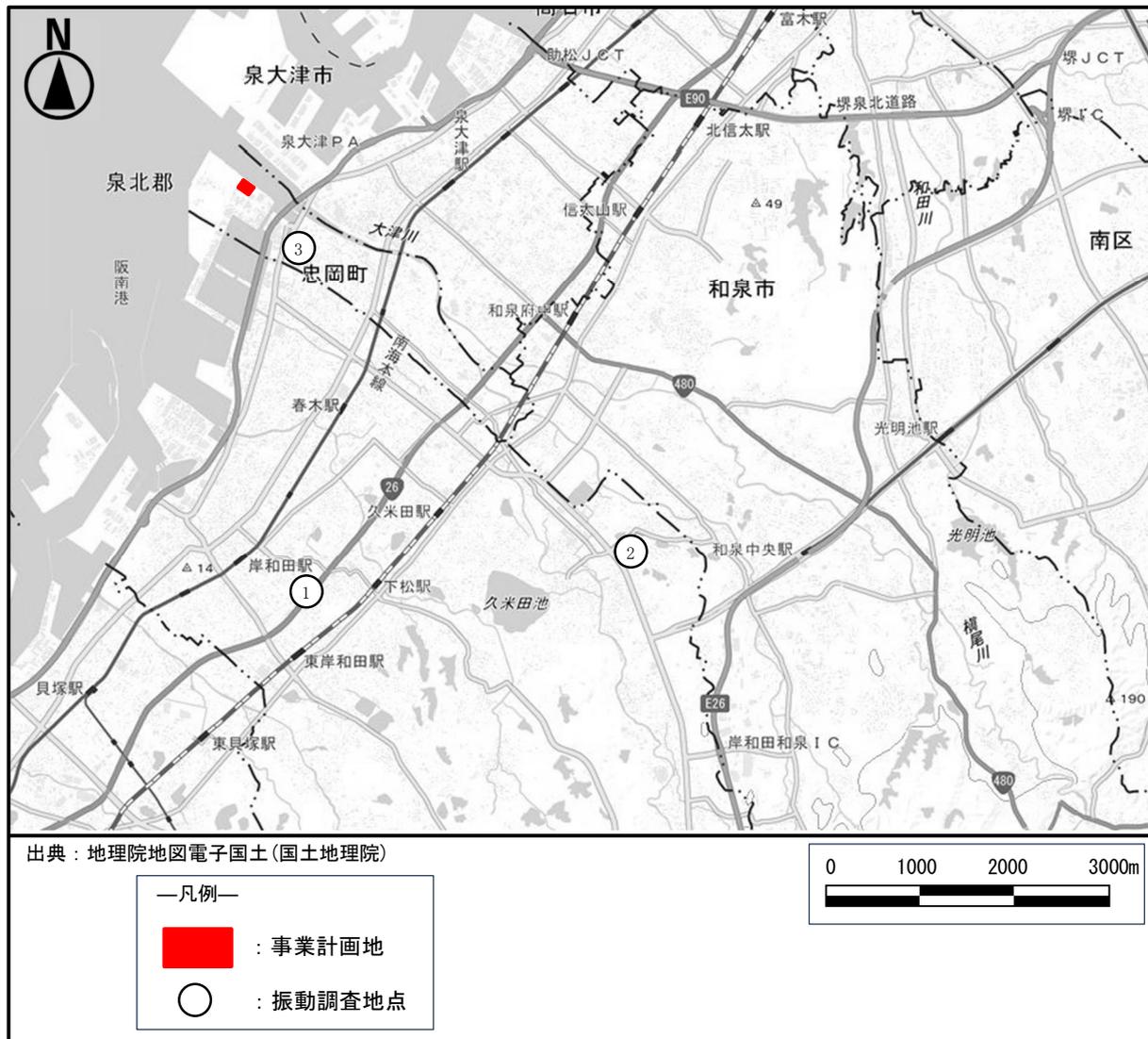
表4-2-33 道路交通振動調査の概要

地点番号	道路名	測定場所	車線数	区域の区分	要請限度値 (単位: dB)	
					昼間	夜間
①	一般国道26号	岸和田市八阪町1-4-7	6	2	70	65
②	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)	岸和田市三田町81-1	4	1	65	60
③	府道大阪臨海線	忠岡町忠岡南3-17	6	2	70	65

注1) 表中の番号は、図4-2-16に対応している。

注2) 同地点において、自動車騒音調査も実施された。

出典：「令和5年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



注) 図中の①～③は、表4-2-33及び表4-2-34の地点番号に対応している。

図4-2-16 事業計画地周辺の振動における調査地点

道路交通振動調査の結果は表4-2-34に示すとおりであり、いずれの調査地点も要請限度値を下回っている。

表4-2-34 道路交通振動調査の結果

地点番号	道路名	測定場所	振動レベル (単位: dB)		要請限度値 ○: 限度値以下 ×: 限度値超過	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	一般国道26号	岸和田市八阪町1-4-7	35	<30	○	○
②	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)	岸和田市三田町81-1	42	31	○	○
③	府道大阪臨海線	忠岡町忠岡南3-17	57	49	○	○

注1) 表中の番号は、図4-2-16に対応している。

注2) 同地点において、自動車騒音調査も実施された。

出典: 「令和5年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府) 令和7年8月閲覧

(3) 低周波音

大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルは、図4-2-17に示すとおりである。

大阪府内の低周波音は、高架道路沿道及び道路沿道が相対的に高く、市街化調整区域及び住居専用地域が低い値となっている。

また事業計画地が該当する準工業地域の測定結果は、 L_{zeq} が 70～83 (dB)、 L_{z50} が 69～80 (dB) となっている。

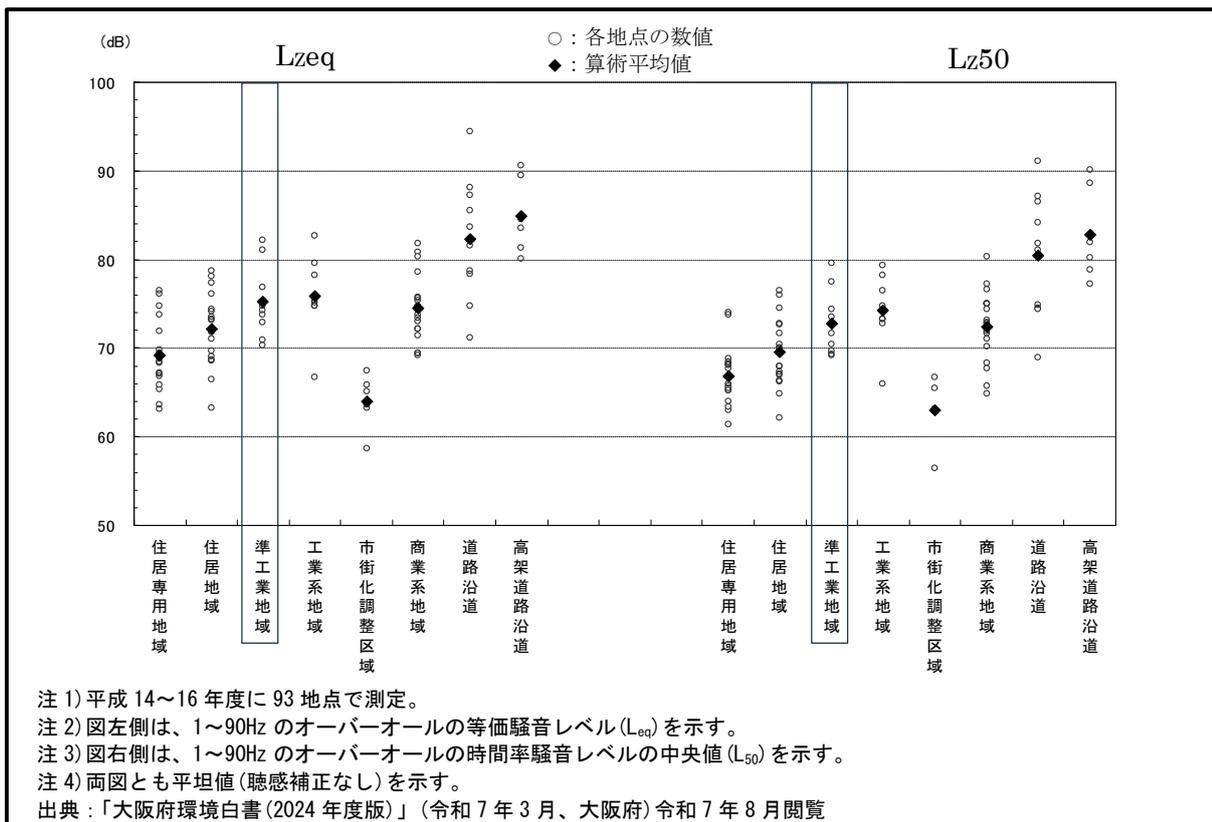


図 4-2-17 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(4) 公害苦情受付状況

事業計画地周辺における令和元年度～令和 5 年度の公害の種類別苦情受付件数は、表 4-2-35 に示すとおりである。

公害の種類別にみると、岸和田市、泉大津市ともに騒音及び悪臭が多くなっている。

なお、忠岡町の公害種類別苦情受付件数は公表されていない。

表 4-2-35 公害の種類別苦情受付件数一覧

	年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他
岸和田市	令和元年度	151	7	5	-	27	4	58	-	50
	令和2年度	272	19	5	1	37	7	147	-	56
	令和3年度	152	12	8	-	31	2	47	-	52
	令和4年度	157	7	5	-	40	2	30	-	73
	令和5年度	163	13	11	-	31	3	24	-	62
泉大津市	令和元年度	56	12	4	-	23	3	14	-	-
	令和2年度	51	9	8	-	21	7	6	-	-
	令和3年度	39	5	4	-	19	1	10	-	-
	令和4年度	42	2	3	-	19	7	11	-	-
	令和5年度	21	3	-	-	12	-	6	-	-

出典：「岸和田市環境白書(令和元年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧
「泉大津の環境(令和2年版～令和6年版)」(泉大津市)令和7年8月閲覧

4-3 自然環境

4-3-1 気象

事業計画地周辺の気象観測結果は表4-3-1、その調査位置は図4-3-1に示すとおりである。熊取地域観測所における令和6年の平均降水量は1,425.0mm、気温は17.3℃、平均風速が2.3m/s、また、堺地域気象観測所における令和6年の平均降水量は1,436.5mm、気温は17.8℃、平均風速は1.7m/sとなっている。

事業計画地周辺における一般環境大気測定局(泉大津市役所局及び岸和田中央公園局)の風配図は、図4-3-2に示すとおりである。風向の出現頻度をみると、両地点ともに西及び東の風が卓越しており、海陸風による影響が考えられる。

表4-3-1 事業計画地周辺の気象観測結果

[熊取地域気象観測所] 北緯34度23.1分 東経135度21.0分 標高68m

年	降水量(mm)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
令和2年	1,535.0	16.5	35.4	-2.3	2.5
令和3年	1,638.0	16.4	34.6	-1.6	2.3
令和4年	1,022.5	16.5	36.7	-1.4	2.2
令和5年	1,214.5	16.9	36.5	-2.5	2.3
令和6年	1,425.0	17.3	36.5	-1.3	2.3

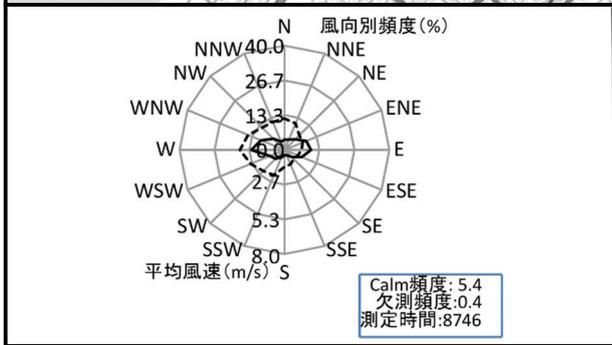
[堺地域気象観測所] 北緯34度33.3分 東経135度29.1分 標高20m

年	降水量(mm)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
令和2年	1,394.0	17.3	37.7	-2.1	1.7
令和3年	1,499.5	17.1	38.2	-1.3	1.7
令和4年	967.0	17.0	38.3	-2.7	1.7
令和5年	1,271.0	17.3	38.6	-3.1	1.7
令和6年	1,436.5	17.8	39.2	-3.0	1.7

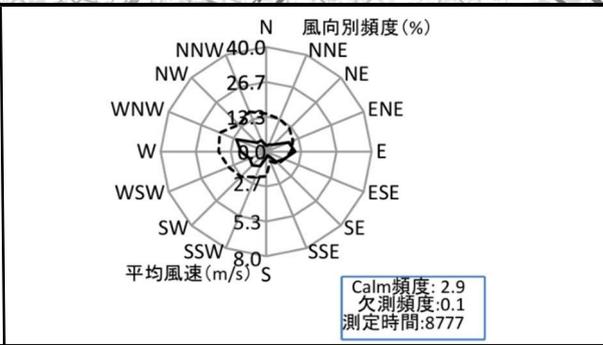
出典：「気象統計情報」(気象庁)令和7年8月閲覧



図 4-3-1 熊取及び堺地域気象観測所の位置



岸和田中央公園



泉大津市役所

出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2023年度)」(2024年8月、大阪府大気汚染常時監視のページ)令和7年8月閲覧

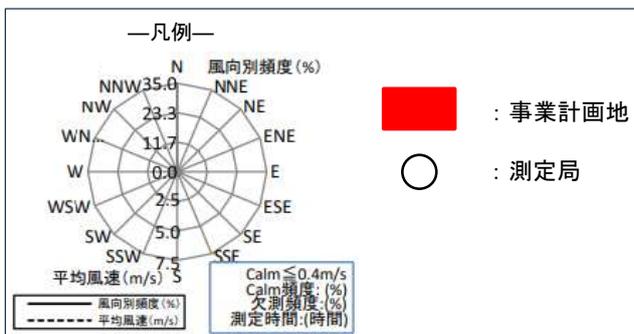


図 4-3-2 事業計画地周辺における一般環境大気測定局の風配図(令和5年度)

4-3-2 地象

(1) 地形

事業計画地周辺の地形分類は、図4-3-3に示すとおりである。

事業計画地周辺の主な地形は、旧水部及び水部となっている。

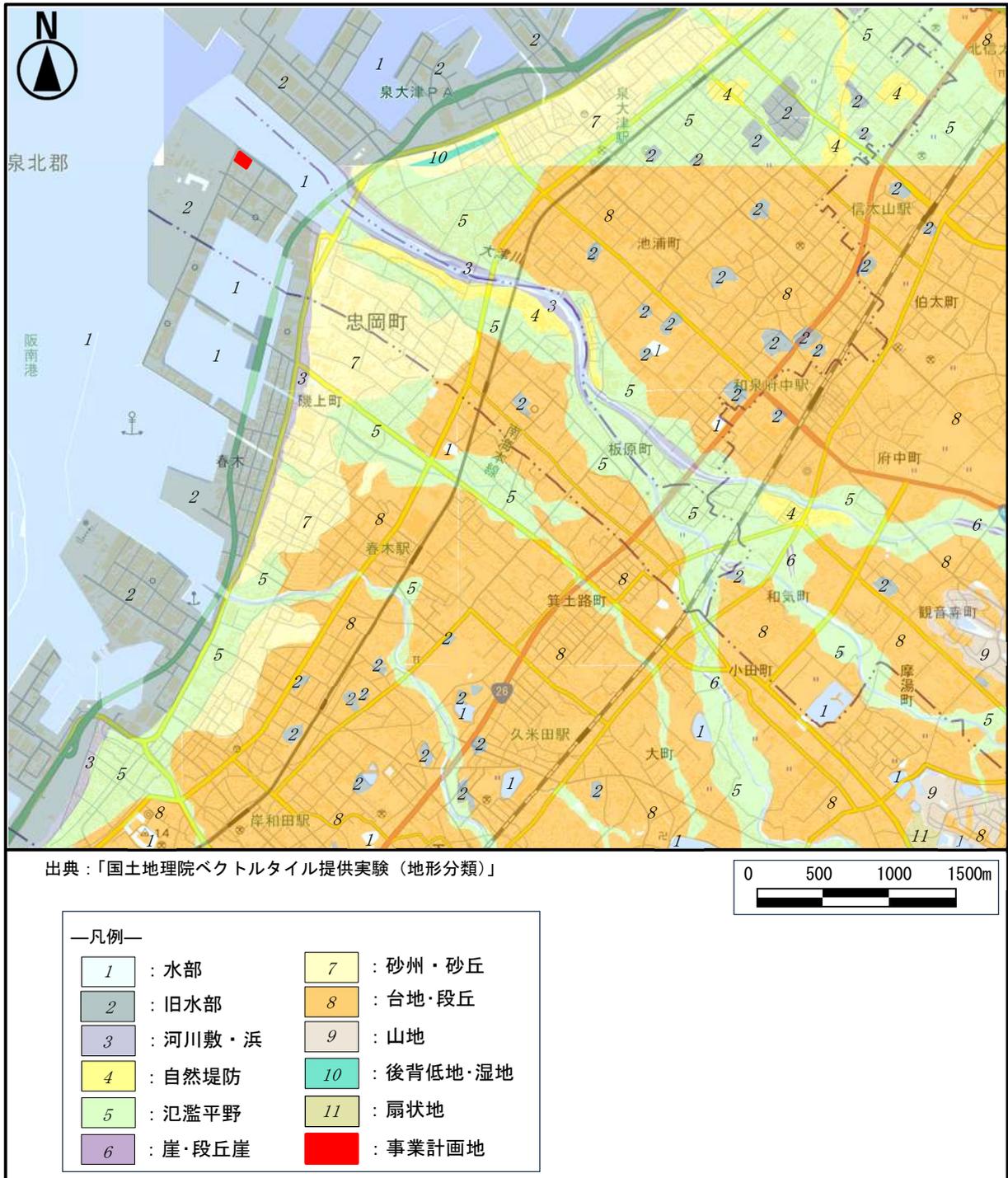


図4-3-3 事業計画地周辺の地形分類

(2)地質

事業計画地周辺の表層地質は、図4-3-4に示すとおりである。

事業計画地は埋立地となっている。

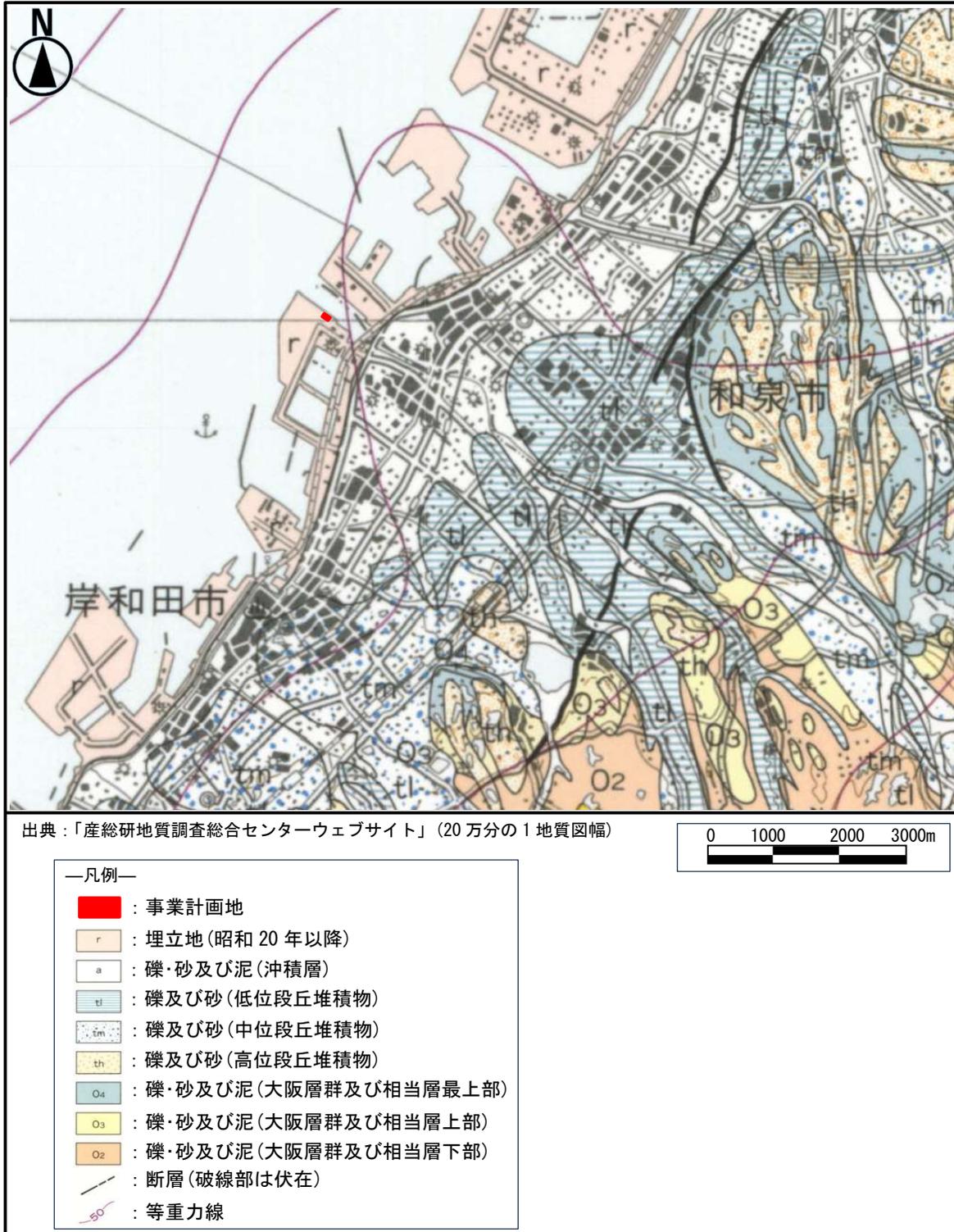


図4-3-4 事業計画地周辺の表層地質

4-3-3 水象

事業計画地周辺における主な河川は、図4-3-5に示すとおりである。

事業計画地は大阪府の西南の海岸部、大阪湾の湾奥部東側に位置する埋立地となっており、大津川の河口付近に位置する。その大津川水系は、流域面積 102.2km² の大阪府域最大の二級水系であり、水系全体の流域内人口は約 15 万人である。また、その南側には春木川があり、流域面積は 14.4km² となっている。

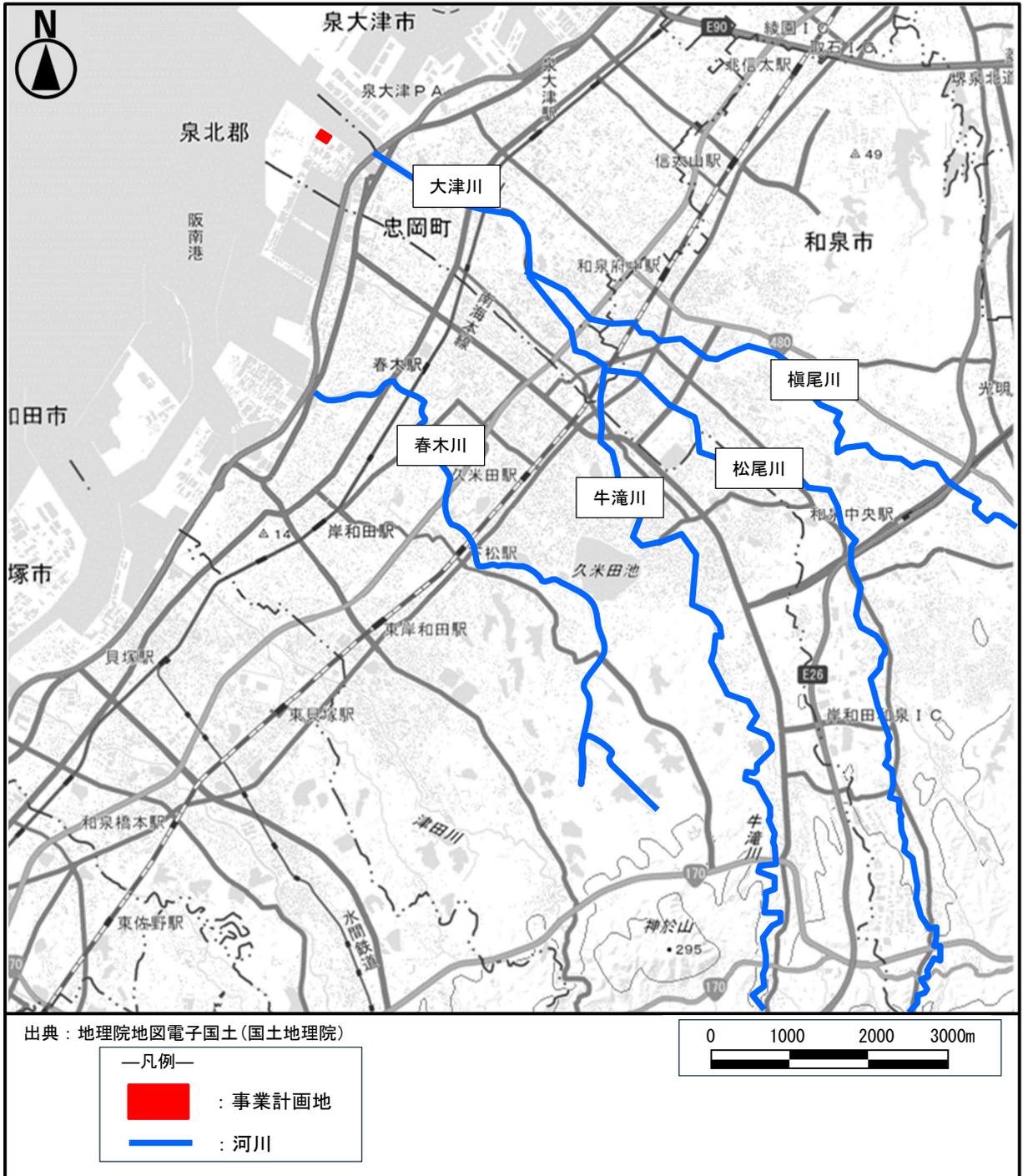


図4-3-5 事業計画地周辺の河川

4-3-4 陸域生態系

「第2回～第7回自然環境保全基礎調査」（昭和53年～平成17年、環境庁、環境省）及び大阪府レッドデータリスト2014における動植物の分布状況を整理し、事業計画地周辺に生息する可能性のある重要種を抽出した。

(1) 動物

事業計画地は工場地帯に位置し、重要種の生息は確認されなかった。

(2) 植物

事業計画地周辺の現存植生の状況は、図4-3-6に示すとおりである。

事業計画地は工場地帯に位置し、その東部の大津川にはヨシクラスが局所的に分布している。



出典：「自然環境調査 Web-GIS」



—凡例—

- | | |
|--|---|
| ■ : 事業計画地 | |
| ■ 270200 アラカシ群落 | ■ 570500 放棄水田雑草群落 |
| ■ 290100 アカマツ群落 | ■ 580100 市街地 |
| ■ 290200 クロマツ群落 | ■ 580101 緑の多い住宅地 |
| ■ 300104 ケヤキムクノキ群集 | ■ 580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| ■ 440200 クズ群落 | ■ 580300 工場地帯 |
| ■ 470400 ヨシクラス | ■ 580400 造成地 |
| ■ 490000 砂丘植生 | ■ 580600 開放水域 |
| ■ 541000 その他植林 | ■ 580700 自然裸地 |
| ■ 541208 シラカンバ植林 | ■ 580800 残存・植栽樹群地 |
| ■ 541301 クスノキ植林 | |
| ■ 560100 ゴルフ場・芝地 | |
| ■ 570100 路傍・空地雑草群落 | |
| ■ 570200 果樹園 | |
| ■ 570300 畑雑草群落 | |
| ■ 570400 水田雑草群落 | |

図 4-3-6 事業計画地周辺の現存植生の状況

4-3-5 人と自然との触れ合いの活動の場

事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は、表4-3-2及び図4-3-7に示すとおりである。

事業計画地周辺には表4-3-2に示す5施設が確認できたが、春の土曜日（令和7年3月15日）の日中での施設利用者は、④の新浜緑地と一体型の施設とみられる⑤新浜地先公園で5名程度が確認できた、⑥なぎさ公園及び⑦泉大津マリーナについては各駐車場の利用状況を確認しており、⑥なぎさ公園は約5割、⑦泉大津マリーナは約2割となっていた。

表4-3-2 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

図中 番号	名称	位置	利用状況 (令和7年3月15日(土) 10時~14時 晴れ)
①	汐見公園	泉大津市汐見町111番地	約30分滞在で利用者は確認できなかった
②	新浜公園	忠岡町新浜1丁目2-6	約20分滞在で利用者は確認できなかった
③	新浜緑地公園	忠岡町新浜2丁目5-4	約20分滞在で利用者は確認できなかった
④	新浜緑地	忠岡町新浜3丁目	約30分滞在で車両3台、利用者約5名確認
⑤	新浜地先公園	忠岡町新浜3丁目	④の一体型の施設となっており利用者は同じとみられる
⑥	なぎさ公園	大阪府泉大津市なぎさ町8-1	駐車場の約5割が利用されていた。
⑦	泉大津マリーナ	泉大津市汐見町116	駐車場の約2割が利用されていた。

注)表中の番号は、図4-3-7に対応している。

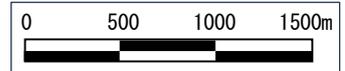
出典：「泉大津市公園マップ」（泉大津市）令和7年8月閲覧
「忠岡町 公園管理」（忠岡町）令和7年8月閲覧
「岸和田市 公園一覧」（岸和田市）令和7年8月閲覧



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

—凡例—

■ : 事業計画地



注) 図中の①～⑤は、表4-3-2の図中番号に対応している。

図4-3-7 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

4-3-6 自然景観

事業計画地周辺の自然資源は、図4-3-8に示すとおりである。

事業計画地周辺は、臨海部の平坦な地域であるため山地や丘陵に見られるようなまとまりのある自然林はほぼ見られず、内陸の市街地内においては、水田・畑、草地や社寺、公共公益施設の樹木等が小規模なまとまりを持って残されている。

なお、事業計画地周辺は緑地保全地区や大規模公園には指定されていない。



出典：「みどりの大阪推進計画」（平成21年12月、大阪府ホームページ）令和7年8月閲覧

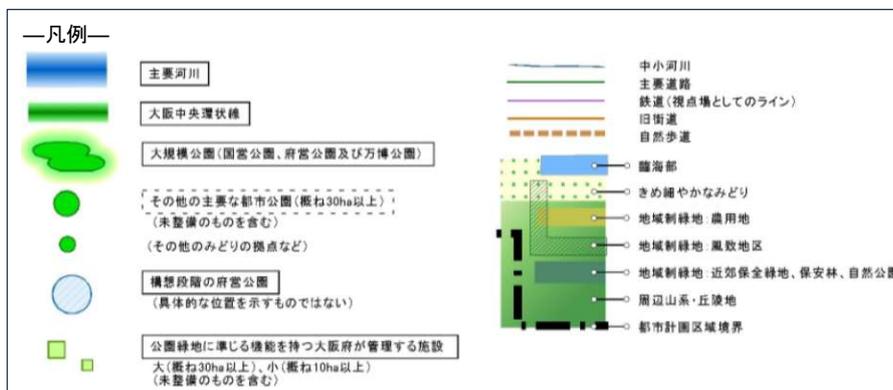


図4-3-8 事業計画地周辺の自然資源

4-4 都市環境

4-4-1 文化財

事業計画地周辺における文化財は表4-4-1及び図4-4-1、埋蔵文化財については表4-4-2及び図4-4-2に示すとおりである。

事業計画地周辺には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)、泉大津市文化財保護条例(平成4年泉大津市条例第17号)、岸和田市文化財保護条例(平成8年岸和田市条例第22号)に基づく登録又は指定文化財等が、「有形文化財及び記念物」で35件、「埋蔵文化財」で21件存在する。

表4-4-1 事業計画地周辺における文化財(有形文化財及び記念物)

番号	指定	分野	種別	種別2	名称	文化財所在地	指定年月日
①	国	国宝	美術工芸品	書跡等	小野道風筆三体白氏詩巻	忠岡町忠岡中 (正木美術館)	S30.6.22
	国	国宝	美術工芸品	書跡等	藤原行成筆白氏詩巻		S30.6.22
	国	国宝	美術工芸品	書跡等	大燈国師墨蹟		S30.6.22
	国	重文	美術工芸品	絵画	絹本淡彩 騎獅文殊像		S25.8.30
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画 山水図		S25.8.29
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画淡彩 山水図		S31.6.28
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画淡彩 六祖図		S31.6.28
	国	重文	美術工芸品	絵画	絹本着色 騎獅文殊像		S48.6.6
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画 梅花図		S48.6.6
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画 山水図		S61.6.6
	国	重文	美術工芸品	絵画	絹本着色 千利休像		H8.6.27
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画蓮図		H28.8.17
	国	重文	美術工芸品	書跡等	虚堂智愚墨蹟		S30.2.2
	国	重文	美術工芸品	書跡等	竺田悟心墨蹟		S30.2.2
	国	重文	美術工芸品	書跡等	滅翁文礼墨蹟		S30.6.22
国	重文	美術工芸品	書跡等	北礪居簡墨蹟	S30.6.22		
国	有形	建造物	建築物	正木記念邸主屋	H26.4.25		
国	有形	建造物	建築物	正木記念邸腰掛待合	H26.4.25		
国	有形	建造物	建築物	正木記念邸中門	H26.4.25		
②	府	記念物	記念物	天然	永福寺のびやくしん(いぶき)5本	忠岡町忠岡南	S45.2.20
③	国	重文	美術工芸品	工芸品	白地松鶴亀草花文繡箔肩裾小袖	泉大津市旭町	S45.2.20
	市	有形	美術工芸品	古文書	田中家文書		R4.1.20
④	市	有形	美術工芸品	歴史	下条宇多両大津村延宝絵図	泉大津市東港町	H10.3.24
⑤	市	記念物	記念物	天然	緑照寺のソテツ群植	泉大津市神明町	H18.2.23
⑥	市	有形	美術工芸品	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	泉大津市春日町	H7.3.22
⑦	市	有形	美術工芸品	彫刻	木造 阿弥陀如来立像	泉大津市本町	H13.3.24
⑧	市	有形	美術工芸品	歴史	渡辺家位牌及び厨子	泉大津市神明町	H17.2.28
⑨	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	伯太藩渡辺家墓所	泉大津市神明町	H23.1.28
⑩	市	有形	有形	民俗	板面着色 将棋図絵馬	泉大津市若宮町	H16.3.22
	市	有形	建造物	建築物	大津神社摂社粟神社本殿		H9.3.24
⑪	市	ふるさと文化遺産	美術工芸品	彫刻	ブロンズ「緬羊」	泉大津駅前	H17.1.19
⑫	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	ロシア兵墓地	泉大津市春日町墓地	H16.3.24
⑬	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	粟神社跡	泉大津市式内町	H18.12.4
⑭	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	板原菅原神社跡	泉大津市板原町	H25.1.23
⑮	市	有形	美術工芸品	歴史	泉州泉郡宇多大津村絵図	泉大津市下之町	H10.3.24

注)表中の番号は、図4-4-1に対応している。

出典：大阪府内指定文化財一覧表(大阪府)令和7年8月閲覧

市内の文化財(泉大津市)令和7年8月閲覧

「泉大津市指定文化財の新規指定について(令和3年1月20日)」(泉大津市)令和7年8月閲覧



注) 図中の①～⑮は、表 4-4-1 の番号に対応している。

図 4-4-1 事業計画地周辺における文化財(有形文化財及び記念物)

表 4-4-2 事業計画地周辺における文化財(埋蔵文化財)

番号	市町名	文化財名称	種類
①	忠岡町	紀州街道	その他
②	泉大津市	池浦遺跡	集落跡
③		虫取遺跡	集落跡
④		真鍋城跡	城館跡
⑤		城の山跡	城館跡
⑥		東雲遺跡	集落跡
⑦		磯之上十ノ坪遺跡	集落跡
⑧	岸和田市	磯之上遺跡	集落跡
⑨		春木天の川遺跡	散布地
⑩		春木八幡山遺跡	集落跡、その他
⑪		牛神古墳	古墳
⑫		礼拝塚古墳	古墳
⑬		権現山古墳	古墳
⑭		八幡古墳	古墳
⑮		春木宮ノ上遺跡	集落跡
⑯		春木四ノ坪遺跡	集落跡
⑰		吉井一之坪遺跡	散布地
⑱		春木廃寺	社寺跡
⑲		春木廃寺瓦窯跡	生産遺跡
⑳		吉井遺跡	集落跡
㉑		吉井上品寺跡	社寺跡

注) 表中の番号は、図 4-4-2 に対応している。

出典：大阪府地図情報提供システム(令和 7 年 8 月閲覧、大阪府ホームページ)



注) 図中の①～⑳は、表 4-4-2 の番号に対応している。

図 4-4-2 事業計画地周辺における文化財(埋蔵文化財)

4-4-2 景観

(1) 都市景観

「大阪府景観計画」(平成20年策定)によると、事業計画地は、大阪府の景観計画区域のうち大阪湾岸区域内に、忠岡町都市計画マスタープランの臨海地域に位置する。

「忠岡町都市計画マスタープラン」(令和3年3月策定)によると、基本的な考え方として、「大阪府景観計画」に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図り、地域のシンボルとなっている樹木やだんじり小屋等の歴史景観とともに、大津川、前々池等の自然景観の保全に取り組み、町の玄関口である忠岡駅周辺や公共施設周辺等のまち並み景観とともに、秩序ある道路景観の形成に取り組むとされている。

また、都市景観の方針として、景観計画区域における良好な景観や歴史的景観、まち並み景観、道路景観を形成し、自然景観を保全し、屋外広告物の規制や誘導を行うよう定められている。(表4-4-3参照)

なお、忠岡町の北側に隣接する泉大津市は、「泉大津市都市計画マスタープラン」(平成30年3月策定)により、都市環境に関する方針として、「歴史的な街並みを活かした都市づくりの推進」及び「地域の特性を活かした街並みの誘導」が定められている。

忠岡町の南側に隣接する岸和田市は、「岸和田市景観形成基本方針」(平成20年11月策定)により、景観形成の基本目標「豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す『個性的快適環境都市』の創生」を実現するため、景観形成の方針が定められている。また、岸和田市景観計画において、事業計画地を含む臨海地域は、海辺に身近に接する親水空間の創出を目標にした「臨海景観区」に指定されている。

表4-4-3 忠岡町都市計画マスタープランにおける臨海地域の地域づくりの基本方針

地域づくりの基本方針	
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海地域では、産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成を図るため、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を推進する。 ・大阪府においてとりまとめ予定の「大阪広域バイエリアまちづくりビジョン」等の関連計画と連携し、広域的な交通ネットワークを利用した既存ストックの魅力向上を図る。
生活環境の改善や安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターの老朽化が進んでいることから、法定点検や定期点検により計画的に設備等の更新及び修繕を行う。また、ごみ処理体制の広域化を検討し、他自治体との連携を図る。 ・大阪府と連携を図り、地震発生に伴う防潮堤の液状化対策を推進する。また、津波・高潮への対策として民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定を推進する。
町の魅力の更なる向上と都市環境の保全・創造	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府景観計画に基づき、大阪湾岸景観計画区域において、建築物や工作物の規制・誘導を促進する。 ・まとまった緑や広場的な空間など、多様な「みどり」とふれあえる地域資源の利活用方策を検討し、みどりのネットワーク化などを見据えた既存ストックの魅力向上を図る。

(2) 歴史的・文化的景観

「忠岡町ホームページ」(令和7年8月閲覧、忠岡町ホームページ)によると、忠岡町域では、縄文式、弥生式時代の遺跡は確認されていないが、周辺の状況からみて、早くから人が住み、5世紀前後から、中央集権の支配下に入り、住民は一部が魚貝を朝廷に貢進する網曳、大部分が名代軽部として、農魚の生活を続けていたと考えられる。

事業計画地周辺には美術館所蔵の国宝・重要文化財があり、歴史的な美術工芸品や建造物が存在し、これらの有形文化財や記念物のほかにも、集落跡や城館跡、古墳、社寺跡などの埋蔵文化財が存在する。(表4-4-1、表4-4-2、図4-4-1及び図4-4-2参照)

4-5 気候変動適応等

4-5-1 洪水・内水氾濫

大阪府洪水浸水想定区域図によれば、事業計画地周辺において洪水被害を及ぼす可能性のある河川として大津川が挙げられている。

想定最大規模の降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の浸水想定区域図は、図4-5-1に示すとおりである。

事業計画地が位置する大津川流域において想定最大規模 101.4mm/hr、875.0mm/24hr と概ね1000年以上に1度とされる降雨があった場合でも、事業計画地においてこれらの河川氾濫による浸水被害は想定されていない。

なお、事業計画地及びその周辺は洪水・内水による被害の危険性は想定されていない。

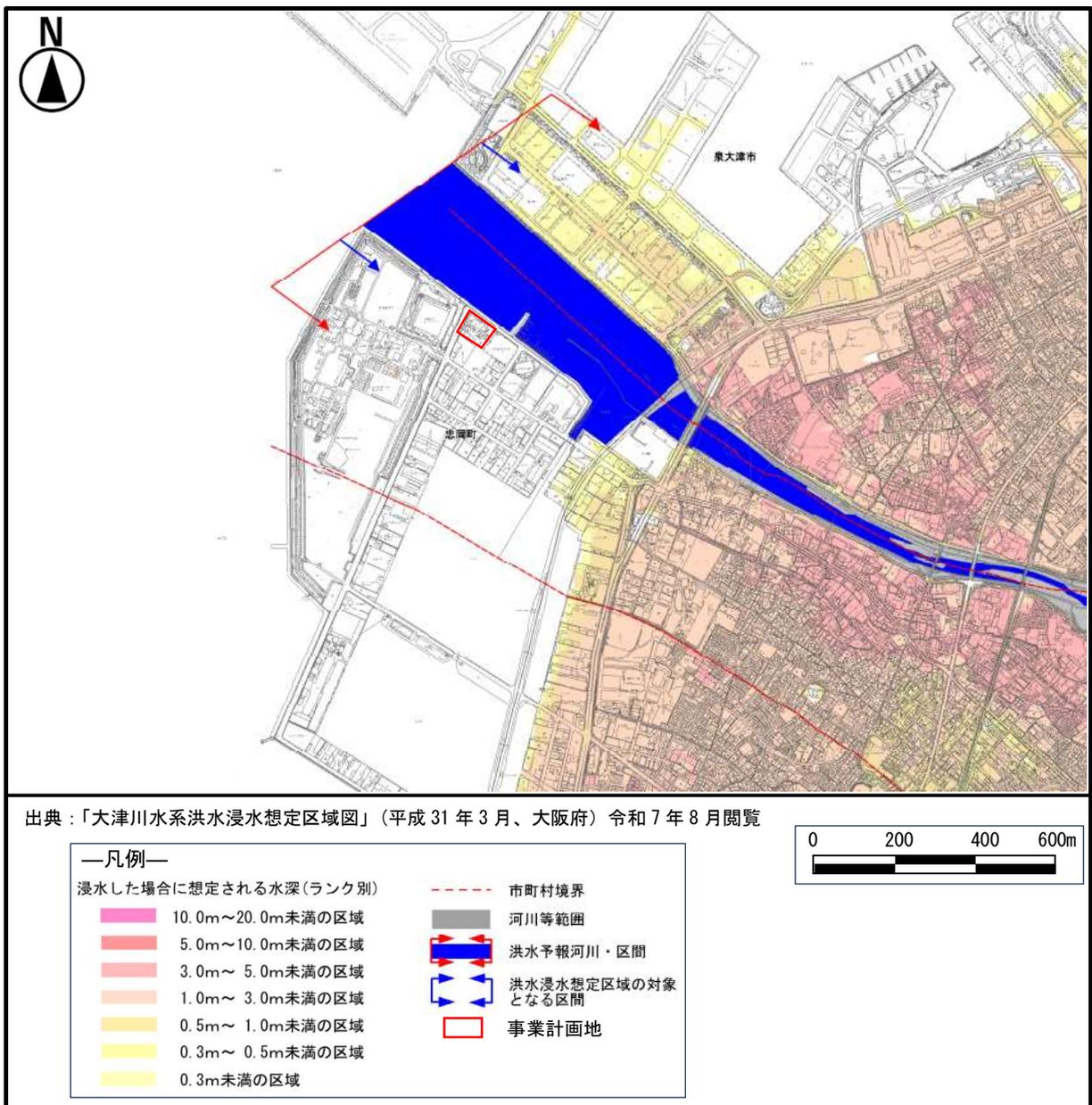


図4-5-1 大津川流域における浸水想定区域図

4-5-2 高潮・高波

大阪府では、「水防法」(昭和24年法律第193号)の規定に基づき浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、高潮による浸水の危険性を府民に周知し避難行動へつなげるために「高潮浸水想定区域図」を公表している。「高潮浸水想定区域図について 説明資料」(令和2年8月 大阪府港湾局)によると、高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される大阪府各市町の最大浸水面積は、表4-5-1に示すとおりである。忠岡町の最大浸水面積は166.4ha、泉大津市の最大浸水面積は922.0ha、岸和田市の最大浸水面積は650.1haと想定されている。

事業計画地周辺における浸水想定区域・浸水深は、図4-5-2に示すとおりである。

なお、事業計画地及びその周辺における最大浸水深は3m~10mと想定されている。

表4-5-1 高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される大阪府各市町の浸水面積

市区町	最大浸水面積(ha)
大阪市(計)	11,912.0
堺市(計)	2,931.5
岸和田市	650.1
豊中市	831.7
吹田市	440.3
泉大津市	922.0
貝塚市	450.7
泉佐野市	643.2
和泉市	12.3
高石市	844.2
泉南市	541.7
阪南市	115.7
泉北郡忠岡町	166.4
泉南郡田尻町	380.0
泉南郡岬町	188.0
計	21,029.7

注) 浸水面積は、浸水深1cm以上となる範囲を集計し小数点以下第2位を四捨五入したものである。

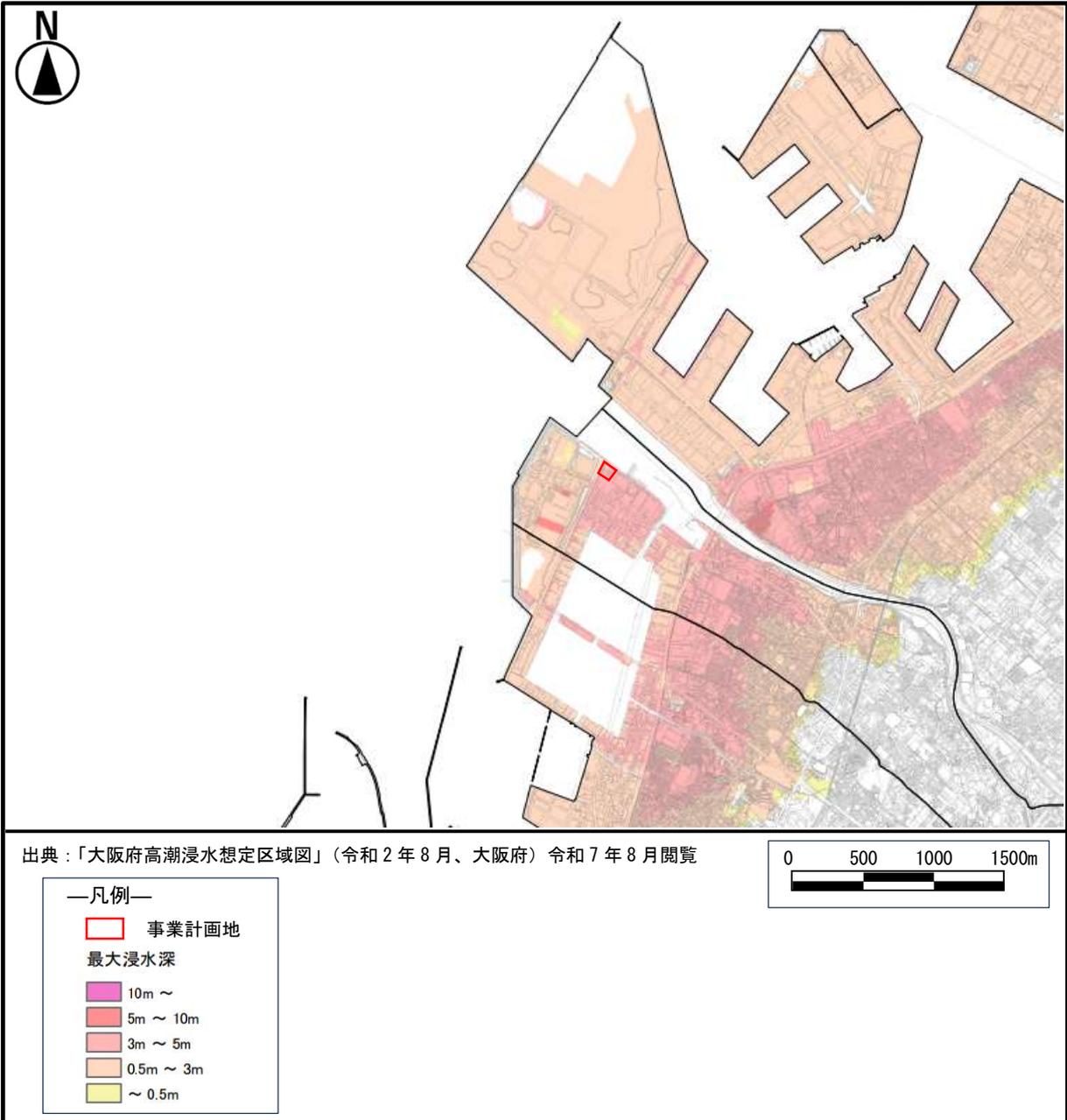


図4-5-2 事業計画地周辺における浸水想定区域・浸水深

4-5-3 土砂災害

事業計画地周辺の土砂災害情報は、図4-5-3に示すとおりである。
なお、事業計画地周辺は警戒区域に指定されていない。



図4-5-3 事業計画地周辺の土砂災害情報

4-5-4 暑熱

大阪府では2005年に、ヒートアイランド対策推進計画における優先対策地域(2000年8月の人工衛星データから推定した地表面温度が33℃以上の地域)を中心として、航空機から地表面温度を測定し、測定した地表面温度と人工排熱データ、土地利用データ、気象条件等のデータをあわせて解析し、地域における熱の特性と大きさの程度を求めている。その結果をもとに、大阪府域におけるヒートアイランド化の状況を1km²毎にまとめたのが図4-5-4に示す熱環境(熱特性)マップであり、大気熱負荷の高い地域から類型1(商業・業務集積地域)、類型2(住宅地域)、類型3(水面や緑地が多い地域)、類型4(農地や山林が多い地域)と定められている。

なお、事業計画地は類型3に分類されている。

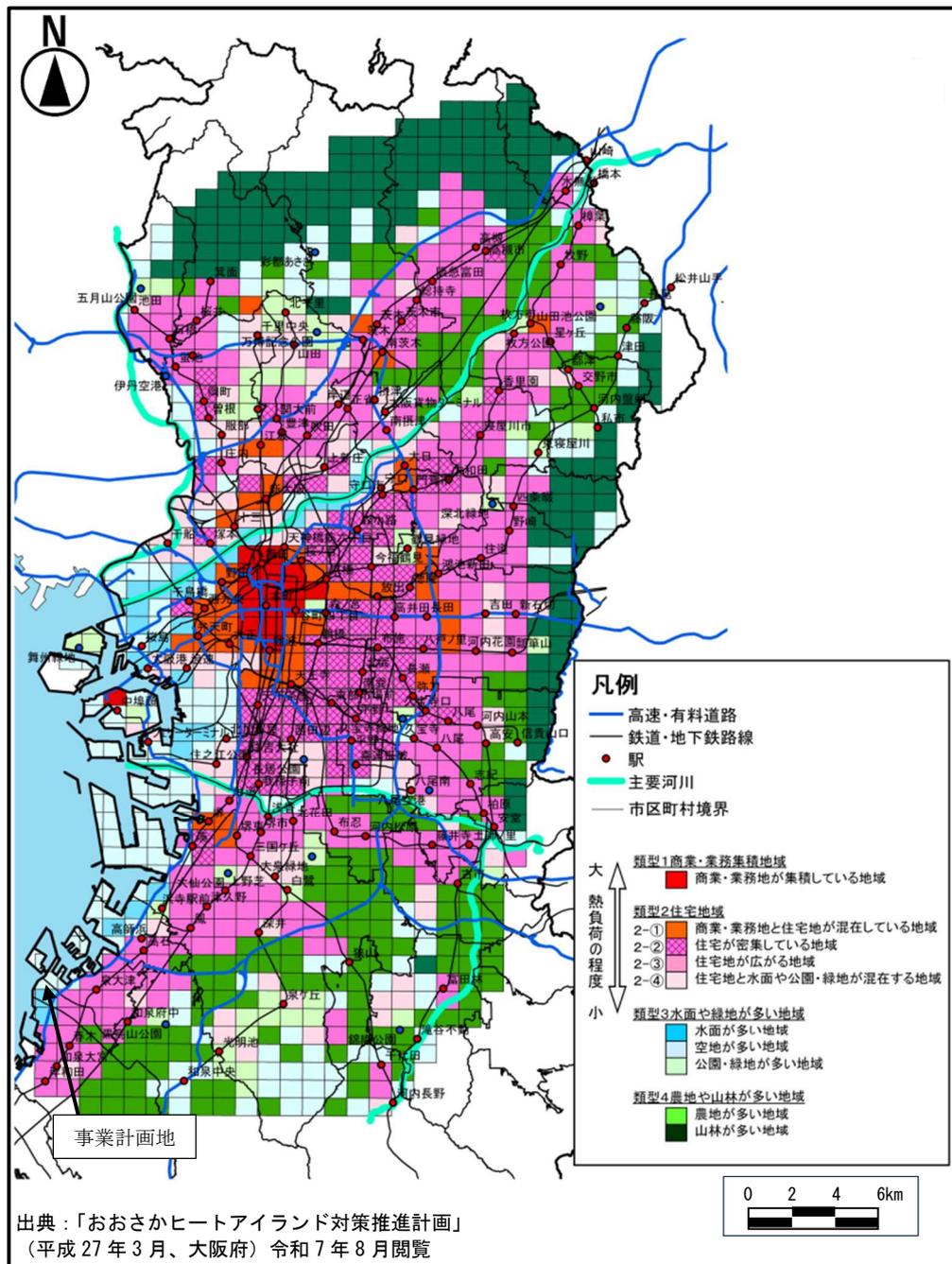


図4-5-4 熱環境(熱特性)マップ

4-5-5 地震

忠岡町地震ハザードマップによれば、事業計画地周辺に影響を及ぼす可能性のある地震は、上町断層帯地震及び南海トラフ巨大地震と想定されている。

それぞれの地震における震度予測は、図4-5-5(1)～(2)に示すとおりである。

大阪府による地震の被害想定によると、最も大きな被害をもたらすのは南海トラフ巨大地震より、直下型地震である上町断層帯地震とされており、大阪府の南部での大きな揺れを想定した場合(上町断層帯地震B)、事業計画地では震度6強の揺れが予測されている。

なお、南海トラフ巨大地震で最大クラスの地震が発生した場合の震度は6弱、液状化の可能性(PL値)は図4-5-6に示すとおり事業計画地では20～25であり、液状化の可能性が高いとされている。

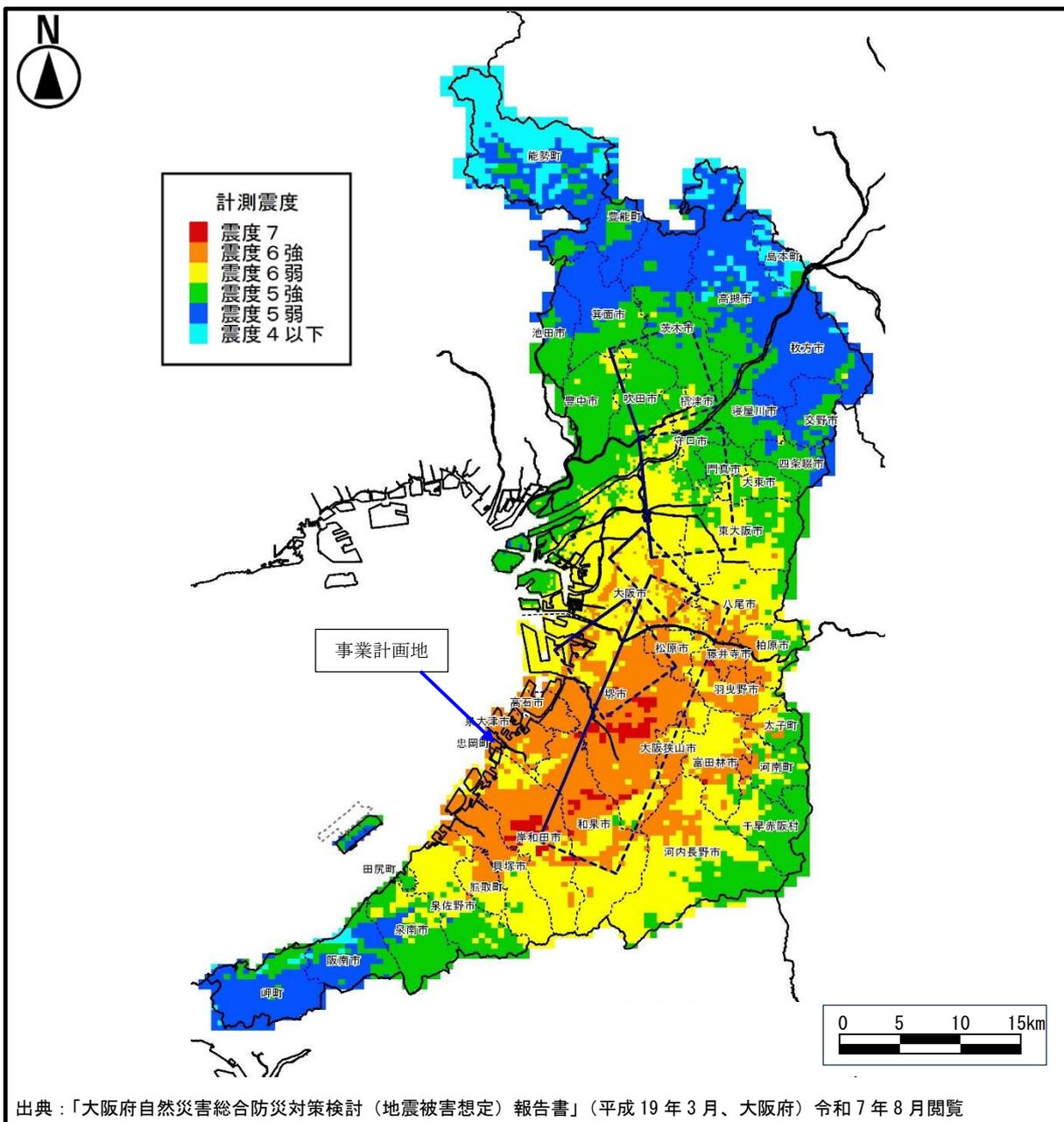
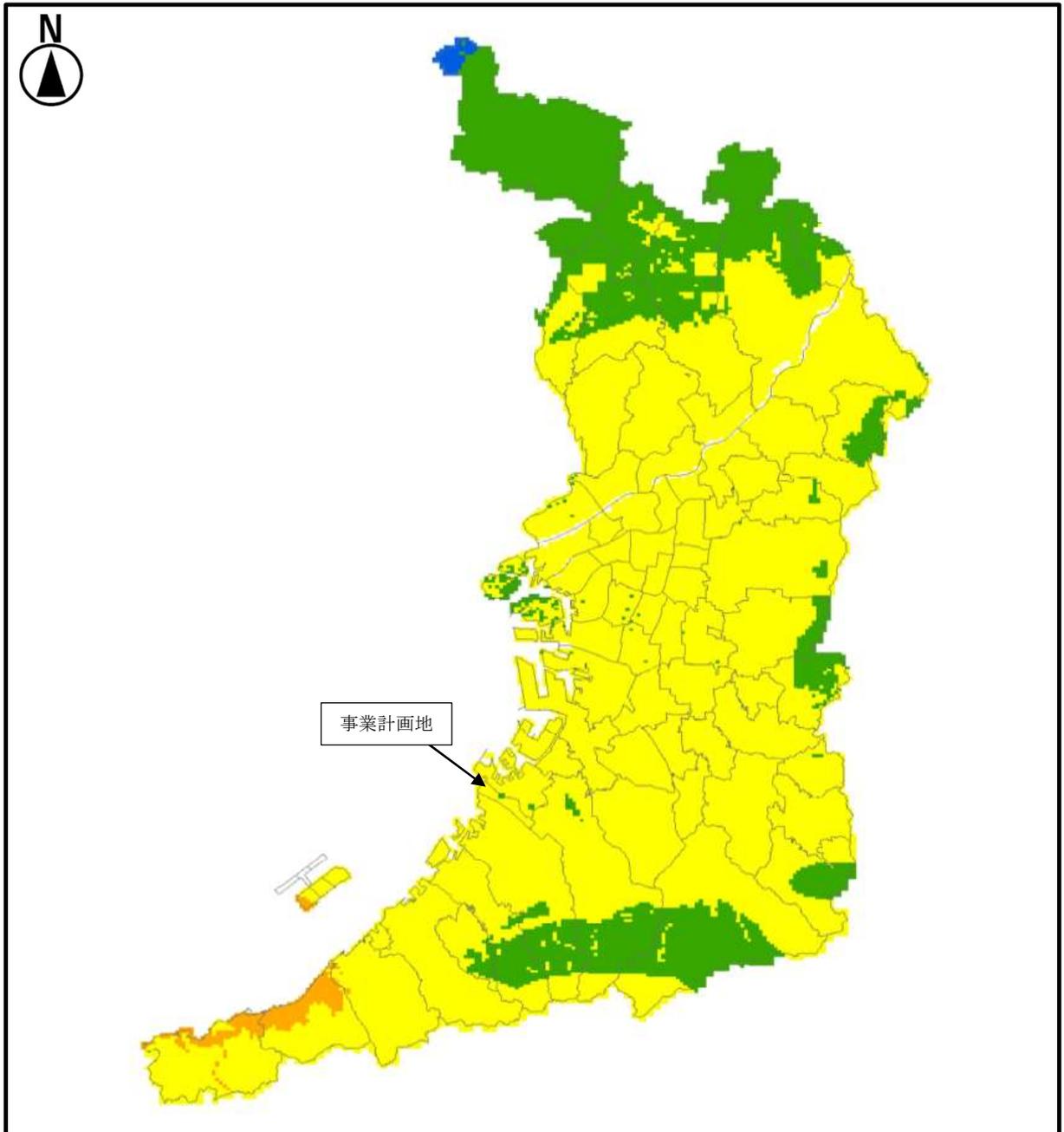


図4-5-5(1) 上町断層帯地震 震度予測分布



出典：「南海トラフ巨大地震（平成 25 年 10 月算出） 震度分布・液状化可能性」（大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

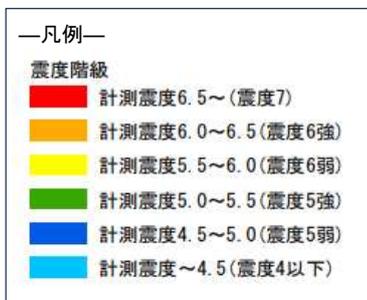


図 4-5-5 (2) 南海トラフ巨大地震 震度予測分布

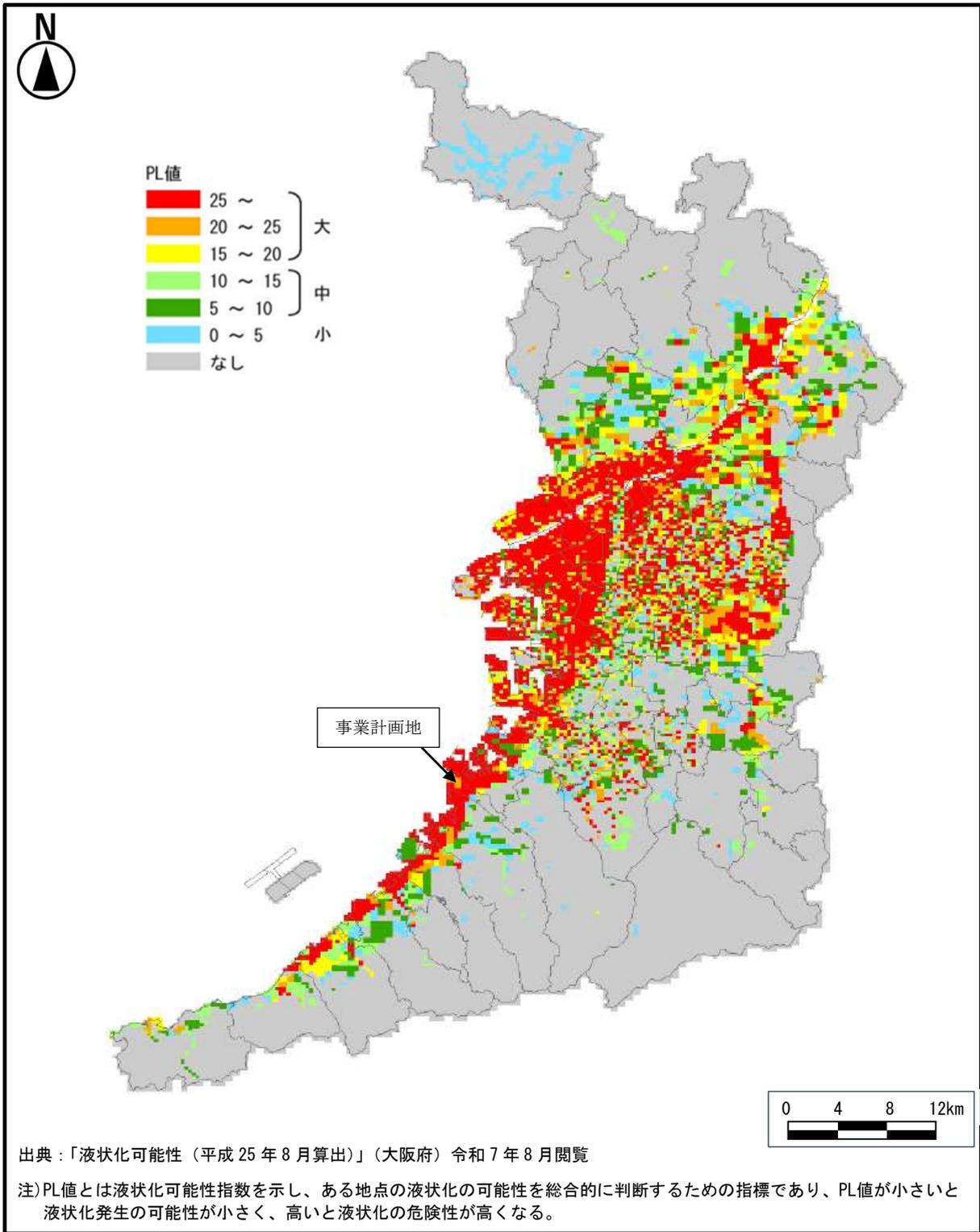


図 4-5-6 事業計画地における液状化の可能性(PL 値)

4-5-6 津波

大阪府では、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づき、府域の津波浸水想定を設定し公表している。平成25年8月に大阪府が公表した「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による、大阪府沿岸の市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間は、表4-5-2に示すとおりである。

事業計画地が位置する忠岡町の最大津波水位は T.P. 4.3m、地震発生後最短到達時間は 94 分となっている。

表 4-5-2 市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

市区町	浸水面積 ^{注1)} (ha)	最大津波水位 ^{注2)} (T.P. + m)	海面変動影響 開始時間 ^{注3)} (分)	地震発生後 最短到達時間 ^{注4)} (分)
大阪市 都島区	101 [*]	—	—	—
大阪市 福島区	379 [*]	—	—	—
大阪市 此花区	816 [30]	4.1 [4]	62	113 [113]
大阪市 西区	426 [*]	—	—	—
大阪市 港区	620 [20]	4.5 [4]	61	114 [121]
大阪市 大正区	665 [*]	4.6 [4]	65	117 [122]
大阪市 浪速区	193 [*]	—	—	—
大阪市 西淀川区	840 [20]	4.3 [4]	66	116 [120]
大阪市 旭区	21 [0]	—	—	—
大阪市 城東区	259 [*]	—	—	—
大阪市 西成区	499 [40]	—	—	—
大阪市 淀川区	756 [90]	—	—	—
大阪市 住之江区	1,174 [50]	5.1 [5]	68	110 [110]
大阪市 北区	322 [*]	—	—	—
大阪市 中央区	21 [*]	—	—	—
大阪市 住吉区	13 [0]	—	—	—
大阪市 鶴見区	41 [0]	—	—	—
堺市 堺区	774 [540]	4.2 [5]	66	110 [114]
堺市 西区	928 [580]	4.9 [5]	55	101 [106]
岸和田市	398 [360]	4.4 [5]	56	93 [95]
豊中市	1 [20]	—	—	—
吹田市	0 [*]	—	—	—
泉大津市	521 [440]	4.4 [5]	58	95 [98]
貝塚市	124 [80]	3.7 [4]	31	88 [90]
泉佐野市	111 [70]	3.8 [4]	31	81 [84]
和泉市	2 [0]	—	—	—
高石市	716 [450]	4.8 [5]	52	102 [105]
泉南市	110 [50]	3.2 [4]	29	75 [77]
阪南市	47 [20]	3.6 [4]	28	68 [72]
忠岡町	97 [60]	4.3 [4]	55	94 [98]
田尻町	28 [20]	3.3 [4]	28	80 [83]
岬町	69 [70]	3.8 [4]	26	54 [59]
大阪府 合計	11,072 [3,050]	—	—	—

注1) 表中の[]は、内閣府公表値(平成24年8月29日)を示す。

注2) 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。小数点以下第一位を四捨五入。内閣府公表は府域で浸水面積が最大となるケース④。10ha単位。*は10ha未満の浸水を表す。

注3) 最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。内閣府公表資料は、最大津波高(満潮位の時の標高、地殻変動考慮)。

注4) 海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間。

注5) 最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間。

第5章 環境影響評価の項目の選定

5-1 環境影響要因の抽出

本事業における事業計画、工事計画の内容等を考慮して、抽出した環境影響要因は表5-1に示すとおりである。

表5-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分		環境影響要因の内容
施設等の存在		・施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
施設 の 供 用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い、煙突から大気汚染物質の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、騒音、振動及び低周波音の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、廃棄物の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。 ・高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。
	車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。
工 事 の 実 施	施設の建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ・造成裸地からの粉じんの発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられる。 ・工事の実施に伴い、廃棄物及び発生土の発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。
	工事車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。

5-2 環境影響評価の項目の抽出

環境影響評価の項目は、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（令和5年3月31日改定大阪府告示第428号）に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、前項で抽出した環境影響要因により環境影響が懸念され、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌汚染、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物・発生土、地球環境及び気候変動適応等の11項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目との関係及び選定する理由又は選定しない理由は、表5-2(1)～(3)に示すとおりである。

表5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	○：選定する理由 ▲：選定しない理由
大気質	環境基準設定項目	二酸化硫黄	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ○：選定する理由 ▲：選定しない理由 <p>○施設の稼働に伴い、煙突から硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の排出が考えられる。また、破碎選別施設の稼働に伴い、粉じんの発生が考えられる。</p> <p>○廃棄物運搬車両等の走行に伴い、大気汚染物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の発生が考えられる。</p> <p>○旧クリーンセンターの解体撤去・施設の建設工事の実施の際に建設機械等の稼働に伴い、大気汚染物質（硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、窒素酸化物）の発生が考えられる。</p> <p>○旧クリーンセンターの解体撤去工事の際に、粉じん（ダイオキシン類）の発生が考えられる。</p> <p>○施設の建設工事実施の際に、造成裸地からの粉じんの発生が考えられる。</p> <p>○工事車両の走行に伴い、大気汚染物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の発生が考えられる。</p> <p>▲施設等の存在、施設の供用、工事の実施に伴うその他の大気汚染物質は、下記に示す理由により選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、煙突排ガス中にはほとんど含まれない。 ・硫黄、ベンゼンについては、車両等の燃料に含まれる物質ではあるが少量であり、全国的に二酸化硫黄及びベンゼンの環境基準を達成している状況である。 ・光化学オキシダントは揮発性有機化合物（VOC）と窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではない。なお、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物は、焼却施設で燃焼（800℃以上）することにより分解され、発生は少ないと考えられる。窒素酸化物については、窒素酸化物の項において選定している。 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、車両等からの排出ガスにはほとんど含まれていない。 ・微小粒子状物質については、環境省において、PM2.5等大気汚染物質排出インベントリの整備・更新を行っている段階であり、予測・評価を行うための知見が不足している。 <p>なお、焼却施設では集じん装置により排出ガス中の微小粒子状物質の排出を低減する計画である。</p>
		浮遊粒子状物質	○	○	○	○	
		二酸化窒素	○	○	○	○	
		ダイオキシン類	○				
	その他	塩化水素		○			
		水銀		○			
		粉じん		○		○	

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

表 5-2 (2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
水質、底質	生活環境項目 (SS)						▲焼却施設は、炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。 工事中は、工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排除する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えて pH 調整等を行う。事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排除する。 これらのことから、水質、底質に影響を与えることはないと考えられる。
	健康項目						
	特殊項目						
	その他						
地下水	生活環境項目						▲施設の稼働及び建設工事の実施に伴い、地下への浸透防止対策を行うため、地下水汚染の原因となる有害物質が地下浸透することはないと考えられる。
	健康項目						
	その他						
騒音	騒音		○	○	○	○	○施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴い騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動		○	○	○	○	○施設の建設工事及び工事車両の走行に伴い、騒音・振動の発生が考えられる。
低周波音	低周波音		○				○施設の稼働に伴い、低周波音の発生が考えられる。
悪臭	悪臭		○				○施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下						▲本事業の実施により、地下水の採取などなく地盤沈下に繋がることはないと考えられる。
土壌汚染	土壌汚染				○		○旧クリーンセンターの施設解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられる。
日照障害	日照障害						▲施設等の存在により、周辺に日照に影響を及ぼすような住居は存在しない。
電波障害	電波障害						▲施設等の存在により、周辺地域の電波受信に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
気象	風向・風速						▲本事業の実施により、気象に影響を及ぼすような地形変化及び高層構造物の設置はない。
	気温						
地象	地形、地質、土質						▲本事業の実施により、地象に影響を及ぼすような土地変化はないと考えられる。
水象	河川水象						▲本事業の実施により、水象に影響を及ぼすような行為はない。
	湖沼水象						
	海域水象						

表 5-2 (3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
陸域生態系	陸生動物						▲事業計画地は既に旧クリーンセンターとして利用されていた土地であり、本事業の実施により、陸域生態系及び海域生態系へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	陸生植物						
	淡水生物						
	陸域生態系						
海域生態系	海域生物						
	海域生態系						
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場			○		○	○廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。
景観	自然景観						▲事業計画地周辺には、考慮すべき自然景観、歴史的・文化的景観は存在しない。 ○施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
	歴史的・文化的景観						
	都市景観	○					
文化財	有形文化財等						▲事業計画地は埋立地であり、本事業の実施により、有形文化財、埋蔵文化財等へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	埋蔵文化財						
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○		○施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去や施設の建設工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられる。
	産業廃棄物		○		○		
	発生土				○		
地球環境	温室効果ガス		○	○	○	○	○施設の供用及び工事の実施に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。 ▲本事業の実施による、オゾン層破壊物質(フロン等)の搬出入はなく、また設備機器にも含まれない。
	オゾン層破壊物質						
気候変動適応等	洪水・内水氾濫						○高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。 ▲事業計画地は、洪水・内水氾濫、土砂災害による影響を受けることはない。 ▲本事業の実施により、事業計画地周辺における暑熱の状況に影響を及ぼすことはないと考えられる。
	高潮・高波		○				
	土砂災害						
	暑熱						
	地震		○				
	津波		○				

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

第6章 調査・予測及び評価の手法

6-1 現況調査

事業計画地周辺の環境の現況の把握及び予測に必要な資料を得るため、5-2で抽出した環境影響評価の項目を対象として、既存資料調査及び現地調査を実施する。

調査の内容は、表6-1(1)～(6)に示すとおりである。

表6-1(1) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
大気質					
既存資料調査	大気汚染物質の濃度及び気象の状況	事業計画地周辺の一般環境局(岸和田中央公園局、泉大津市役所局等)及び自動車排ガス測定局(天の川下水ポンプ場)	過去5年程度	・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)」(大阪府)	事業計画地周辺における環境濃度を把握するため、既存の公設測定局のデータ収集を行う。
気象					
現地調査	地上気象	事業計画地内 (図6-1(1)参照)	通年観測(1時間値)	「地上気象観測指針」(気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル」(環境省)に基づく測定方法*	大気質の現況把握及び影響予測を行う上で必要なデータを得るため、事業計画地内にて地上気象データを取得する。
	上層気象	事業計画地周辺2地点 (図6-1(1)参照)	4季(7日間/季)	「高層気象観測指針」(気象庁)に基づく測定方法	大気質の影響予測(高濃度出現条件)に必要なデータを得るため、臨海側と内陸側の2箇所にて上層気象データを取得する。

※地上気象の現地調査のうち、風向・風速の観測は、事業計画地内の既存施設煙突頭頂部(地上55m)で通年観測を行う。

表 6-1 (2) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
大気質					
大気汚染物質(一般環境大気質)					
二酸化硫黄	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(2 週間/季、1 時間値)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠	大気質の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、事業計画地が位置する忠岡町域の 2 地点(町民いこいの広場及び忠岡町民運動場)と施設の稼働時の煙突排ガスの着地濃度が高くなると想定される地点付近の計 3 地点を選定して実施する。	
浮遊粒子状物質	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠し、JIS B 7954「β線吸収法」により連続測定する方法		
窒素酸化物 (NO、NO ₂)	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に基づく測定方法に準拠		
現地調査	ダイオキシン類	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(2 週間/季、1 週間値)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠	大気質の影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、上記 3 地点に加えて事業計画地が位置する忠岡町に隣接する泉大津市及び岸和田市の大気環境を代表する地点として泉大津市役所局及び岸和田中央公園局の計 5 地点を選定して実施する。
	塩化水素	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「大気汚染物質測定法指針」(環境庁)に準拠	
	水銀	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境庁)に準拠	
	自動車交通量	事業計画地周辺 2 地点 (図 6-1 (1) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)	・車種別・方向別交通量を数取器(カウンター)による計測 ・道路構造(車線数、幅員、傾斜等)の把握	
				廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートでの現況の自動車交通量の把握及び予測に必要なデータ収集を目的として実施する。交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各 1 日実施する。	

表 6-1 (3) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
騒音					
既存資料調査	騒音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) 	環境騒音、道路交通騒音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	騒音レベル (L_{A5})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、農林水産省、通産省、運輸省告示第 1 号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8731 により測定	事業計画地における騒音の現況を把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
	道路交通騒音 レベル (L_{Aeq})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)		廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける騒音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (4) 現況調査の手法

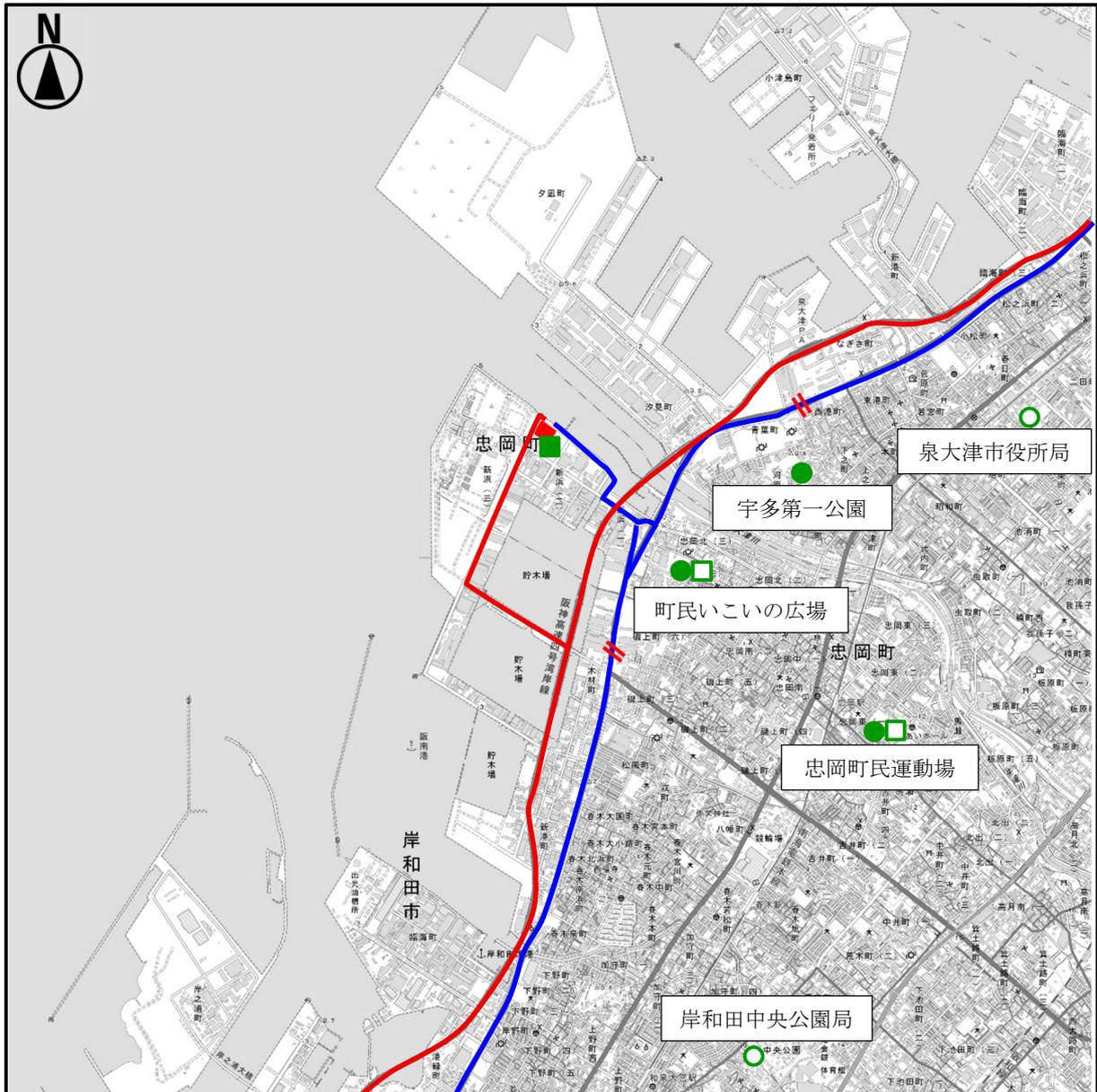
現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
振動					
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 用途地域指定状況 法令による基準等 	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> 「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) 「大阪府環境白書」(大阪府) 「忠岡町都市計画図」(忠岡町) 「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) 「都市計画図」(泉大津市) 	一般環境中の振動、道路交通振動の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	振動レベル (L_{10})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) 及び 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号) に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8735 により測定	事業計画地における振動の現況を把握するため、調査を行う。平日と休日の振動レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
現地調査	道路交通振動レベル (L_{10})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)		廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける振動の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
低周波音					
既存資料調査	低周波音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)	低周波音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	低周波音圧レベル (L_{Geq} , L_{Eq})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁) に準拠	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける低周波音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の低周波音圧レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
現地調査					

表 6-1 (5) 現況調査の手法

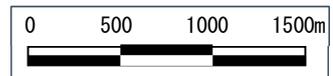
現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
悪臭					
既存資料調査	悪臭の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	悪臭の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	・事業計画地敷地境界2地点 ・類似施設2点 (図6-1(3)参照)	夏季(1回/日)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環告第9号)及び「臭気指数の算定の方法」(平成7年環告第63号)に準拠	悪臭の現況を把握するため、事業計画地敷地境界2地点(風上・風下)で調査を行う。 また、影響予測のため、類似施設2施設において調査を行う。
土壌汚染					
既存資料調査	土壌の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	土壌の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	土壌調査の状況	事業計画地	旧クリーンセンター停止後に忠岡町が行った土壌調査の結果を入手する。		忠岡町が実施した事業計画地における土壌調査の結果を用いて、施設の建設工事の実施による土壌汚染への影響予測の資料とする。
人と自然との触れ合いの活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	事業計画地周辺	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料の収集を行う。
現地調査	活動の場の利用状況	事業計画地周辺及び運搬経路周辺 (図6-1(4)参照)	秋季の平日・休日各1日(昼間)	現地踏査による、活動の場の利用人数のカウント及び聞き取り調査	活動の場の利用状況(利用人数や利用形態)を把握するため、利用者が多いと考えられる秋季に行う。 また、交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各1日実施する。

表 6-1 (6) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
景観					
既存資料調査	景観の状況	事業計画地周辺の主要な眺望地点	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の眺望地点の状況を把握するため既存資料の収集を行う。
現地調査	都市景観	事業計画地周辺概ね3km以内(10地点程度) (図6-1(4)参照)	落葉期・繁茂期各1日	写真撮影	視覚的に施設完成後の変化の把握をするため近景・中景の代表的な眺望地点の中から調査を行い、予測地点を選定する。
廃棄物、発生土					
既存資料調査	事業計画地周辺における廃棄物の状況	事業計画地周辺	最新の年度	大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(大阪府)等	事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料の収集を行う。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス削減への取り組み等	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料の収集を行う。
気候変動適応等					
既存資料調査	高潮・高波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府高潮浸水想定区域図」(大阪府)及び「忠岡町高潮ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における高潮・高波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	大規模地震による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町地震ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における大規模地震による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	津波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町津波ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における津波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

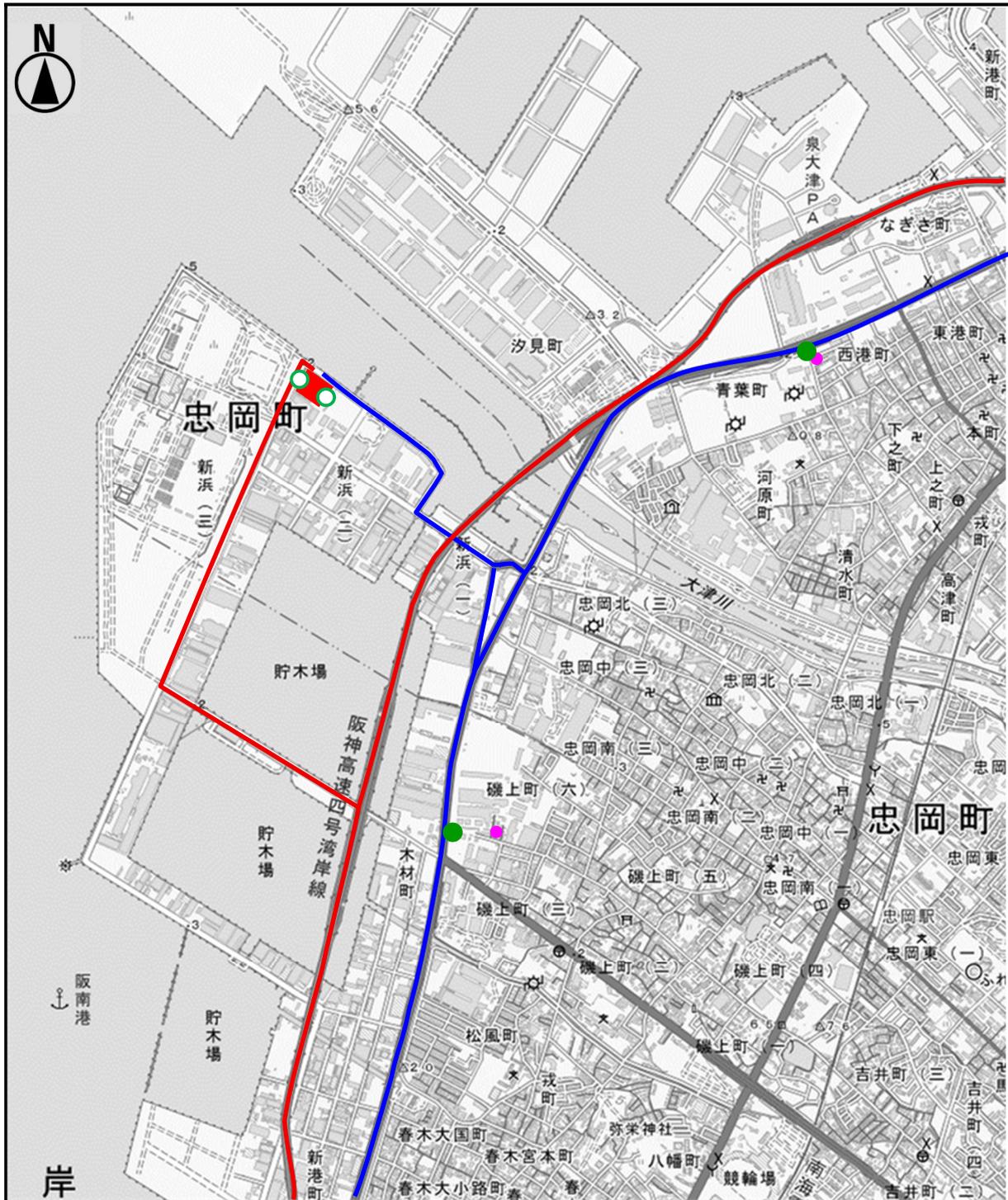


—凡例—

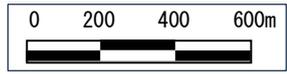
- ：事業計画地
- ：大型車搬入出ルート
- ：小型車搬入出ルート

- ：窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
- ：ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
- ：地上気象：風向・風速、日射量・放射収支量、気温・湿度(通年)
- ：上層気象：風向・風速、気温(4季)
- ：自動車交通量

図6-1(1) 調査位置(大気質、気象、自動車交通量)



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)



—凡例—

- : 事業計画地
- : 大型車搬入出力ルート
- : 小型車搬入出力ルート
- : 住居等の保全物件
- : 敷地境界騒音・振動・低周波音調査地点
- : 道路交通騒音・振動調査地点

図6-1(2) 調査位置(騒音・振動・低周波音)

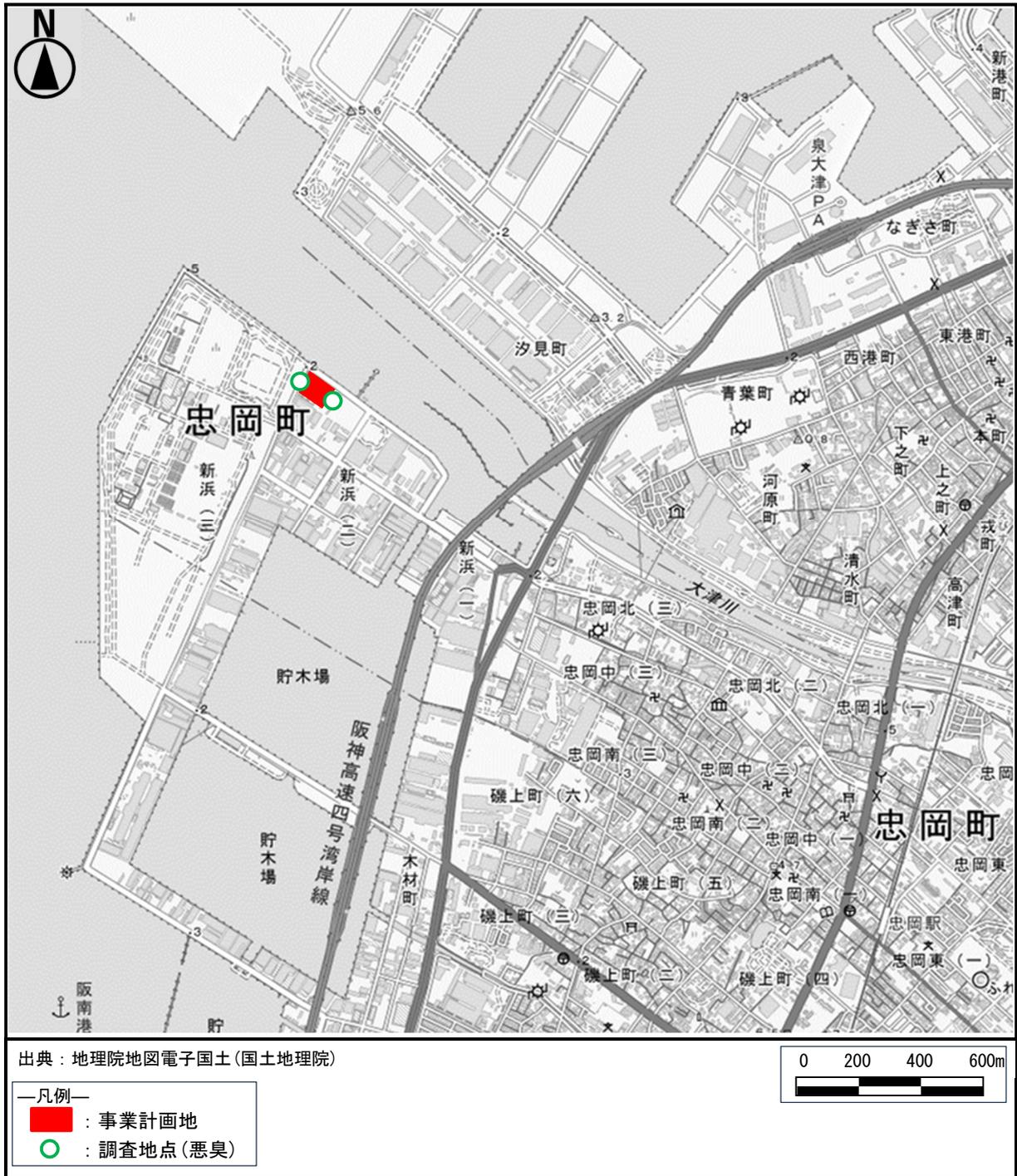


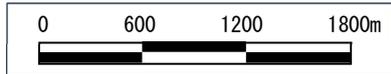
図6-1(3) 調査位置(悪臭)



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

—凡例—

- : 事業計画地
- : 大型車搬入出ルート
- : 小型車搬入出ルート
- : 近景範囲(500m)
- : 中景範囲(3km)
- ◆ : 景観調査地点
- : 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



注 1) 景観は、上記の地点で予備調査を行い、代表的な眺望地点で落葉期・繁茂期の各 1 日調査を実施。
 注 2) 人と自然との触れ合いの活動の場は、予備調査を令和 7 年 3 月 15 日(土)に行い、事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として代表的な新浜緑地、泉大津マリーナ及びなぎさ公園を選定した。

図 6-1 (4) 調査位置(人と自然との触れ合いの活動の場、景観)

6-2 影響予測

本事業の実施に伴う環境影響の予測の手法は、施設の存在・供用時は表 6-2 (1)～(2)、工事の実施時は表 6-3 (1)～(2)に示すとおりである。

表 6-2 (1) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	煙突排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺(事業計画地より半径3kmの範囲)	事業活動が定常状態となる時期
	水銀、ダイオキシン類	年平均濃度				
施設の稼働に伴う粉じん	施設からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	事業計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	事業活動が定常状態となる時期	
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	車両排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点(図6-1(2)道路交通騒音・振動調査地点参照)	事業活動が定常状態となる時期
騒音						
施設の稼働に伴う騒音	騒音レベル(L_{A5})	「環境アセスメントの技術」(平成11年、(社)環境情報科学センター)に示された建物内での騒音伝搬理論計算式、屋外での騒音伝搬理論計算式による数値計算	施設騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-MoDel 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	事業活動が定常状態となる時期	
振動						
施設の稼働に伴う振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	事業活動が定常状態となる時期	

表 6-2 (2) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音圧レベル	低周波音圧レベル(L_{req} および L_{eq})	低周波音の伝搬理論計算式	工場低周波音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	事業計画に加えて、事業計画地敷地境界2地点および類似施設2点での現地調査結果による定性的予測	現状調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期
煙突からの悪臭物質の排出	特定悪臭物質及び臭気指数	「悪臭防止法施行規則」に準拠した式による計算	悪臭の予測に広く用いられている手法を採用する。		
人と自然との触れ合いの活動の場					
廃棄物運搬車両等の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺(図6-1(4)参照)	事業活動が定常状態となる時期
景観					
施設の存在に伴う都市景観	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュによる定性的予測	視覚的にその変化を把握しやすい手法とする。	事業計画地周辺	施設の完成時
廃棄物・発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	既存類似例等を参考に、原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
地球環境					
施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期
気候変動適応等					
高潮・高波、地震又は津波に起因する化学物質の漏洩	発生リスクの程度	事業計画により予測する方法	事業計画を踏まえた定性的な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期

表 6-3 (1) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
既存施設解体工事	粉じん(ダイオキシン類)	解体工事からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	工事計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	旧クリーンセンターの焼却炉を撤去する時期
造成等の工事	粉じん	造成裸地からの粉じん	風向・風速の調査結果に基づき地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	造成裸地からの粉じんの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期
建設機械排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	建設機械等排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間のうち、建設機械の稼働が最大となる時期
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	車両の排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)道路交通騒音・振動調査地点参照)	工事車両の影響が最大となる時期
騒音						
建設作業騒音	騒音レベル(L_{A5})	日本音響学会提案式(ASJ CN-MoDel 2007)による計算	建設機械騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期	
工事車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期	
振動						
建設作業振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期	
工事車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期	

表 6-3 (2) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
土壌汚染						
土壌汚染	土壌の移動による影響	現況調査の結果及び環境保全措置の内容から影響の程度を定性的に予測	土壌の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	
人と自然との触れ合いの活動の場						
工事車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺 (図 6-1 (4) 参照)	工事車両の影響が最大となる時期	
廃棄物・発生土						
既存施設解体工事	工事の実施に伴い発生する廃棄物・発生土	廃棄物・発生土の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	工事計画を基に廃棄物および発生土を定量的に予測	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
造成等の工事						
地球環境						
建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	工事計画及び原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中	
工事車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	

6-3 評価

本事業の実施に伴う環境影響の予測結果は、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、表6-4に示す評価の指針を基に評価対象項目ごとに環境保全目標を設定する。

表6-4 評価の指針

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合すること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合すること。
土壌汚染	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
人と自然との 触れ合いの活 動の場	①人と自然との触れ合いの活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
景観	①景観の形成について十分に配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
廃棄物、発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合すること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
気候変動適応 等	環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がされていること。

第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可

本事業の実施に伴い、必要となる許認可は以下のとおりである。

- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第8条第1項)
- ・ 産業廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第15条第1項)
- ・ 建築基準法51条ただし書き許可(建築基準法第51条第1項)
- ・ ばい煙発生施設設置届出(大気汚染防止法第6条第1項)
- ・ 水銀排出施設設置届出(大気汚染防止法第18条の28)
- ・ 特定施設設置届出(騒音規制法第6条第1項)
(振動規制法第6条第1項)
(ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項)
(大気汚染防止法)
- ・ 届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項他)
- ・ 建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第6条第1項)
- ・ 危険物取扱所設置許可申請(消防法第11条)
- ・ 工事計画届出(大気汚染防止法第18条の15)
(大気汚染防止法第18条の17)
(大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7)
(電気事業法第18条第1項)
- ・ 労働安全衛生法